

令和 6 事業年度業務実績自己評価書

令和 7 年 6 月

独立行政法人水資源機構

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調書No.	備考
		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			
1．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
1-1 水資源開発施設等の管理業務		A	A	A			1-1	
1-1-1 安全で良質な水の安定した供給		<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重			1-1-1	
1-1-2 洪水被害の防止・軽減		<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重			1-1-2	
1-1-3 危機的状況への的確な対応		<u>A○</u> 重	<u>S○</u> 重	<u>S○</u> 重			1-1-3	
1-1-4 施設機能の確保と向上		B	B	A			1-1-4	
1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施		B	A	B			1-1-5	
1-2 水資源開発施設等の建設業務								
1-2-1 ダム等建設業務		<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重			1-2-1	
1-2-2 用水路等建設業務		<u>B○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重			1-2-2	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。
- ※5 項目別調書は一の「一定の事業等のまとめり」ごとに作成する。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			
2．業務運営の効率化に関する事項								
2-1 業務運営の効率化		B	B	B			2-1	
3．財務内容の改善に関する事項								
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 不要財産の処分に関する計画 6 5に規定する財産以外の重要財産の譲渡計画 7 剰余金の使途		B	B	B			3	
4．その他の事項								
8-1 内部統制の充実・強化		B	B	B			4-1	
8-2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上		A	B	A			4-2	
8-3 機構の技術力を活かした支援等		B	B	B			4-3	
8-4 広報・広聴活動の充実		B	B	B			4-4	
8-5 地域への貢献等		B	B	B			4-5	
8-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項		B	B	B			4-6	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	水資源開発施設等の管理業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第1項2号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （1－1－1 安全で良質な水の安定した供給） 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。 （1－1－2 洪水被害の防止・軽減） 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要な不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。また、特定施設及び利水ダムの建設・管理を行っている機構は、流域の関係者と連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要があるため。 困難度：「高」 （1－1－1 安全で良質な水の安定した供給） 複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。 （1－1－2 洪水被害の防止・軽減） ① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であり、依然として精度上の技術的制約がある中で、確実な洪水調節を実施する必要があるため。 ② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量等、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。 ③ 下流の河川整備の状況を踏まえつつ、河川管理者の指示や、下流の地方公共団体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。 ④ ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の予測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況判断に加え、治水協定を踏まえた関係利水者との綿密な調整等を行う必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

	⑤ 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う制限下であっても、洪水被害の防止・軽減に関する業務を切れ目なく継続的に行うことは、国民経済の成長と国民生活の向上に不可欠であるため。													
2. 主要な経年データ														
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
										予算額（千円）	45,658,521	49,762,309	50,756,028	
										決算額（千円）	43,976,813	47,460,264	48,221,675	
										経常費用（千円）	114,032,433	117,229,840	118,047,095	
										経常利益（千円）	△428,948	△204,644	△198,775	
										行政コスト(千円)	114,021,919	118,631,635	118,585,332	
										従事人員数	852	884	865	

（注1）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注2）従事人員数は、1月1日時点。

（注3）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					【1-1 水資源開発施設等の管理業務】 1-1-1 安全で良質な水の安定した供給 - 取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施したことで、供給必要日数に対する実供給日数の割合（供給日数割合）は100%、用水補給や下流河川の維持流量を確保するためにダム等からの補給が必要となった補給必要日数に対する実補給日数の割合（補給日数割合）は100%であり、供給日数割合及び補給日数割合ともに定量目標値である100%を達成した。 - ダム等の水管理に関する情報を毎日、機構のウェブサイトに掲載するとともに、渇水時には、渇水対策本部等を立ち上げ、ウェブサイトを通じた水源情報の提供について更新頻度を高めるなど情報の充実を図り、利水者をはじめとする関係機関との連携を強化した。 - より効率的な水運用として低水管理の合理化・省力化を進めるため、低水管理において流入量予測に使用するパラメータをAIが最適化するシステムを試行的に導入している2施設（日吉・池田ダム）では、AIの学習に必要な雨量や流入量の実測データ取り込み、異常値除去や欠測値補填などを行うことにより予測精度を改善させた。 - 霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水及び両筑平野用水においては、農業用水における営農実態調査等を実施し、水利用の実態把握に努め、また、群馬用水、成田用水、北総東部用水、見沼代用水、愛知用水、豊川用水、木曽川用水、三重用水、福岡導水及び両筑平野用水においては、水利用の実態を踏まえ、河川管理者、利水者をはじめとする関係機関と水利権更新に向けた協議調整を進めた。 - 令和6年度春先の渇水対応は、前年度に引き続き、下久保ダム（利根川水系神流川）、一庫ダム（淀川水系猪名川）や吉野川水系銅山川、筑後川水系において、取水制限を継続してきたが、令和6年3月下旬以降の降雨により、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系において令和6年4月下旬までに全面解除となった。 - 梅雨開け以降についても淀川水系において、水源となる一庫ダムの貯水量が減少したため淀川水系渇水対応タイムライン及び自主節水に関する覚書に基づき、早くから水道事業者への情報提供と事業者間調整を行い自主節水を開始したが、その後も貯水量が低下を続けたため、令和6年9月30日から第一次取水制限を開始した。その後の降雨により令和6年11月5日までに約6割を超える貯水率まで回復したため、令和6年11月6日に取水制限を全面解除した。 - 吉野川水系吉野川（早明浦ダム）においても流況悪化に伴い、令和6年8月16日から令和6年8月30日にかけて15日間の第一次取水制限を行った。また、吉野川水系銅山川（新宮ダム、富里ダム）においては、令和6年12月に再び、河川流況が悪化したことから、令和6年12月6日から自主節水を開始し、2月19日から第一次取水制限（工水20%）に対策が強化され、取水制限は令和7年度も継続して対策が行われた。 - 筑後川水系では、昨年度（令和5年12月20日）から、引き続き、第一次渇水調整として、小石原川ダム管理開始以降初の運用である6ダム等（水機構特定：大山ダム、小石原川ダム、寺内ダム、水機構利水：江川ダム、水機構堰：筑後大堰、農水：合所ダム）統合運用を継続し、筑後川本川の筑後大堰湛水域より取水する福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団に対して効率的な補給を実施すると共に、既に企業団の目的別貯水量が低下していた合所ダムの温存に寄与した。第1次渇水調整に取り組んだことや	1-1-1 安全で良質な水の安定した供給 - 困難度「高」と設定した本項目について、左記の取組及び成果により、定量目標を達成する等、中期計画における所期の目標を達成した。 - 取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施し、利水者に対して安定的かつ過不足なく必要水量を供給し、補給日数割合及び供給日数割合ともに定量目標値である100%を達成した。 - 各河川の取水制限等に併せて本社、関東管内、関西・吉野川支社淀川本部、吉野川本部、筑後川局及び各事務所に渇水対策本部等を設置し、水源状況等について、一般への情報発信、関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムラインに基づき、河川管理者、利水者等と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図った。 - 渇水調整のために開催された渇水調整協議会等（6水系20回）全てに出席し、国、関係機関、利水者等の緊密な連携が図られるよう情報共有等を行った。 - これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、A評定とした。		

					一時的な降雨によって、筑後川の主要6施設による水源は約600万㎡の延命効果があった。その後も流況が悪化し令和6年2月14日時点で主要6施設の合計貯水量は3割程度まで落ち込んだため、令和6年2月17日から第二次渇水調整として、6ダム等統合運用に加え、取水制限（福岡地区水道企業団10％、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団3％）、山口調整池の貯留水40万㎡を使用した運用を行っていたが、令和6年3月下旬からの降雨により、各ダムの貯水量が回復したことから、令和6年4月24日に全面解除となった。 一方、下久保ダムにおいては、取水制限が継続されたが、令和6年6月下旬までの降雨により貯水量が平年の8割程度まで回復したことから令和6年7月1日に全面解除となった。 1-1-2 洪水被害の防止・軽減 洪水調節を目的に含む12ダムにおいて、延べ38回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施し、ダム等の治水効果を確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正実施割合100％を達成した。 令和6年5月前線時において、早明浦ダムでは、最大流入量（毎秒約908㎡）において、約83％に相当する毎秒約758㎡の洪水をダムに貯留した。また、吉野川では、池田地点において「はん濫危険水位（8.00m）」に迫る水位7.70mを記録した。吉野川上流ダム群による洪水調節により、池田地点において、河川水位を約0.57m低減させ、はん濫危険水位の超過を防いだ。 令和6年7月前線時において、阿木川ダムでは、最大流入時（毎秒約282㎡）において、約92％に相当する毎秒約260㎡の洪水をダムに貯留した。この洪水調節により、阿木川ダムの下流（大門地点）において、河川水位を約1.40m低減させ、はん濫危険水位の超過を防いだ。 令和6年8月台風10号時において、横山ダムの管理を水資源機構が受託していたことから、徳山ダムと横山ダムとが流入量予測やダム操作のタイミング等の情報交換をより密に行い円滑な防災操作を実施し、2ダムで約1,140万㎡の洪水を貯留した。この洪水調節により、揖斐川の岡島地点（揖斐川町）において、河川水位を約1.10m低減させ、水防団待機水位の超過を防ぐとともに、万石地点（大垣市）において、河川水位を約0.50m低下させた。 洪水調節を目的に含む全てのダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会を開催し、洪水時のダムの防災操作（緊急放流を含む）、ダム下流河川の状況の他、計画規模を超える出水時における緊急放流について説明し、ダムの機能について正しく理解してもらい、ダムの計画規模を超える出水時には、自治体から避難指示等を発令し、下流沿川住民の速やかな避難行動に繋げてもらうよう関係機関と情報を共有した。 各水系に設置された流域治水協議会（10協議会）において、流域治水に関する協議・情報共有を図るとともに、関連河川及び氾濫ブロックごとに設置された大規模氾濫減災協議会（28協議会）に参画し、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関する説明、訓練を行うなど、情報の共有・リスクコミュニケーションを図った。 ダム等の放流警報設備を放流警報時に支障とならない範囲で利用し、市町村が流域住民に災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の情報伝達手段として活用することについて、ダム下流の関係市町村等の地方公共団体に対して説明を行うとともに、既に協定締結済みの関係市町村と警報設備の利用要請をダム管理者に伝達する訓練を行う等の働きかけを行った。 洪水時には地方公共団体をはじめとする関係機関に、ダムの防災操作や警報等の情報提供を適時的確に実施するとともに、洪水調節を行った全12ダムの洪水調節状況等をリアルタイムにウェブサイトで公表すると共に洪水後速やかにダムの防災操作の効果について記者発表やHP等に公表するなど、ダ	1-1-2 洪水被害の防止・軽減 困難度「高」と設定した本項目について、左記の取組及び成果により、定量目標を達成する等、中期計画等における所期の目標を達成した。 洪水調節を目的に含む全25ダムのうち12ダムで延べ38回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施した結果、ダム等の治水効果を確実に発揮し、定量目標である洪水調節適正実施割合100％を達成した。 令和6年8月29日に上陸した台風10号の影響により、令和6年8月29日から31日にかけて、徳山ダム（岐阜県揖斐川町）の上流では、流域平均総雨量約207mm、徳山ダムの直下流にある横山ダム（岐阜県揖斐川町）の上流では、流域平均総雨量約247mmを観測する大雨となった。 水資源機構施設である徳山ダムと、国土交通省施設である横山ダムは、揖斐川本川の上下流に位置することから、より効率的・効果的な管理を目的として、令和6年度から横山ダムの管理を水資源機構が受託した。 この台風10号の大雨に対し、徳山ダムと横山ダムが、流入予測や操作のタイミング等の情報交換をより密に行い円滑な防災操作を実施して、徳山ダムでは最大流入量時（毎秒約488㎡）において、全量をダムに貯留し、横山ダムでは最大流入時（毎秒約445㎡）において、毎秒約168㎡をダム	
--	--	--	--	--	--	--	--

					ムによる洪水被害の軽減効果について情報発信を行った。 地域住民や河川利用者等を含めたより多くの関係者に対して、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会等を68件行った。また、ダムの防災操作や放流警報などについて、一般の方にも分かりやすい内容でとりまとめ、HPへの掲載やダム下流の市町村に配布するなど情報発信を行った。 - 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」に基づき、利水ダムも含め水系ごとに治水協定を締結（特定施設24ダム、利水ダム12ダム）し、事前放流等に取り組んでいる。 令和6年度は、特定施設の2ダム（室生、日吉ダム）で延べ3回、利水ダムの4ダムで延べ8回の事前放流を実施した。 木曾川水系王滝川の牧尾ダムでは、前線の影響により木曾川水系治水協定に定められた基準降雨量の230mmを超過する予測となったため、7つの関係機関や利水者と協議の上で、令和6年6月28日から事前放流を開始した。 事前放流の実施により約762万㎡の洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池の最高水位を常時満水位以下のEL.877.38mに抑えてダムの安全性を確保するとともに、最大約192㎡/sの放流量の低減による下流の洪水負荷軽減が図られた。 SIP（戦略的シノベーション創造プログラム）の取り組みの中で「ダム群連携最適操作シミュレータ（プロトタイプ）」の開発を進め、令和4年度までに「木津川上流ダム群（高山・青蓮寺・比奈知・室生・布目ダム）」及び「荒川上流ダム群（浦山・滝沢・二瀬・合角ダム）」において最適操作シミュレータを開発し、試行運用を開始した。本シミュレータは、大規模出水時において、各ダムの貯水状況などを勘案して、複数ダムの貯水容量を最大限活用し、下流基準地点の水位を最も抑えるための任意のダム放流操作について、短時間で決定し、提示するものである。 令和5年度以降、2ダム群において効果検証可能な出水が発生していないため、効果検証を継続する。 令和6年度に特別防災操作の実施が必要となる洪水は発生しなかったが、特別防災操作の実施要請が多い味噌川ダムにおいて降雨のピーク前に特別防災操作を行うことで、より効果的な下流河川の水位低下を行うことが可能となるよう、アンサンブル降雨予測技術を活用した新たな適用ルール案を作成し、令和7年度の洪水期からの運用に向けて河川管理者と協議を行っている。 1-1-3 危機的状況への的確な対応 - ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を進めるため、5施設（南摩ダム、徳山ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰、女男石頭首工）で管理用制御処理設備の整備を行った。 また、1施設（下久保ダム）の監査廊にWi-Fi設備の整備を行った。 関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を408回実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を97回実施した。なお、これら実績は、中期目標において困難度が「高」とされており、指標として定められた第4期中期目標期間の平均実施回数（見込み）393回及び64回をともに上回る回数（災害対応訓練実施回数：104%、連携強化取組回数：152%）である。 また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等を実施することにより、危機管理能力の向上を図った。 備蓄資機材の相互融通や情報共有を図るため、機構が保有する備蓄資機材の情報の共有化を継続した。	に貯留し、2ダムで約1,140万㎡の洪水を貯留した。 この洪水調節により、揖斐川の岡島地点（揖斐川町）において、河川水位を約1.10m低減させ、水防団出動水位の超過を防ぐとともに、万石地点（大垣市）において、河川水位を約0.50m低下させた。 これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、A評定とした。		
--	--	--	--	--	---	--	--	--

					危機管理体制維持のため4事務所の防災宿舍について改修工事等を進めるとともに、全事務所において宿舍整備計画を策定し、防災宿舍の計画的な整備・維持管理に取り組んだ。 また、車両等機材であるポンプ車及びクレーン付トラックの法令点検整備、可搬式浄水装置の定期整備とともに、備蓄資材については、管理台帳や使用記録簿と照合して規格、数量等の状態確認を行うなど適切な管理を行った。 令和6年度は、業務継続計画（取水障害対応編）に基づいた情報伝達訓練及びポンプ車等の操作訓練を水資源機構主催で令和6年10月21日（情報伝達訓練）及び22日（ポンプ車等操作訓練）に開催した。 10月21日に開催した情報伝達訓練では、東京都、埼玉県、群馬県、関係土地改良区等の利水者、国土交通省、農林水産省、経済産業省等の関係機関と実際に連絡を取り合い、発災時における連絡調整の確認等を行った。 また、翌22日に開催したポンプ車等の操作訓練では、ポンプ設備の設置や稼働に必要な技術の習得、防災意識の向上、関係機関等との連携強化を図るため、水資源機構の関東管内10事務所、農林水産省関東農政局・東北農政局が参集し、ポンプ設備24台を集結させて実施した。 令和6年度は、7件の漏水事故が発生したが、いずれも「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応を行ったことで、用水供給の確保、被害拡大の防止を図ることができた。 なお、本マニュアルについては、全職員が閲覧できるよう機構内LANの掲示板に掲示して周知徹底を図ることで、危機管理体制を強化している。 事務職・技術職を問わずに実施した用地管理等担当者会議において、「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル」の周知徹底を図った。 ・ 災害時等における機構の技術力を活かした他機関への支援について、「令和6年能登半島地震」により水道基幹施設等に甚大な被害を受けた石川県珠洲市において、発災直後から可搬式浄水装置による応急給水支援の調整を行い、令和6年1月9日から令和6年4月19日までの102日間、延べ約800人の職員を派遣し、給水総量約4,500㎥を提供した。また、農林水産省北陸農政局から被災地の未点検ため池を点検する職員派遣の要請を受け、令和6年1月13日から令和6年4月26日までの105日間、延べ約400人の職員を派遣し、約320箇所のため池点検を実施した。このように機構の技術力を活かした被災地支援を行うとともに、地震で被災した用水路復旧のための備蓄資材（水輸送用塗覆装鋼管φ1,650mm）を提供した。 給水支援活動の終了にあたっては、石川県珠洲市長への報告の機会において、機構の支援活動に対しての謝意を頂き、農林水産大臣からは、被災地における災害援助の貢献に対する感謝状を受領した。 更に、農林水産省九州農政局が管理する「遙拝堰」（国営八代平野土地改良事業）では、令和6年5月28日に発生した豪雨出水により、ゲート更新工事のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が流出し取水不能となった。この事象に対して、農林水産省九州農政局からの要請により、機構の筑後川下流総合管理所に配備するポンプ車（60㎥/min）1台を現地に派遣し、令和6年5月31日から令和6年6月26日までの間において、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急的な取水対応に活用された。 この支援に対して、農林水産省九州農政局長から、被災した堰の用水確保への貢献に対する感謝状を受領した。 平常時においては、迅速な初動対応に繋げるため、災害発生時に機構が所有する配備機材の輸送等を機構に代わり実施できる企業と災害支援に関する災害協定を締結し、支援体制の整備を図った。 令和6年度に実施したポンプ車操作訓練では、機構の訓練計画を農林水産省本省から各地方農政局と共有して合同訓練を実施するなど、危機管理能力の向上及び連携強化を図ると	・ 利根大堰において何らかの災害・事故等により堰上流の取水水位が確保できない場合を想定した情報伝達訓練（令和6年10月21日）及びポンプ車等操作訓練（令和6年10月22日）を実施した。 情報伝達訓練では、東京都、埼玉県、群馬県、関係土地改良区等の利水者、国土交通省、農林水産省、経済産業省等の関係機関と実際に連絡を取り、発災時における連絡調整の確認等を行った。 ポンプ車等操作訓練は、ポンプ設備の設置や稼働に必要な技術の習得、防災意識の向上、関係機関等との連携強化を図るため、水資源機構が主催して、機構の関東管内10事務所、関東農政局、東北農政局を参集し、ポンプ設備24台を集結させて実施した。 なお、この取組は、「大規模災害・事故による水供給リスクに備えた応急対応等の検討ガイドライン（案）」（令和6年11月国土交通省水管理・国土保全局水資源部）の公表に先立つ初めての取組である。 ・ 農林水産省九州農政局が管理する「遙拝堰（ようはいぜき）」（国営八代平野土地改良事業）において、令和6年5月28日に発生した豪雨による出水により、ゲート更新のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が流出し、取水不能となったため、九州農政局の要請により、ポンプ車1台を派遣し、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急取水に支援した。 また、令和6年9月の能登半島豪雨により珠洲市大谷浄水場が被災したことによる珠洲市からの給水支援の相談があり、早急に職員を現地へ派遣し、取水ポイントや搬入ルート等の現地確認及び市役所等関係者打合せ（R6.10.2～3）	
--	--	--	--	--	---	--	--

					ともに、関係自治体や利水者の参加も促し、機構の配備機材や装備について情報共有を行った。	を行い、速やかに支援が行えるよう態勢を整えた。 令和6年度は、令和5年度からの継続も含めて、合計5件の支援及び1件の支援態勢準備を行った。 ① 能登半島地震被災地への可搬式浄水装置による給水支援（R6.1.9～R6.4.19） ② 能登半島地震による防災重点農業用ため池の緊急点検、対策（R6.1.13～R6.4.26） ③ 九州農政局（遙拝堰）に対しポンプ車（60m3/min）を貸与（R6.5.31～R6.6.26） ④ 香川県（西讃土地改良事務所）に対しポンプ車（30m3/s）、ポンプパッケージを貸与（R6.6.13～R6.9.20） ⑤ 明治用水土地改良区に対し、FRPM管φ1,000mm×2本、FRPM管鋼製継輪×3組を貸与（R6.10.7） ○ 能登半島豪雨被災地（珠洲市）の要請により、可搬式浄水装置の設置等にかかる現地確認及び関係者打合せ（R6.10.2～3）を行い、支援態勢を整えた。 ・ これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標を達成したことに加え、質的に顕著な成果が得られたと考え、S評価とした。		
				1-1-4 施設機能の確保と向上 ・ ダムの安全管理については、特定施設ダムの9ダムにおいて定期検査を計画どおり実施するとともに、利水ダムの2ダムにおいて河川管理者が実施する検査を受検した。 特定施設ダムにおいては、この機会を利用し、2ダムで利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し施設の状態について認識の共有を図った。 ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるために、ダム付属施設等を対象に耐震性能照査を進めるとともに、耐震性能照査に使用する地震動について、最新の知見に基づく見直しを行った。また、河口堰については、令和5年度までに、全5施設（利根川河口堰、長良川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰、筑後大堰）でレベルⅡ地震動に対する耐震性能照査を完了した。 霞ヶ浦開発施設では、管理所から遠方にある施設の点検を迅速に行えるよう、WEBカメラを利用した施設点検の試行を開始する等、大規模地震に備え、ICT等新技術を活用した監視体	1-1-4 施設機能の確保と向上 ・ 左記の取組及び成果により、中期計画における所期の目標の水準を上回る成果を得ることができた。 ダム管理DX（管理の効率化及び高度化）の取組の一つとして、ダム管理所に職員が参集できない等の異常事態が生じてもダム操作が行えるように遠隔操作化に向けた各施設の現状、必要な整備内容と費用、ロードマップを明確化し、令和6			

					制の強化を図った。 貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けて、全25ダムで堆砂測量を行い貯水池内の堆積状況調査を実施するとともに、施設の老朽化に関する状態把握のため、全25ダムで施設管理規程・同細則に基づくダム施設の計測、点検を実施した。 これらの調査やダム定期検査の結果を踏まえ、9ダム、1湖沼、1水路について個別施設計画の見直しを行った。 水路等施設については、令和3年度に全20施設において調査結果を踏まえた機能保全計画（個別施設計画）の見直しを実施しており、今年度は次回の見直しに向けて、17施設においてコンクリート構造物の劣化診断や管内調査等の機能診断調査を計画的に実施した。 豊川用水など2施設において適切な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を着実に展開した。 大規模地震対策の必要性について水路等施設の耐震性能照査を実施した（霞ヶ浦用水）。 機能診断調査や耐震性能照査の結果等を踏まえつつ、管理運営協議会等の場を活用し、利水者とのリスクコミュニケーションを水路等全20施設で実施した。 これまでの機能診断調査の結果により、早急に老朽化対策が必要とされる群馬用水施設について、関係者との協議を重ねた上で事業計画案をとりまとめ、農業用水、水道用水に係る事業の事前評価を実施し、評価の内容は適切であるとの第三者委員からの意見を得た。それを踏まえ、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、群馬用水施設改築事業の事業実施計画を主務大臣に認可申請を行い、認可を得た。 電気通信設備維持管理計画作成手順（案）及び機械設備管理指針に基づき、点検結果の結果を踏まえた各設備の健全度評価を実施し、機能保全計画（維持管理計画）の見直しを特定施設32施設、水路等施設20施設において随時実施した。それによりライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な施設機能の確保を図った。 UAVや水中ドローン、移動設置型振動診断装置、リアルタイム状態監視装置、XC-Gate等のICT等新技術を活用して、調査、点検、診断等の効率化・高度化を図っている。また、道路途絶によりダム管理所の職員が参集できなくなる等の異常事態が発生してもダムの防災操作が行えるように、「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を策定し、放流設備の遠隔操作に向けた施設整備等を進めた。また、荒川総管（滝沢ダム）では、洪水吐きゲートの遠隔操作要領案を作成するとともに、貯水位低下移行期間中の6月に計3回（3日）、洪水吐きゲートの遠隔操作を試行した。 ロックフィルダム6施設について、GNSSセンサを用いた堤体挙動のリアルタイム計測を実施できる体制を整備し、ダム管理業務の効率化・高度化を図っている。その他、監視カメラと動体検知AIシステムを用いた河川巡視省力化については、実証試験を行っている草木ダムにおいて、目視と概ね同等の動体検知が行えることを確認したことから、河川巡視区間の複数地点に監視カメラを増設するとともに、誤検知等の課題解決に向けて、プログラム改造の検討を行うなどの取組を行った。 筑後大堰は令和5年までに耐震性能照査を行い耐震性能不足が明らかとなった。令和6年度は耐震性能が不足している施設のうち管理橋の耐震対策検討を行うとともに施工計画を検討した。 思川開発事業における事業費50億円増及び工期延期（2年延期、令和8年度概成）に伴う事業実施計画の変更（第7回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。 早明浦ダム再生事業における事業費100億円増に伴う事業	年7月に「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を策定し、利水放流設備については令和7年度、洪水吐きゲートについては次期中期期間中の実装を目標とした。		
--	--	--	--	--	---	---	--	--

					実施計画の変更（第1回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。 木曽川水系連絡導水路における事業費1,380億円増及び工期延期に伴う事業実施計画の変更（第2回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。 香川用水施設及び両筑平野用水施設に関する施設管理規程の変更にあたっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣から認可を得た。 寺内ダムほか3施設に関する施設管理規程の変更にあたっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣から認可を受けた。 地上権再設定を効率的に推進することを目的として、関係する14事務所で地上権再設定計画を策定し、本社によるヒアリングを行うとともに、地上権再設定推進連絡会議において課題の対応方針や効果的な施策の検討等を行った。 これらの取組と併せて、土地改良区等の関係機関と情報交換及び協力体制の維持を図りつつ連携し、諸課題の対応策について、関係機関等に相談を行いながら地上権再設定契約の推進を図った。 加えて、房総導水路で地上権再設定協議が整わず存続期間の満了が迫っている案件について、土地収用手続きを活用すべく、国土交通省土地収用管理室に事前相談を行うとともに、申請予定事業の登録を行い、総括ヒアリングで案件の概要を説明した。 これらの取組により、房総導水路、成田用水、埼玉合口二期、愛知用水、木曽川用水及び三重用水の6事業において地上権再設定契約を進捗させた。 ダム等の管理に係るフォローアップ制度に基づき、9施設について施設等の運用も含めた事業の効果等の分析・評価を適切に行い、「定期報告書」を作成し、公表した。 カーボンニュートラルに向けた発電に資する既存ダムの活用に関する取組（ダムの高度化運用）として11ダムで高度化運用の試行要領を策定し、5ダムで既存の弾力的管理試験の枠組みを利用することで高度化運用を実施できる体制を整備し、12ダムで延べ25回の高度化運用を実施することで、再生可能エネルギーの取組を推進した。 また、矢木沢ダムでは、国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所、発電事業者と連携を図り、融雪水による貯留を担保に、事前に発電にて放流を行って未利用エネルギーを活用する取組を行った。特に顕著な取組実績として、令和6年6月22日から同月23日までの出水後には、令和6年度から管理受託を開始した国土交通省の横山ダムと徳山ダムが連携して発電に資する水位運用高度化操作を実施することで、横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の再生可能エネルギーを創出した。 早明浦ダム再生事業については、令和5年4月に主要な工事（増設洪水吐き工事、増設放流設備工事、上流仮締切工事）を契約し、放流設備3門増設等の工事に着手している。また、寺内ダム再生事業については、令和5年度から事業に着手し、利水容量77万㎥を洪水調節容量に容量振替を行う手続きを進めているとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、現在ゲートの製作に着手している。旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については、令和5年度から事業に着手し、開閉装置や護岸耐震対策の設計に着手している。利根川河口堰大規模耐震対策事業については、令和6年度から事業に着手し、ゲート設備の耐震工事に係る契約手続きに向けた検討を進めるとともに、堰下流護床工の洗掘箇所に対して、応急対策として袋詰玉石を設置する工事に着手するなど、既存ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を着実に推進した。 ダム貯水池の堆砂に礫・砂のほかシルト・粘土成分が多く		- カーボンニュートラルの実現に向けて令和5年3月に国土交通省及び水資源機構管理の実施可能な全てのダムを対象に既存ダムを活用した増電の取組（ダムの高度化運用）の試行を拡大することとされ、令和6年度は、水資源機構の11ダムにおいて高度化運用の試行要領を策定し、5ダムで既存の弾力的管理試験の枠組みを利用した高度化運用を実施できる体制を整備した。 - 令和6年度は、12ダム（矢木沢、徳山、高山、青蓮寺、室生、布目、比奈知、川上、一庫、日吉、池田、富郷）において、アンサンブル降雨予測等の最新の気象予測技術を活用し、25回の増電の取組を実施した。 - 顕著な実績として、令和6年6月22日～23日の出水後には、令和6年度から管理受託を開始した国土交通省の横山ダムと徳山ダムが連携して発電に資する水位運用高度化操作を初めて	
--	--	--	--	--	---	--	--	--

					含まれるダム堆砂対策手法について、下久保ダムをモデルに検討を行った。砂礫については「排砂バイパス」を設置して掃流により排出し、シルト・粘土成分については堤体に「新設放流設備」を設置して密度流により排出する施設の改築を伴う抜本的な堆砂対策手法の検討を進めた。 淀川水系では、流域全体を俯瞰し利水・治水安全度を向上にかかる検討を行った。桂川（保津峡）及び名張川の一部区間で流下能力が不足していることに着目し、当該区間の治水安全度を向上させるため、利水安全度を低下させない条件のもと、日吉ダム及び青蓮寺ダムの改造を行って治水能力を強化する容量振替手法を検討した。	実施した。 これにより、通常の徳山ダムの運用と比較して洪水調節容量に貯留した約275万m³の水を水力発電に有効活用でき、両ダム合わせて約1,581万MWh（約6,080戸の一般家庭1ヶ月に消費する電力に相当）の増電効果があった（横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の発電量）。 これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を上回る成果が得られたと考え、A評価とした。		
4. その他参考情報								
特になし。								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－1	安全で良質な水の安定した供給		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第1項2号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。） 困難度：「高」 （複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度				R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
補給日数割合 (計画値)	補給必要日数※ ¹ に 対する実補給日数の割合 (注1) 100%	—	100%	100%	100%				予算額（千円）	45,658,521	49,762,309	50,756,028		
補給日数割合 (実績値)	補給必要日数※ ¹ に 対する実補給日数の割合 (注1)	100%	100%	100%	100%				決算額（千円）	43,976,813	47,460,264	48,221,675		
達成度	—	—	100%	100%	100%				経常費用（千円）	114,032,433	117,229,840	118,047,095		
供給日数割合 (計画値)	供給必要日数※ ² に 対する実供給日数の割合 (注2) 100%	—	100%	100%	100%				経常利益（千円）	△428,948	△204,644	△198,775		
供給日数割合 (実績値)	供給必要日数※ ² に 対する実供給日数の割合 (注2)	100%	100%	100%	100%				行政コスト （千円）	114,021,919	118,631,635	118,585,332		
達成度	—	—	100%	100%	100%				従事人員数	852	884	865		
出席率	水資源開発水系におけ る渇水調整のための協 議会等への出席率 100%	—	100%	100%	100%									
水資源開発水 系における渇水 対応タイムライ ンの策定数	—	—	4水系	4水系	4水系									

〈定量目標〉各年度の補給日数割合：補給必要日数※¹に対する実補給日数の割合 100%
各年度の供給日数割合：供給必要日数※²に対する実供給日数の割合 100%
〈指標〉水資源開発水系における渇水調整のための協議会等への出席率 100%
水資源開発水系における渇水対応タイムラインの策定数
（注1）※1 補給必要日数：ダム下流の各取水地点の取水量や河川維持流量等を確保するため、ダムに貯留した水を補給する必要がある日数（応急復旧に要する期間を控除）。
（注2）※2 供給必要日数：各利水者からの申込を受け、機構が管理する取水導水施設、幹線水路等を介して水の供給が必要となる日数（応急復旧に要する期間を控除）。
（注3）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
（注4）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。
（注5）従事人員数は、1月1日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	機構は、水資源開発施設等の管理を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、年間を通じて、各利水者に対し、安全で良質な水の安定した供給を行うこと。 (1) 安定した用水の供給等 施設管理規程に基づきの確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めること。	別表1「施設管理」に掲げる54施設について、それぞれの施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24時間365日、各利水者に対し、安全で良質な水を安定して供給する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 安定した用水の供給等 施設管理規程に基づきの確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努める。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努める。 具体的には、利水者に対して必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給し、渇水時における利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。 また、水道用水及び工業用水（以下「都市用水」という。）並びに農業用水に係る水利用の変化に対応できるよう関係機関との連絡調整を行う。 ① 水象、気象等の情報及び利水者の必要水量を的確に把握し、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要水量を供給する。 ② 各利水者における効率的な水の利用に資するよう、主要な水源施設であるダム等の水管理に関する情報を毎日機構のウ	別表1「施設管理」に掲げる54施設について、それぞれの施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24時間365日、各利水者に対し、安全で良質な水を安定して供給する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 安定した用水の供給等 施設管理規程に基づきの確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努める。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努める。 具体的には、利水者に対して必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給し、渇水時における利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。 また、水道用水及び工業用水（以下「都市用水」という。）並びに農業用水に係る水利用の変化に対応できるよう関係機関との連絡調整を行う。 ① 水象、気象等の情報及び利水者の必要水量を的確に把握し、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要水量を供給する。 ② 各利水者における効率的な水の利用に資するよう、主要な水源施設であるダム等の水管理に関する情報を毎日機構のウ	<定量目標> - 各年度の補給日数割合 100% - 各年度の供給日数割合 100% <指標> - 水資源開発水系における渇水調整のための協議会等への出席率 100% - 水資源開発水系における渇水対応タイムラインの策定数 <評価の視点> 的確な施設管理を行い、安全で良質な水を安定して供給することができたか。 渇水、水質異常等の発生時に、その影響の軽減に努めたか。 危機的な渇水に備え、関係者相互の連携強化等渇水対応力の向上に重点的に取り組んだか。	<主要な業務実績> (1) 安定した用水の供給等 取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施したことで、供給必要日数に対する実供給日数の割合（供給日数割合）は100%、用水補給や下流河川の維持流量を確保するためにダム等からの補給が必要となった補給必要日数に対する実補給日数の割合（補給日数割合）は100%であり、供給日数割合及び補給日数割合ともに定量目標値である100%を達成した。 ダム等の水管理に関する情報を毎日、機構のウェブサイトに掲載するとともに、渇水時には、渇水対策本部等を立ち上げ、ウェブサイトを通じた水源情報の提供について更新頻度を高めるなど情報の充実を図り、利水者をはじめとする関係機関との連携を強化した。 より効率的な水運用として低水管理の合理化・省力化を進めるため、低水管理において流入量予測に使用するパラメータをAIが最適化するシステムを試行的に導入している2施設（日吉・池田ダム）では、AIの学習に必要な雨量や流入量の実測データ取り込み、異常値除去や欠測値補填などを行うことにより予測精度を改善させた。 霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水及び両筑平野用水においては、農業用水における営農実態調査等を実施し、水利用の実態把握に努め、また、群馬用水、成田用水、北総東部用水、見沼代用水、愛知用水、豊川用水、木曽川用水、三重用水、福岡導水及び両筑平野用水においては、水利用の実態を踏まえ、河川管理者、利水者をはじめとする関係機関と水利権更新に向けた協議調整を進めた。 令和6年度春先の渇水対応は、前年度に引き続き、下久保ダム（利根川水系神流川）、一庫ダム（淀川水系猪名川）や吉野川水系銅山川、筑後川水系において、取水制限を継続してきたが、令和6年3月下旬以降の降雨により、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系において令和6年4月下旬までに全面解除となった。 梅雨開け以降についても淀川水系において、水源となる一庫ダムの貯水量が減少したため淀川水系渇水対応タイムライン及び自主節水に関する覚書に基づき、早くから水道事業者への情報提供と事業者間調整を行い自主節水を開始したが、その後も貯水量が低下を続けたため、令和6年9月30日から第一次取水制限を開始した。その後の降雨により令和6年11月5日までに約6割を超える貯水率まで回復したため、令和6年11月6日に取水制限を全面解除した。 吉野川水系吉野川（早明浦ダム）においても流況悪化に伴い、令和6年8月16日から令和6年8月30日にかけて15日間の第一次取水制限を行った。また、吉野川水系銅山川（新宮ダム、富里ダム）においては、令和6年12月に再び、河川流況が悪化したことから、令和6年12月6日から自主節水を開始し、2月19日から第一次取水制限（工水20%）に対策が強化され、取水制限は令和7年度も継続して対策が行われた。 筑後川水系では、昨年度（令和5年12月20日）から、引き続き、第一次渇水調整として、小石原川ダム管理開始以降初の運用である6ダム等（水機構特定：大山ダム、小石原川ダム、寺内ダム、水機構利水：江川ダム、水機構堰：筑後大堰、農水：合所ダム）統合運用を継続し、筑後川本川の筑後大堰湛水域より取水する福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団に対して効率的な補給を実施すると共に、	<評定と根拠> 評定：A - 取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施したことで、供給必要日数に対する実供給日数の割合（供給日数割合）は100%、用水補給や下流河川の維持流量を確保するためにダム等からの補給が必要となった補給必要日数に対する実補給日数の割合（補給日数割合）は100%であり、供給日数割合及び補給日数割合ともに定量目標値である100%を達成した。 - ダム等の水管理に関する情報を毎日、機構のウェブサイトに掲載するとともに、渇水時には、渇水対策本部等を立ち上げ、ウェブサイトを通じた水源情報の提供について更新頻度を高めるなど情報の充実を図り、利水者をはじめとする関係機関との連携を強化した。 - より効率的な水運用として低水管理の合理化・省力化を進めるため、低水管理において流入量予測に使用するパラメータをAIが最適化するシステムを試行的に導入している2施設（日吉・池田ダム）では、AIの学習に必要な雨量や流入量の実測データ取り込み、異常値除去や欠測値補填などを行うことにより予測精度を改善させた。 - 霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水及び両筑平野用水においては、農業用水における営農実態調査等を実施し、水利用の実態把握に努め、また、群馬用水、成田用水、北総東部用水、見沼代用水、愛知用水、豊川用水、木曽川用水、三重用水、福岡導水及び両筑平野用水においては、水利用の実態を踏まえ、河川管理者、利水者をはじめとする関係機関と水利権	

	ウェブサイトに掲載する。 また、渇水時には利水者相互の調整が円滑に行われるよう、提供する情報の充実を図り、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との一層の連携を図る。 ③ より効率的な水運用としてICT 等新技術の活用について検討を行い、低水管理の合理化を進める。異常渇水が発生した場合には、国民生活及び産業活動への影響を軽減するため、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との調整を図りながら、効率的な水運用や節水の啓発等を行う。 ④ 社会・経済情勢や営農形態等の変化に伴う都市用水及び農業用水の水利用の変化の有無を確認し、その実態把握に努める。 また、この結果を踏まえ、必要に応じ、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との協議や調整を計画的に進める。	ウェブサイトに掲載する。 また、渇水時には利水者相互の調整が円滑に行われるよう、提供する情報の充実を図り、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との連携を強化する。 ③ より効率的な水運用として低水管理の合理化を進めるため、ICT等新技術の活用について検討を行う。異常渇水が発生した場合には、国民生活及び産業活動への影響を軽減するため、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との調整を図りながら、効率的な水運用や節水の啓発等を行う。 ④ 社会・経済情勢や営農形態等の変化に伴う都市用水及び農業用水の水利用の変化の有無を確認し、その実態把握に努める。 また、この結果を踏まえ、必要に応じ、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との協議や調整を計画的に進める。	既に企業団の目的別貯水量が低下していた合所ダムの温存に寄与した。第1次渇水調整に取り組んだことや一時的な降雨によって、筑後川の主要6施設による水源は約600万m³の延命効果があった。その後も流況が悪化し令和6年2月14日時点で主要6施設の合計貯水量は3割程度まで落ち込んだため、令和6年2月17日から第二次渇水調整として、6ダム等統合運用に加え、取水制限（福岡地区水道企業団10%、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団3%）、山口調整池の貯留水40万m³を使用した運用を行っていたが、令和6年3月下旬からの降雨により、各ダムの貯水量が回復したことから、令和6年4月24日に全面解除となった。 一方、下久保ダムにおいては、取水制限が継続されたが、令和6年6月下旬までの降雨により貯水量が平年の8割程度まで回復したことから令和6年7月1日に全面解除となった。	更新に向けた協議調整を進めた。 - 令和6年度春先の渇水対応は、前年度に引き続き、下久保ダム（利根川水系神流川）、一庫ダム（淀川水系猪名川）や吉野川水系銅山川、筑後川水系において、取水制限を継続してきたが、令和6年3月下旬以降の降雨により、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系において令和6年4月下旬までに全面解除となった。 - 梅雨開け以降についても淀川水系において、水源となる一庫ダムの貯水量が減少したため淀川水系渇水対応タイムライン及び自主節水に関する覚書に基づき、早くから水道事業者への情報提供と事業者間調整を行い自主節水を開始したが、その後も貯水量が低下を続けたため、令和6年9月30日から第一次取水制限を開始した。その後の降雨により令和6年11月5日までに約6割を超える貯水率まで回復したため、令和6年11月6日に取水制限を全面解除した。 - 吉野川水系吉野川（早明浦ダム）においても流況悪化に伴い、令和6年8月16日から令和6年8月30日にかけて15日間の第一次取水制限を行った。また、吉野川水系銅山川（新宮ダム、富里ダム）においては、令和6年12月に再び、河川流況が悪化したことから、令和6年12月6日から自主節水を開始し、2月19日から第一次取水制限（工水20%）に対策が強化され、取水制限は令和7年度も継続して対策が行われた。 - 筑後川水系では、昨年度（令和5年12月20日）から、引き続き、第一次渇水調整として、小石原川ダム管理開始以降初の運用である6ダム等（水機構特定：大山ダム、小石原川ダム、寺内ダム、水機構利水：江川ダム、水機構堰：筑後大堰、農水：合所ダム）統合運用を継続し、筑後川本川の筑後大堰湛水域より取水する福岡地区
(2) 安全で良質な用水の供給 日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。	(2) 安全で良質な用水の供給 エンドユーザーまで安心して利用できるよう、日常的に水質情報を把握し、常に安全で良質な水の供給に努める。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担う。 ① 機構施設において水質管理計画に基づき日常的に水質情報	(2) 安全で良質な用水の供給 エンドユーザーまで安心して水を利用できるよう、日常的に水質情報を把握し、常に安全で良質な水の供給に努める。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担う。 ① 機構施設において水質管理計画に基づき日常的に水質情報	(2)安全で良質な用水の供給 機構が管理する54施設において水質管理計画を策定し、同計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等に提供するとともに、曝気循環設備や選択取水設備等の水質保全対策設備を適切に運用することにより、水質異常への対策に取り組んだ。 平常時より河川管理者、利水者をはじめとする関係機関と連携し、水質調査結果等の情報共有を図るとともに、定期的な連絡会議等において水質改善の取組や水質に関する情報交換を行った。 水質事故対応訓練を定期的に実施するとともに、関係機関との合同訓練により連携強化を図ることで、水質事故や水質異常が発生した場合における的確な施設操作や拡散防止策等を迅速かつ効果的に実施できるよう取り組んだ。 令和6年度は、54施設のうち22施設において、アオコ、淡水赤潮等の富栄養化現象や出水による濁水長期化現象等の水質異常が発生するとともに、水路やダム貯水池等の機構施設やその周辺において、13件の水質事故が発生したが、迅速に河川管理者、利水者をはじめとする関係機関へ情報提供し、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施することで影響の回避・軽減を図った。 また、機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するため、工事の受注者に対して指導徹底を図った。 良質な用水供給を行うため、水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、貯水池や水道取水口における水質状況や水質調査結果等の情報共有を行うことで、流入水質の改善に向けた取組等施策の具体化に取り組んだ。	(3)危機的な渇水への対策推進 吉野川水系では、全国のフルプラン水系に先がけて、吉野川水系渇水対応タイムラインを令和3年1月に策定した。 また、淀川水系では、近畿地方で初となる淀川水系渇水対応タイムラインを5つの渇水対策会議等ごとに作成し、令和3年4月から試行運用を開始した。 利根川・荒川水系では、関東地方初となる利根川水系渇水対応タイムライン及び荒川水系渇水対応タイムラインを策定し、令和3年12月16日から運用を開始した。 令和6年度は、利根川水系、淀川水系及び吉野川水系で発生した渇水では、渇水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に基づいた自主節水や取水制限開始のタイミングを判断するなどの渇水対応を行った。 渇水対応タイムライン未策定の3水系（豊川水系、木曽川水系、筑後川水系）のうち、豊川水系、木曽川水系については、策定の動きはない状況であるが、筑後川水系については、引き続き、渇水対応タイムラインの策定に向け、関係機関と調整を進めている。 また、渇水調整のために開催された渇水調整協議会等に全て出席し、渇水被害の軽減のために緊密な連携が図られるよう、国や地方公共団体、関係機関、利水者へダムの水源情報につい

		を把握して利水者等に提供するとともに、富栄養化、濁水長期化による水質異常への対策に取り組む。 ② 河川管理者、利水者を始めとする関係機関と連携し、管理上必要な情報共有を図る。 ③ 水質事故や第三者に起因する突発事象等を含め水質異常が発生した場合には、迅速に河川管理者、利水者を始めとする関係機関へ情報提供し、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施することで、その影響の回避・軽減を図る。 また、機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するとともに、水質事故の発生時には迅速かつ適切に対応する。 ④ より良質な用水供給を行うために、水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、関係機関と連携して施策の具体化に取り組む。	を把握して利水者等に提供するとともに、富栄養化、濁水長期化による水質異常への対策に取り組む。 ② 河川管理者、利水者を始めとする関係機関と連携し、管理上必要な情報共有を図る。 ③ 水質事故や第三者に起因する突発事象等を含め水質異常が発生した場合には、迅速に河川管理者、利水者を始めとする関係機関へ情報提供し、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施することで、その影響の回避・軽減を図る。 また、機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するとともに、水質事故の発生時には迅速かつ適切に対応する。 ④ 良質な用水供給を行うために、水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、関係機関と連携して施策の具体化に取り組む。		て情報共有を行った。	水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団に対して効率的な補給を実施すると共に、既に企業団の目的別貯水量が低下していた合所ダムの温存に寄与した。第1次渇水調整に取り組んだことや一時的な降雨によって、筑後川の主要6施設による水源は約600万㎡の延命効果があった。その後も流況が悪化し令和6年2月14日時点で主要6施設の合計貯水量は3割程度まで落ち込んだため、令和6年2月17日から第二次渇水調整として、6ダム等統合運用に加え、取水制限(福岡地区水道企業団10%、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団3%)、山口調整池の貯留水40万㎡を使用した運用を行っていたが、令和6年3月下旬からの降雨により、各ダムの貯水量が回復したことから、令和6年4月24日に全面解除となった。 一方、下久保ダムにおいては、取水制限が継続されたが、令和6年6月下旬までの降雨により貯水量が平年の8割程度まで回復したことから令和6年7月1日に全面解除となった。 ・ 機構が管理する54施設において水質管理計画を策定し、同計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等に提供するとともに、曝気循環設備や選択取水設備等の水質保全対策設備を適切に運用することにより、水質異常への対策に取り組んだ。 ・ 平常時より河川管理者、利水者をはじめとする関係機関と連携し、水質調査結果等の情報共有を図るとともに、定期的な連絡会議等において水質改善の取組や水質に関する情報交換を行った。 ・ 水質事故対応訓練を定期的実施するとともに、関係機関との合同訓練により連携強化を図ることで、水質事故や水質異常が発生した場合における的確な施設操作や拡散防止策等を迅
--	--	--	--	--	-------------------	--

						速かつ効果的に実施できるよう取り組んだ。 - 令和6年度は、54施設のうち22施設において、アオコ、淡水赤潮等の富栄養化現象や出水による濁水長期化現象等の水質異常が発生するとともに、水路やダム貯水池等の機構施設やその周辺において、13件の水質事故が発生したが、迅速に河川管理者、利水者をはじめとする関係機関へ情報提供し、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施することで影響の回避・軽減を図った。 また、機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するため、工事の受注者に対して指導徹底を図った。 - 良質な用水供給を行うため、水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、貯水池や水道取水口における水質状況や水質調査結果等の情報共有を行うことで、流入水質の改善に向けた取組等施策の具体化に取り組んだ。 - 吉野川水系では、全国のフルプラン水系に先がけて、吉野川水系渇水対応タイムラインを令和3年1月に策定した。 また、淀川水系では、近畿地方で初となる淀川水系渇水対応タイムラインを5つの渇水対策会議等ごとに作成し、令和3年4月から試行運用を開始した。 利根川・荒川水系では、関東地方初となる利根川水系渇水対応タイムライン及び荒川水系渇水対応タイムラインを策定し、令和3年12月16日から運用を開始した。 令和6年度は、利根川水系、淀川水系及び吉野川水系で発生した渇水では、渇水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に基づいた自主節水や取水制限開始のタイミングを判断するなどの渇水対応を行った。 渇水対応タイムライン未策定の3水系(豊川水系、木曽川水系、筑後川水系)のうち、豊川水系、木曽川水系について	
--	--	--	--	--	--	---	--

						は、策定の動きはない状況であるが、筑後川水系については、引き続き、渇水対応タイムラインの策定に向け、関係機関と調整を進めている。 また、渇水調整のために開催された渇水調整協議会等に全て出席し、渇水被害の軽減のために緊密な連携が図られるよう、国や地方公共団体、関係機関、利水者へダムの水源地情報について情報共有を行った。 これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、A評価とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－2	洪水被害の防止・軽減		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第1項2号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。また、特定施設及び利水ダムの建設・管理を行っている機構は、流域の関係者と連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要があるため。） 困難度：「高」 ① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であり、依然として精度上の技術的制約がある中で、確実な洪水調節を実施する必要があるため。 ② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量等、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。 ③ 下流の河川整備の状況を踏まえつつ、河川管理者の指示や、下流の地方公共団体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。 ④ ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の予測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況判断に加え、治水協定を踏まえた関係利水者との綿密な調整等を行う必要があるため。 ⑤ 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う制限下であっても、洪水被害の防止・軽減に関する業務を切れ目なく継続的に行うことは、国民経済の成長と国民生活の向上に不可欠であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
	洪水調節適正 実施割合 (計画値)	洪水調節適正実施割 合（注1）100%	—	—	—	—			予算額（千円）	45,658,521 (26,210,633)	49,762,309 (28,086,036)	50,756,028 (28,073,419)	
	洪水調節適正 実施割合 (実績値)	洪水調節適正実施割 合（注1）	100%	100%	100%	100%			決算額（千円）	43,976,813 (25,375,909)	47,460,264 (26,274,883)	48,221,675 (26,621,760)	
	達成度	—	—	100%	100%	100%			経常費用（千円）	114,032,433 (64,890,793)	117,229,840 (65,766,002)	118,047,095 (66,255,692)	
	情報発信する ための説明会 等の実施件数 (計画値)	—	—	—	—	—			経常利益（千円）	△428,948 (△186,318)	△204,644 (△68,905)	△198,775 (△40,752)	
	情報発信する	—	—	45件	59件	68件			行政コスト	114,021,919	118,631,635	118,585,332	

	ための説明会 等の実施件数 (実績値)										(千円)	(64, 890, 793)	(66, 030, 219)	(66, 255, 822)		
	達成度	—	—	—	—	—					従事人員数	852 (505)	884 (542)	865 (532)		

〈定量目標〉各年度の洪水調節適正実施割合：100％
 （注１）洪水調節適正実施割合は、洪水回数に対して適正に洪水調節対応を行った割合である。
 （注２）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 （注３）（ ）は、ダム等の管理業務に係る予算額等を参考値として示すもので内数である。
 （注４）従事人員数は、１月１日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図ること。 また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)（通称「流域治水関連法」）に基づく「流域治水」（流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策）を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪水調節機能の増強や、河川法（昭和39年法律第167号）第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組むこと。 なお、過去の台風や豪雨等の災害発生時に機構が関係者と連携して取り組んだ事例や成果等を、より多くの関係者に分かりやすく情報発信すること。 また、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等は、今後	機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図る。 また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」。）に基づく「流域治水」（流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策）を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪水調節機能の増強や、河川法（昭和39年法律第167号）第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組む。 具体的には、以下の取組を行う。	機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図る。 また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」。）に基づく「流域治水」（流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策）を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪水調節機能の増強や、河川法（昭和39年法律第167号）第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組む。 具体的には、以下の取組を行う。	<定量目標> ・各年度の洪水調節適正実施割合100% <指標> ・機構が管理する特定施設及び利水ダムの関係者（国や地方公共団体を除く。）への洪水被害軽減のための取組事例や成果等を情報発信するための説明会等の実施件数 <評価の視点> 的確な洪水調節等を実施し、洪水被害の防止又は軽減を図ることができたか。	<主要な業務実績> (1)的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水調節を目的に含む12ダムにおいて、延べ38回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施し、ダム等の治水効果を確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。 令和6年5月前線時において、早明浦ダムでは、最大流入量（毎秒約908㎥）において、約83%に相当する毎秒約758㎥の洪水をダムに貯留した。また、吉野川では、池田地点において「はん濫危険水位(8.00m)」に迫る水位7.70mを記録した。吉野川上流ダム群による洪水調節により、池田地点において、河川水位を約0.57m低減させ、はん濫危険水位の超過を防いだ。 令和6年7月前線時において、阿木川ダムでは、最大流入時（毎秒約282㎥）において、約92%に相当する毎秒約260㎥の洪水をダムに貯留した。この洪水調節により、阿木川ダムの下流（大門地点）において、河川水位を約1.40m低減させ、はん濫危険水位の超過を防いだ。 令和6年8月台風10号時において、令和6年度から横山ダムの管理を水資源機構が受託していたことから、徳山ダムと横山ダムとが流入量予測やダム操作のタイミング等の情報交換をより密に行い円滑な防災操作を実施し、2ダムで約1,140万㎥の洪水を貯留した。この洪水調節により、揖斐川の岡島地点（揖斐川町）において、河川水位を約1.10m低減させ、水防団待機水位の超過を防ぐとともに、万石地点（大垣市）において、河川水位を約0.50m低下させた。 洪水調節を目的に含む全てのダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会を開催し、洪水時のダムの防災操作（緊急放流を含む）、ダム下流河川の状況の他、計画規模を超える出水時における緊急放流について説明し、ダムの機能について正しく理解してもらい、ダムの計画規模を超える出水時には、自治体から避難指示等を発令し、下流沿川住民の速やかな避難行動に繋げてもらうよう関係機関と情報を共有した。 各水系に設置された流域治水協議会（10協議会）において、流域治水に関する協議・情報共有を図るとともに、関連河川及び氾濫ブロックごとに設置された大規模氾濫減災協議会（28協議会）に参画し、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関する説明、訓練を行うなど、情報の共有・リスクコミュニケーションを図った。 ダム等の放流警報設備を放流警報時に支障とまらない範囲で利用し、市町村が流域住民に災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の情報伝達手段として活用することについて、ダム下流の関係市町村等の地方公共団体に対して説明を行うとともに、既に協定締結済みの関係市町村と警報設備の利用要請をダム管理者に伝達する訓練を行う等の働きかけを行った。 洪水時には地方公共団体をはじめとする関係機関に、ダムの防災操作や警報等の情報提供を適時的確に実施するとともに、洪水調節を行った全12ダムの洪水調節状況等をリアルタイムにウェブサイトで公表すると共に洪水後速やかにダムの防災操作の効果について記者発表やHP等に公表するなど、ダムによる洪水被害の軽減効果について情報発信を行った。 地域住民や河川利用者等を含めたより多くの関係者に対して、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会等を68件行った。また、ダムの防災操作や放流警報などについて、一般の方にも分かりやすい内容でとりまとめ、HPへの掲載やダム下流の市町村に配布するなど情報発信を行った。	<評定と根拠> 評定：A ・洪水調節を目的に含む12ダムにおいて、延べ38回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施し、ダム等の治水効果を確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。 ・令和6年5月前線時において、早明浦ダムでは、最大流入量（毎秒約908㎥）において、約83%に相当する毎秒約758㎥の洪水をダムに貯留した。また、吉野川では、池田地点において「はん濫危険水位(8.00m)」に迫る水位7.70mを記録した。吉野川上流ダム群による洪水調節により、池田地点において、河川水位を約0.57m低減させ、はん濫危険水位の超過を防いだ。 令和6年7月前線時において、阿木川ダムでは、最大流入時（毎秒約282㎥）において、約92%に相当する毎秒約260㎥の洪水をダムに貯留した。この洪水調節により、阿木川ダムの下流（大門地点）において、河川水位を約1.40m低減させ、はん濫危険水位の超過を防いだ。 令和6年8月台風10号時において、令和6年度から横山ダムの管理を水資源機構が受託していたことから、徳山ダムと横山ダムとが流入量予測やダム操作のタイミング等の情報交換をより密に行い円滑な防災操作を実施し、2ダムで約1,140万㎥の洪水を貯留した。この洪水調節により、揖斐川の岡島地点（揖斐川町）において、河川水位を約1.10m低減させ、水防団待機水位の超過を防ぐとともに、万石地点（大垣市）において、河川水位を約0.50m低下させた。 ・洪水調節を目的に含む全てのダムにおいて、洪水期前に防災操作説	評定

	のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努めること。	(1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水被害の防止・軽減を図るため、ダム等施設によりの確な洪水調節等を実施するとともに、河川管理者、地方公共団体等と連携し、流域の安全を確保する。 ① 施設管理規程に基づく洪水調節等を的確に行い、ダム等の治水効果を確実に発揮させる。 ② 洪水時におけるダム等の操作、ダム等下流の河川の状態、計画規模を超える出水における浸水被害想定等について、河川管理者と連携して地方公共団体に説明し、当該地域における浸水リスクに係る認識を共有する。 また、ダム等下流地方公共団体の防災力の向上に資するため、流域治水協議会及び大規模氾濫減災協議会に参画するほか、ダム等施設の放流警報設備を情報伝達手段として活用することについて地方公共団体に働きかけを行う。 ③ 洪水時には、地方公共団体を始めとする関係機関に、防災、避難等の判断に資する情報の提供等を適時・適切に行う。また、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り組んだ事例や成果等を、説明会を通じてより多くの関係者に分かりやすく情報発信する。		(2) 異常洪水に備えた対応の強化 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」に基づき、利水ダムも含め水系ごとに治水協定を締結（特定施設24ダム、利水ダム12ダム）し、事前放流等に取り組んでいる。 令和6年度は、特定施設の2ダム（室生、日吉ダム）で延べ3回、利水ダムの4ダムで延べ8回の事前放流を実施した。 木曽川水系王滝川の牧尾ダムでは、前線の影響により木曽川水系治水協定に定められた基準降雨量の230mmを超過する予測となったため、7つの関係機関や利水者と協議の上で、令和6年6月28日から事前放流を開始した。 事前放流の実施により約762万m³の洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池の最高水位を常時満水位以下のEL. 877.38mに抑えてダムの安全性を確保するとともに、最大約192m³/sの放流量の低減による下流の洪水負荷軽減が図られた。 SIP（戦略的シノベーション創造プログラム）の取り組みの中で「ダム群連携最適操作シミュレータ（プロトタイプ）」の開発を進め、令和4年度までに「木津川上流ダム群（高山・青蓮寺・比奈知・室生・布目ダム）」及び「荒川上流ダム群（浦山・滝沢・二瀬・合角ダム）」において最適操作シミュレータを開発し、試行運用を開始した。本シミュレータは、大規模出水時において、各ダムの貯水状況などを勘案して、複数ダムの貯水容量を最大限活用し、下流基準地点の水位を最も抑えるための任意のダム放流操作について、短時間で決定し、提示するものである。 令和5年度以降、2ダム群において効果検証可能な出水が発生していないため、効果検証を継続する。 令和6年度に特別防災操作の実施が必要となる洪水は発生しなかったが、特別防災操作の実施要請が多い味噌川ダムにおいて降雨のピーク前に特別防災操作を行うことで、より効果的な下流河川の水位低下を行うことが可能となるよう、アンサンブル降雨予測技術を活用した新たな適用ルール案を作成し、令和7年度の洪水期からの運用に向けて河川管理者と協議を行っている。	明会を開催し、洪水時のダムの防災操作（緊急放流を含む）、ダム下流河川の状態の他、計画規模を超える出水時における緊急放流について説明し、ダムの機能について正しく理解してもらい、ダムの計画規模を超える出水時には、自治体から避難指示等を発令し、下流沿川住民の速やかな避難行動に繋げてもらうよう関係機関と情報を共有した。 - 各水系に設置された流域治水協議会（10協議会）において、流域治水に関する協議・情報共有を図るとともに、関連河川及び氾濫ブロックごとに設置された大規模氾濫減災協議会（28協議会）に参画し、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関する説明、訓練を行うなど、情報の共有・リスクコミュニケーションを図った。 - ダム等の放流警報設備を放流警報時に支障とならない範囲で利用し、市町村が流域住民に災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の情報伝達手段として活用することについて、ダム下流の関係市町村等の地方公共団体に対して説明を行うとともに、既に協定締結済みの関係市町村と警報設備の利用要請をダム管理者に伝達する訓練を行う等の働きかけを行った。 - 洪水時には地方公共団体をはじめとする関係機関に、ダムの防災操作や警報等の情報提供を適時的確に実施するとともに、洪水調節を行った全12ダムの洪水調節状況等をリアルタイムにウェブサイトで公表すると共に洪水後速やかにダムの防災操作の効果について記者発表やHP等に公表するなど、ダムによる洪水被害の軽減効果について情報発信を行った。 - 地域住民や河川利用者等を含めたより多くの関係者に対して、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り
--	---	---	--	--	--

		(2) 異常洪水に備えた対応の強化 洪水被害の防止・軽減に向けた取組を強化するため、治水協定に基づく利水ダム等の事前放流に的確に取り組む。 内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム」(SIP)において検討を進めているアンサンブル降雨予測情報を用いたダムへの流出予測を活用したダム操作の高度化を進めるとともに、現在開発を進めているダム群連携最適操作シミュレータを一部、試行的に実装し、その効果を検証しつつ、ダム操作の支援環境の構築を進めるなど、既存施設の機能を最大限活用する方策について検討を進める。 さらに、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努める。	(2) 異常洪水に備えた対応の強化 洪水被害の防止・軽減に向けた取組を強化するため、治水協定に基づく利水ダム等の事前放流に的確に取り組む。 また、異常洪水における洪水被害の防止・軽減に向けた取組の強化を図るため、内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム」(SIP)において検討を進めているアンサンブル降雨予測情報を用いたダムへの流出予測を活用したダム操作の高度化を進めるとともに、現在開発を進めているダム群連携最適操作シミュレータを一部、試行的に実装し、その効果を検証しつつ、ダム操作の支援環境の構築を進めるなど、既存施設の機能を最大限活用する方策について検討を進める。 さらに、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努める。		組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会等を68件行った。また、ダムの防災操作や放流警報などについて、一般の方にも分かりやすい内容でとりまとめ、HPへの掲載やダム下流の市町村に配布するなど情報発信を行った。 - 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議)」に基づき、利水ダムも含め水系ごとに治水協定を締結(特定施設24ダム、利水ダム12ダム)し、事前放流等に取り組んでいる。 - 令和6年度は、特定施設の2ダム(室生、日吉ダム)で延べ3回、利水ダムの4ダムで延べ8回の事前放流を実施した。 - 木曽川水系王滝川の牧尾ダムでは、前線の影響により木曽川水系治水協定に定められた基準降雨量の230mmを超過する予測となったため、7つの関係機関や利水者と協議の上で、令和6年6月28日から事前放流を開始した。 - 事前放流の実施により約762万m^3の洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池の最高水位を常時満水位以下のEL. 877.38mに抑えてダムの安全性を確保するとともに、最大約192m^3/sの放流量の低減による下流の洪水負荷軽減が図られた。 - SIP(戦略的シノベーション創造プログラム)の取り組みの中で「ダム群連携最適操作シミュレータ(プロトタイプ)」の開発を進め、令和4年度までに「木津川上流ダム群(高山・青蓮寺・比奈知・室生・布目ダム)」及び「荒川上流ダム群(浦山・滝沢・二瀬・合角ダム)」において最適操作シミュレータを開発し、試行運用を開始した。本シミュレータは、大規模出水時において、各ダムの貯水状況などを勘案して、複数ダムの貯水容量を最大限活用し、下流基準地点の水位を最も抑えるための任意のダム放流操作につ	
--	--	--	---	--	---	--

						いて、短時間で決定し、提示するものである。 令和5年度以降、2ダム群において効果検証可能な出水が発生していないため、効果検証を継続する。 - 令和6年度に特別防災操作の実施が必要となる洪水は発生しなかったが、特別防災操作の実施要請が多い味噌川ダムにおいて降雨のピーク前に特別防災操作を行うことで、より効果的な下流河川の水位低下を行うことが可能となるよう、アンサンブル降雨予測技術を活用した新たな適用ルール案を作成し、令和7年度の洪水期からの運用に向けて河川管理者と協議を行っている。 - これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、A評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－3	危機的状況への的確な対応		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第1項2号及び3号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （ 近年、風水害、渇水、地震等の災害が多発化、激甚化しつつある中で、国民生活・経済に必要な水資源開発施設の被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要であるため。 また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活かし、被災による影響の軽減や早期復旧のための支援を行うことが極めて重要であるため。） 困難度：「高」 （目標として、 ① 風水害、大規模地震、異常渇水等の事態の危機的状況については、様々な被害状況等に対応できるよう、十分な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況に応じて高い技術力を必要とする迅速な施設復旧を行うこと。 ② 被災状況等に応じて協力業者、物資等の確保や備蓄資材を活用した直営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲で、機構の技術力を活かした他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援を行うことを設定しているため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間平均実施回 数（見込み）	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
	災害対応訓練の実施 回数	－	393回	432回	421回	408回			予算額（千円）	139,341,231	136,636,975	157,964,757	
	各年度の災害支援協 定等に基づく連携を 強化する取組回数	－	64回	84回	78回	97回			決算額（千円）	135,187,966	129,560,510	143,367,990	
									経常費用（千円）	117,468,926	124,110,600	120,817,071	
									経常利益（千円）	2,963,808	2,654,074	1,890,175	
									行政コスト（千円）	117,680,354	125,726,324	121,555,923	
									従事人員数	1,239	1,204	1,249	

〈指標〉各年度の災害対応訓練の実施回数
各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数
（注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
（注2）従事人員数は、1月1日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(1) 機構施設の危機的状況への的確な対応 地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時においても最低限必要な水を確保するため、日頃から危機的状況を想定し、対応マニュアルの整備や訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化により、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。 また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有、災害時の融通等、関係機関との連携を図ること。	危機管理体制の強化を図るとともに、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故や施設機能低下、異常渇水等に備えた対策の強化等により危機管理能力の向上を図り、危機的状況に的確に対応する。 また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有・相互融通等、関係機関との連携を図る。具体的には、以下の取組を行う。 (1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化 大規模地震等の災害や突発事象の発生時、異常渇水時においても、用水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう、各種設備の充実を図る。 また、防災業務計画を適宜見直し、実践的な訓練の実施等の様々な取組を進める。 ① ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を推進するため、管理用制御処理設備を計画的に整備・更新する。また、ICT 技術の積極的な導入・活用を図り、災害発生時における的確な点検や応急復旧への備えを図る。 ② 関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した訓練を実施するとともに、備蓄資機材の情報共有・相互融通を図る。また、非常時参集訓練、設備操作	危機管理体制の強化を図るとともに、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故や施設機能低下、異常渇水等に備えた対策の強化等により危機管理能力の向上を図り、危機的状況に的確に対応する。 また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有・相互融通等、関係機関との連携を図る。具体的には、以下の取組を行う。 (1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化 大規模地震等の災害や突発事象の発生時、異常渇水時においても、用水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう、各種設備の充実を図る。 また、防災業務計画を適宜見直し、実践的な訓練の実施等の様々な取組を進める。 ① ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を進めるため、5施設で管理用制御処理設備の整備を行う。 また、災害発生時における的確な点検や応急復旧等の対応のため、1施設の監査廊にWi-Fi設備の整備を行う。 ② 関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した訓練を実施するとともに、備蓄資機材の相互融通や情報共有を図る。 また、非常時参集	<定量目標> — <指標> - 各年度の災害対応訓練の実施回数 393回 - 各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数 64回 <評価の視点> 危機的状況に備え、危機管理体制の強化及び危機管理能力の向上を図り、危機的状況に的確に対応したか。 災害発生時に迅速な災害復旧工事を的確に実施するとともに関係機関との連携を図ったか。	<主要な業務実績> (1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化 ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を進めるため、5施設（南摩ダム、徳山ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰、女男石頭首工）で管理用制御処理設備の整備を行った。 また、1施設（下久保ダム）の監査廊にWi-Fi設備の整備を行った。 関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を408回実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を97回実施した。なお、これら実績は、中期目標において困難度が「高」とされており、指標として定められた第4期中期目標期間の平均実施回数（見込み）393回及び64回をとともに上回る回数（災害対応訓練実施回数：104%、連携強化取組回数：152%）である。 また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等を実施することにより、危機管理能力の向上を図った。 備蓄資機材の相互融通や情報共有を図るため、機構が保有する備蓄資機材の情報共有化を継続した。 危機管理体制維持のため4事務所の防災宿舍について改修工事等を進めるとともに、全事務所において宿舍整備計画を策定し、防災宿舍の計画的な整備・維持管理に取り組んだ。 また、車両等機材であるポンプ車及びクレーン付トラックの法令点検整備、可搬式浄水装置の定期整備とともに、備蓄資材については、管理台帳或使用記録簿と照合して規格、数量等の状態確認を行うなど適切な管理を行った。 利根大堰における堰上流の取水位が確保できない場合を想定し、機構、各利水者、河川管理者が相互連携する令和5年度に策定した業務継続計画（取水障害対応編）に基づき、情報伝達や取水対応の訓練を実施し、計画の課題と対応案を確認した。 令和6年度は、7件の漏水事故が発生したが、いずれも「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応を行ったことで、用水供給の確保、被害拡大の防止を図ることができた。 なお、本マニュアルについては、全職員が閲覧できるよう機構内LANの掲示板に掲示して周知徹底を図ることで、危機管理体制を強化している。 事務職・技術職を問わずに実施した用地管理等担当者会議において、「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル」の周知徹底を図った。 (2) 危機的状況への的確な対応 水資源機構が管理する施設において、安全点検が必要となる地震（震度5弱以上又はダム基礎地盤において25gal以上）が計4回発生した。 これらの地震の発生に際し、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、4施設において延べ4回の臨時点検を行い、施設の安全の確保と用水の安定供給に努めた。 大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常渇水等の発生時において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材を7件活用し、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧を図った。 水資源開発施設等に直接的な影響を及ぼす武力攻撃事態等は発生しなかった。 武力攻撃事態等が発生した場合、メディアの報道及びEm-Net（エムネット）を活用して情報を収集するとともに、防災業計	<評定と根拠> 評定：S - ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を進めるため、5施設（南摩ダム、徳山ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰、女男石頭首工）で管理用制御処理設備の整備を行った。 - また、1施設（下久保ダム）の監査廊にWi-Fi設備の整備を行った。 - 関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を408回実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を97回実施した。なお、これら実績は、中期目標において困難度が「高」とされており、指標として定められた第4期中期目標期間の平均実施回数（見込み）393回及び64回をとともに上回る回数（災害対応訓練実施回数：104%、連携強化取組回数：152%）である。 - また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等を実施することにより、危機管理能力の向上を図った。 - 備蓄資機材の相互融通や情報共有を図るため、機構が保有する備蓄資機材の情報共有化を継続した。 - 危機管理体制維持のため4事務所の防災宿舍について改修工事等を進めるとともに、全事務所において宿舍整備計画を策定し、防災宿舍の計画的な整備・維持管理に取り組んだ。 - また、車両等機材であるポンプ車及びクレーン付トラックの法令点検整備、可搬式浄水装置の定期整備とともに、備蓄資材については、管理台帳或使用記録簿と照合して規格、数量等の状態確認を行うなど適切な管理を行った。 - 利根大堰における堰上流の取水位が確保できない場合を想定し、機構、各利水者、河川管理者が相互連携する令和5年度に策定した業務継続計画（取水障害対応	評定

	訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等の個別訓練を実施することにより、危機管理能力の向上を図り、災害時や異常渇水時等における被害軽減に取り組む。 ③ 危機管理体制維持のため、防災宿舍・備蓄資機材の適切な整備・管理を行う。 ④ 防災業務計画、業務継続計画等について、災害対応や防災訓練等の結果を踏まえ、最新の情報や知見を盛り込むなどの見直しを適時・適切に行い、危機管理体制の強化を図る。 ⑤ 水質事故や漏水等、突発事象の発生により取水や導水ができなくなった場合に速やかに水融通や代替取水等の対応ができるよう、対応マニュアルの更新や必要に応じた追加作成を適時・適切に行うとともに、職員への周知徹底を図ること、危機管理体制を強化する。 ⑥ 災害復旧工事において必要となる工事用借地等に係る損失補償を迅速かつ適切に行うため、マニュアルを職員に周知徹底する。 (2) 危機的状況への的確な対応 危機的状況が発生した場合には、速やかに、施設被害の拡大防止、最低限必要な用水の確保及び供給並	訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等を実施することにより、危機管理能力の向上を図り、災害時や異常渇水時等における被害軽減に取り組む。 ③ 危機管理体制維持のため、防災宿舍については、必要に応じて改修を行うなど適切な整備・管理を行う。 備蓄資機材については、車両等機材の点検整備や備蓄資材の状態確認を行うなど適切な管理を行う。 ④ 防災業務計画、業務継続計画等について、災害対応や防災訓練等の結果を踏まえ、最新の情報や知見を盛り込むなどの見直しを必要に応じて適切に行い、危機管理体制の強化を図る。 ⑤ 水質事故や漏水等、突発事象の発生により取水や導水ができなくなった場合に速やかに水融通や代替取水等の対応ができるよう、必要に応じて対応マニュアルの更新や追加作成を行うとともに、職員への周知徹底を図ること、危機管理体制を強化する。 ⑥ 災害復旧工事において必要となる工事用借地等に係る損失補償を迅速かつ適切に行うため、災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアルを職員に周知徹底する。 (2) 危機的状況への的確な対応 危機的状況が発生した場合には、速やかに、施設被害の拡大防止、最低限必要な用水の確保及び供給並	画細則の発令基準に基づき防災本部を設置し、関係機関との緊密な連携及び施設の安全確保等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する体制を継続している。 室生ダムでは、令和6年6月の梅雨前線により管理用道路が被災し、施設機能の早期復旧を図るため令和6年12月から災害復旧工事に着手した。 また、新宮ダムでは、令和6年9月の落雷により直流電源装置及び地震計の光送信機に被害が発生したため、施設機能の早期復旧を図るべく令和7年1月から復旧工事に着手した。 (3) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行(特定災害復旧工事に係るもの)業務は生じなかった。なお、特定河川工事の代行要請に備え、全国都道府県ダム担当課長会議や支社局等を通じて都府県等に情報提供した。 (4) 災害時等における他機関への支援 災害時等における機構の技術力を活かした他機関への支援について、「令和6年能登半島地震」により水道基幹施設等に甚大な被害を受けた石川県珠洲市において、発災直後から可搬式浄水装置による応急給水支援の調整を行い、令和6年1月9日から令和6年4月19日までの102日間、延べ約800人の職員を派遣し、給水総量約4,500㎥を提供した。また、農林水産省北陸農政局から被災地の未点検ため池を点検する職員派遣の要請を受け、令和6年1月13日から令和6年4月26日までの105日間、延べ約400人の職員を派遣し、約320箇所のため池点検を実施した。このように機構の技術力を活かした被災地支援を行うとともに、地震で被災した用水路復旧のための備蓄資材(水輸送用塗覆装鋼管φ1,650mm)を提供した。 給水支援活動の終了にあたっては、石川県珠洲市長への報告の機会において、機構の支援活動に対しての謝意を頂き、農林水産大臣からは、被災地における災害援助の貢献に対する感謝状を受領した。 更に、農林水産省九州農政局が管理する「遥拝堰」(国営八代平野土地改良事業)では、令和6年5月28日に発生した豪雨出水により、ゲート更新工事のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が流出し取水不能となった。この事象に対して、農林水産省九州農政局からの要請により、機構の筑後川下流総合管理所に配備するポンプ車(60㎥/min)1台を現地に派遣し、令和6年5月31日から令和6年6月26日までの間において、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急的な取水対応に活用された。 この支援に対して、農林水産省九州農政局長から、被災した堰の用水確保への貢献に対する感謝状を受領した。 平常時においては、迅速な初動対応に繋げるため、災害発生時に機構が所有する配備機材の輸送等を機構に代わり実施できる企業と災害支援に関する災害協定を締結し、支援体制の整備を図った。 令和6年度に実施したポンプ車操作訓練では、機構の訓練計画を農林水産省本省から各地方農政局と共有して合同訓練を実施するなど、危機管理能力の向上及び連携強化を図るとともに、関係自治体や利水者の参加も促し、機構の配備機材や装備について情報共有を行った。	編)に基づき、情報伝達や取水対応の訓練を実施し、計画の課題と対応案を確認した。 - 令和6年度は、7件の漏水事故が発生したが、いずれも「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応を行ったことで、用水供給の確保、被害拡大の防止を図ることができた。 なお、本マニュアルについては、全職員が閲覧できるよう機構内LANの掲示板に掲示して周知徹底を図ることで、危機管理体制を強化している。 - 事務職・技術職を問わずに実施した用地管理等担当者会議において、「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル」の周知徹底を図った。 - 水資源機構が管理する施設において、安全点検が必要となる地震(震度5弱以上又はダム基礎地盤において25gal以上)が計4回発生した。これらの地震の発生に際し、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、4施設において延べ4回の臨時点検を行い、施設の安全の確保と用水の安定供給に努めた。 - 大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常渇水等の発生時において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材を7件活用し、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧を図った。 - 水資源開発施設等に直接的な影響を及ぼす武力攻撃事態等は発生しなかった。 武力攻撃事態等が発生した場合、メディアの報道及びEm-Net(エムネット)を活用して情報を収集するとともに、防災業務計画細則の発令基準に基づき防災本部を設置し、関係機関との緊密な連携及び施設の安全確保等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する体制を継続している。 - 室生ダムでは、令和6年6月の梅雨前線により管理用道路が被災し、施設機能の早期復旧を図るため令和6年12月から災害復旧工事に着手した。 また、新宮ダムでは、令和6年9月の落雷により直流電源装置及び地震計の光送信機に被
--	--	---	--	--

	(2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）の実施に向けた準備等を進めること。また、都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。	びに施設機能の早期回復を図る。 ① 防災業務計画及び業務継続計画に基づき、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、施設の安全の確保と用水の安定供給に努める。 ② 大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常渇水等の発生時において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材等を活用し、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧を図る。 ③ 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との緊密な連携、施設の安全確保等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する。 ④ 災害等の発生に伴い、水資源開発施設等に被害が発生した場合には、迅速に応急復旧を行うとともに、施設機能等の早期回復を図るため災害復旧工事を実施する。	びに施設機能の早期回復を図る。 ① 防災業務計画及び業務継続計画に基づき、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、施設の安全の確保と用水の安定供給に努める。 ② 大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常渇水等の発生時において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材等を活用し、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧を図る。 ③ 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との緊密な連携及び施設の安全確保等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する。 ④ 災害等の発生に伴い、水資源開発施設等に被害が発生した場合には、迅速に応急復旧を行うとともに、施設機能等の早期回復を図るため災害復旧工事を実施する。			害が発生したため、施設機能の早期復旧を図るべく令和7年1月から復旧工事に着手した。 - 都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は生じなかった。なお、特定河川工事の代行要請に備え、全国都道府県ダム担当課長会議や支社局等を通じて都府県等に情報提供した。 - 災害時等における機構の技術力を活かした他機関への支援について、「令和6年能登半島地震」により水道基幹施設等に甚大な被害を受けた石川県珠洲市において、発災直後から可搬式浄水装置による応急給水支援の調整を行い、令和6年1月9日から令和6年4月19日までの102日間、延べ約800人の職員を派遣し、給水総量約4,500㎥を提供した。また、農林水産省北陸農政局から被災地の未点検ため池を点検する職員派遣の要請を受け、令和6年1月13日から令和6年4月26日までの105日間、延べ約400人の職員を派遣し、約320箇所のため池点検を実施した。このように機構の技術力を活かした被災地支援を行うとともに、地震で被災した用水路復旧のための備蓄資材（水輸送用塗覆装鋼管φ1,650mm）を提供した。給水支援活動の終了にあたっては、石川県珠洲市長への報告の機会において、機構の支援活動に対しての謝意を頂き、農林水産大臣からは、被災地における災害援助の貢献に対する感謝状を受領した。 - 更に、農林水産省九州農政局が管理する「遥拝堰」（国営八代平野土地改良事業）では、令和6年5月28日に発生した豪雨出水により、ゲート更新工事のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が流出し取水不能となった。この事象に対して、農林水産省九州農政局からの要請により、機構の筑後川下流総合管理所に配備するポンプ車（60㎥/min）1台を現地に派遣し、令和6年5月31日から令和6年6月26日までの間において、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急的な取水対応に活用さ
--	--	---	--	--	--	---

	(3) 災害時等における他機関への支援 機構は、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合において、水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」という業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努めること。 そのために、これまでの災害支援の実績を踏まえ、引き続き関係機関等と災害支援協定を締結するなどの連携を推進し、速やかな支援の実施等に努めること。 なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で、関係機関等との災害支援協定等に基づき、支援の準備を行う。 迅速な初動対応につなげるため、平常時より関係機関等と連携を深め、支援可能な内容や備蓄資機材についてあらかじめ情報共有を行う。	(4) 災害時等における他機関への支援 機構は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等を行う。 また、関係機関等との災害支援協定等に基づき、合同訓練や情報交換を実施し、支援体制の整備等の連携強化を図る。 災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で、関係機関等との災害支援協定等に基づき、支援の準備を行う。 迅速な初動対応につなげるため、平常時より関係機関等と連携を深め、支援可能な内容や装備についてあらかじめ情報共有を行う。			れた。 この支援に対して、農林水産省九州農政局長から、被災した堰の用水確保への貢献に対する感謝状を受領した。 平常時においては、迅速な初動対応に繋げるため、災害発生時に機構が所有する配備機材の輸送等を機構に代わり実施できる企業と災害支援に関するを締結し、支援体制の整備を図った。 - 令和6年度に実施したポンプ車操作訓練では、機構の訓練計画を農林水産省本省から各地方農政局と共有して合同訓練を実施するなど、危機管理能力の向上及び連携強化を図るとともに、関係自治体や利水者の参加も促し、機構の配備機材や装備について情報共有を行った。 - これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標を満たしたことに加え、質的に顕著な成果が得られたと考え、S評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報						
特になし。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－4	施設機能の確保と向上		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第1項2号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度				R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直し回数	(注 1)	－	10回	13回 (23回) (注 6)	11回 (34回) (注 6)				予算額（千円）	45, 658, 521	49, 762, 309	50, 756, 028	
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数	(注 1)	－	16地区	17地区 (18地区) (注 6)	17地区 (19地区) (注 6)				決算額（千円）	43, 976, 813	47, 460, 264	48, 221, 676	
ダム定期検査〔計画値〕(注 2)	－	－	6 施設	9 施設	9 施設				経常費用（千円）	114, 032, 433	117, 229, 840	118, 047, 095	
ダム定期検査〔実績値〕	－	9 施設	6 施設	9 施設	9 施設				経常利益（千円）	△428, 948	△204, 644	△198, 775	
達成度	－	－	100%	100%	100%				行政コスト（千円）	114, 021, 919	118, 631, 635	118, 585, 332	
ダム等管理フォローアップ施設数〔計画値〕(注 2)	－	－	6 施設	4 施設	9 施設				従事人員数	852	884	865	
ダム等管理フォローアップ施設数〔実績値〕	－	5 施設	6 施設	4 施設	9 施設								
達成度	－	－	100%	100%	100%								

〈指標〉インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直しを行った回数。
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数
（注 1） 機構が管理する54施設の内、（今中期目標期間中）ダム等施設についてはダム定期検査等に基づく見直し45回、水路等施設については見直しに向けた機能診断調査20地区を予定している。
（注 2） 令和 6 年度計画において、ダム定期検査を 9 施設、ダム等の管理に係るフォローアップを 9 施設で計画している。
（注 3） 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
（注 4） 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載。
（注 5） 従事人員数は、1 月 1 日時点。
（注 6）（ ）は今中期目標期間中の累計を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組むこと。 確実な施設機能の確保のため、水資源開発施設等用地の適切な保全、計画的な施設・設備の点検等に加えて、定期的な機能診断を実施することにより、施設の状態を確実に把握すること。 今後、老朽化した施設が更に増加することから、政府が定めたインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）及びこれに基づき主務省が策定・改定したインフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、予防保全型のインフラ老朽化対策を重点的に推進し、維持管理・更新に係るトータルコストの削減を図りつつ、ロボットやICT等の新技術や新材料を活用した点検・診断・補修等の高度化・効率化により、施設が有する機能を将来にわたって適切に発揮できる、持続可能なインフラメンテナンスに向け、計画的に取り組むこと。 また、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」(平成29年6月 国土交通省)を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進するとともに、水資源開発、水資源管理分野における新たな技術力を向上させ、この	水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組む。 また、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。 さらに、施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 予防保全型のインフラメンテナンスの推進 「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、施設の特性を考慮した予防保全型のインフラメンテナンスの着実な実施による維持管理・更新に係るトータルコストの削減や新技術等の普及促進によるインフラメンテナンスの効率化・高度化等を進め、重要な社会基盤として整備された水インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる持続可能なインフラメンテナンスを推進する。 ① ダムの安全管理については、日常管理における巡視・点検に加え、定期検査、総合点検等を計画的に実施する。 また、ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る	水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組む。 また、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。 さらに、施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 予防保全型のインフラメンテナンスの推進 「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、施設の特性を考慮した予防保全型のインフラメンテナンスの着実な実施による維持管理・更新に係るトータルコストの削減や新技術等の普及促進によるインフラメンテナンスの効率化・高度化等を進め、重要な社会基盤として整備された水インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる持続可能なインフラメンテナンスを推進する。 ① ダムの安全管理については、日常管理における巡視・点検に加え、3年又は5年に1回程度の頻度で行う定期検査について、特定施設ダムでは9ダムで実施し利水ダムでは1ダム	<定量目標> — <指標> - インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直し回数 - インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数 <評価の視点> 確実な施設機能の確保と向上に取り組んでいるか。 既設ダムの有効活用に向けた取組を推進しているか。 河川管理施設の管理の受託について的確に実施しているか。	<主要な業務実績> (1) 予防保全型のインフラメンテナンスの推進 ダムの安全管理については、特定施設ダムの9ダムにおいて定期検査を計画どおり実施するとともに、利水ダムの2ダムにおいて河川管理者が実施する検査を受検した。 特定施設ダムにおいては、この機会を利用し、2ダムで利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し施設の状態について認識の共有を図った。 ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるために、ダム付属施設等を対象に耐震性能照査を進めるとともに、耐震性能照査に使用する地震動について、最新の知見に基づく見直しを行った。また、河口堰については、令和5年度までに、全5施設（利根川河口堰、長良川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰、筑後大堰）でレベルⅡ地震動に対する耐震性能照査を完了した。 霞ヶ浦開発施設では、管理所から遠方にある施設の点検を迅速に行えるよう、WEBカメラを利用した施設点検の試行を開始する等、大規模地震に備え、ICT等新技術を活用した監視体制の強化を図った。 貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けて、全25ダムで堆砂測量を行い貯水池内の堆積状況調査を実施するとともに、施設の老朽化に関する状態把握のため、全25ダムで施設管理規程・同細則に基づくダム施設の計測、点検を実施した。 これらの調査やダム定期検査の結果を踏まえ、9ダム、1湖沼、1水路について個別施設計画の見直しを行った。 水路等施設については、令和3年度に全20施設において調査結果を踏まえた機能保全計画（個別施設計画）の見直しを実施しており、今年度は次回の見直しに向けて、17施設においてコンクリート構造物の劣化診断や管内調査等の機能診断調査を計画的に実施した。 豊川用水など2施設において適切な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を着実に展開した。 大規模地震対策の必要性について水路等施設の耐震性能照査を実施した（霞ヶ浦用水）。 機能診断調査や耐震性能照査の結果等を踏まえつつ、管理運営協議会等の場を活用し、利水者とのリスクコミュニケーションを水路等全20施設で実施した。 これまでの機能診断調査の結果により、早急に老朽化対策が必要とされる群馬用水施設について、関係者との協議を重ねた上で事業計画案をとりまとめ、農業用水、水道用水に係る事業の事前評価を実施し、評価の内容は適切であるとの第三者委員からの意見を得た。それを踏まえ、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、群馬用水施設改築事業の事業実施計画を主務大臣に認可申請を行い、認可を得た。 電気通信設備維持管理計画作成手順（案）及び機械設備管理指針に基づき、点検結果の結果を踏まえた各設備の健全度評価を実施し、機能保全計画（維持管理計画）の見直しを特定施設32施設、水路等施設20施設において随時実施した。それによりライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な施設機能の確保を図った。 UAVや水中ドローン、移動設置型振動診断装置、リアルタイム状態監視装置、XC-Gate等のICT等新技術を活用して、調査、点検、診断等の効率化・高度化を図っている。また、道路途絶によりダム管理所の職員が参集できなくなる等の異常事態が発生してもダムの防災操作が行えるように、「特定施設等放流設	<評定と根拠> 評定：A - ダムの安全管理については、特定施設ダムの9ダムにおいて定期検査を計画どおり実施するとともに、利水ダムの2ダムにおいて河川管理者が実施する検査を受検した。 - 特定施設ダムにおいては、この機会を利用し、2ダムで利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し施設の状態について認識の共有を図った。 - ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるために、ダム付属施設等を対象に耐震性能照査を進めるとともに、耐震性能照査に使用する地震動について、最新の知見に基づく見直しを行った。また、河口堰については、令和5年度までに、全5施設（利根川河口堰、長良川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰、筑後大堰）でレベルⅡ地震動に対する耐震性能照査を完了した。 - 霞ヶ浦開発施設では、管理所から遠方にある施設の点検を迅速に行えるよう、WEBカメラを利用した施設点検の試行を開始する等、大規模地震に備え、ICT等新技術を活用した監視体制の強化を図った。 - 貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けて、全25ダムで堆砂測量を行い貯水池内の堆積状況調査を実施するとともに、施設の老朽化に関する状態把握のため、全25ダムで施設管理規程・同細則に基づくダム施設の計測、点検を実施した。 - これらの調査やダム定期検査の結果を踏まえ、9ダム、1湖沼、1水路について個別施設計画の見直しを行った。 - 水路等施設については、令和3年度に全20施設において調査結果を踏まえた機能保全計画（個別施設計画）の見直しを実施しており、今年度は次回の見直しに向けて、17施設においてコンクリート構造物の劣化診断や管内調査等の	評定

	分野において日本国内のみならず、世界をリードするような持続可能なダム管理を推進する観点からDXを積極的に推進すること。 さらに、機構法第12条第1項第2号ハの規定に基づく施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び機構法第17条第5項の規定に基づく河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施すること。 加えて、既存施設の徹底活用や、予防保全型のインフラ老朽化対策を行っても、なお適切な施設機能の確保が困難な場合その他施設の改築等を事業化することが合理的な場合には、主務大臣や利水者等と調整を図りつつ、施設の改築等の事業化も含めて検討すること。 なお、機構が管理する施設は、国、地方公共団体、各種用水の利水者等、関係機関が多岐にわたり、その改築等に当たっては関係者の合意形成や費用負担が必要となることから、関係者と施設の長寿命化に向けた共通認識を醸成しつつ、施設の戦略的な維持管理・更新への設備投資の平準化に留意すること。	信頼を高めるために、大規模地震に対する耐震性能照査を実施する。あわせて大規模地震に備え、ICT等新技術を活用した監視体制を強化する。さらに、貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けた調査を行い、個別施設計画の見直しを行う。 特に、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要するダム等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 ② 水路等施設については、個別施設計画の見直しに向けて、施設の機能診断調査により劣化状況を把握するとともに、水理性能の検証や耐震性能照査の結果も踏まえて、利水者とのリスクコミュニケーションを図りつつ適時・適切な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を展開する。 特に、地域の状況や水管理の効率化を踏まえた施設改良、老朽化対策、大規模	で河川管理者が実施する検査を受検する。特定施設ダムにおいては、この機会を利用し、利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し、施設の状態について認識の共有を図る。 また、ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるために、大規模地震に対する耐震性能照査を実施する。あわせて大規模地震に備え、ICT等新技術を活用した監視体制を強化する。さらに、貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けた調査を行い、個別施設計画の見直しを9ダム、1湖沼、1水路で行う。 特に、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要するダム等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 ② 水路等施設については、個別施設計画の見直しに向けて、施設の機能診断調査を計画的に実施することにより劣化状況を把握するとともに、水理性能の検証や耐震性能照査の結果も踏まえて、利水者とのリスクコミュニケーションを図りつつ適時・適切な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を展開する。 特に、地域の状況や水管理の効率化を踏まえた施設改良、老朽化対策、大規模	備遠隔操作化整備計画」を策定し、放流設備の遠隔操作に向けた施設整備等を進めた。また、荒川総管（滝沢ダム）では、洪水吐きゲートの遠隔操作要領案を作成するとともに、貯水位低下移行期間中の6月に計3回（3日）、洪水吐きゲートの遠隔操作を試行した。 ロックフィルダム6施設について、GNSSセンサを用いた堤体挙動のリアルタイム計測を実施できる体制を整備し、ダム管理業務の効率化・高度化を図っている。その他、監視カメラと動体検知AIシステムを用いた河川巡視省力化については、実証試験を行っている草木ダムにおいて、目視と概ね同等の動体検知が行えることを確認したことから、河川巡視区間の複数地点に監視カメラを増設するとともに、誤検知等の課題解決に向けて、プログラム改造の検討を行うなどの取組を行った。 筑後大堰は令和5年までに耐震性能照査を行い耐震性能不足が明らかとなった。令和6年度は耐震性能が不足している施設のうち管理橋の耐震対策検討を行うとともに施工計画を検討した。 思川開発事業における事業費50億円増及び工期延期（2年延期、令和8年度概成）に伴う事業実施計画の変更（第7回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。 早明浦ダム再生事業における事業費100億円増に伴う事業実施計画の変更（第1回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。 木曽川水系連絡導水路における事業費1,380億円増及び工期延期に伴う事業実施計画の変更（第2回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。 香川用水施設及び両筑平野用水施設に関する施設管理規程の変更に当たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣から認可を得た。 寺内ダムほか3施設に関する施設管理規程の変更に当たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣から認可を受けた。 地上権再設定を効率的に推進することを目的として、関係する14事務所で地上権再設定計画を策定し、本社によるヒアリングを行うとともに、地上権再設定推進連絡会議において課題の対応方針や効果的な施策の検討等を行った。 これらの取組と併せて、土地改良区等の関係機関と情報交換及び協力体制の維持を図りつつ連携し、諸課題の対応策について、関係機関等に相談を行いながら地上権再設定契約の推進を図った。 加えて、房総導水路で地上権再設定協議が整わず存続期間の満了が迫っている案件について、土地収用手続きを活用すべく、国土交通省土地収用管理室に事前相談を行うとともに、申請予定事業の登録を行い、総括ヒアリングで案件の概要を説明した。これらの取組により、房総導水路、成田用水、埼玉合口二期、愛知用水、木曽川用水及び三重用水の6事業において地上権再設定契約を進捗させた。	(2)機構施設の機能確保・向上、既存施設の有効活用 ダム等の管理に係るフォローアップ制度に基づき、9施設について施設等の運用も含めた事業の効果等の分析・評価を適切に行い、「定期報告書」を作成し、公表した。 カーボンニュートラルに向けた発電に資する既存ダムの活用に関する取組（ダムの高度化運用）として11ダムで高度化運用の試行要領を策定し、5ダムで既存の弾力的管理試験の枠組みを利用することで高度化運用を実施できる体制を整備し、12ダムで延べ25回の高度化運用を実施することで、再生可能エネルギーの取組を推進した。	機能診断調査を計画的に実施した。 豊川用水など2施設において適切な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を着実に展開した。 大規模地震対策の必要性について水路等施設の耐震性能照査を実施した（霞ヶ浦用水）。 機能診断調査や耐震性能照査の結果等を踏まえつつ、管理運営協議会等の場を活用し、利水者とのリスクコミュニケーションを水路等全20施設で実施した。 これまでの機能診断調査の結果により、早急に老朽化対策が必要とされる群馬用水施設について、関係者との協議を重ねた上で事業計画案をとりまとめ、農業用水、水道用水に係る事業の事前評価を実施し、評価の内容は適切であるとの第三者委員からの意見を得た。それを踏まえ、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、群馬用水施設改築事業の事業実施計画を主務大臣に認可申請を行い、認可を得た。 電気通信設備維持管理計画作成手順（案）及び機械設備管理指針に基づき、点検結果の結果を踏まえた各設備の健全度評価を実施し、機能保全計画（維持管理計画）の見直しを特定施設32施設、水路等施設20施設において随時実施した。それによりライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な施設機能の確保を図った。 UAVや水中ドローン、移動設置型振動診断装置、リアルタイム状態監視装置、XC-Gate等のICT等新技術を活用して、調査、点検、診断等の効率化・高度化を図っている。また、道路途絶によりダム管理所の職員が参集できなくなる等の異常事態が発生してもダムの防災操作が行えるように、「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を策定し、放流設備の遠隔操作に向けた施設整備等を進めた。また、荒川総管（滝沢ダム）では、洪水吐きゲートの遠隔操作要領案を作成するとともに、貯水位低下移行期間中の6月に計3回（3日）、洪水吐きゲートの遠隔操作を試行した。
--	---	---	--	---	---	---

		地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要する水路等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 ③ ダム・水路等施設の電気・機械設備に係る保全計画について、更なるライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化及び確実な機能維持を図るため、設備点検の結果及び技術の進捗を踏まえて適時・適切に見直しを行う。 ④ ICT等新技術を活用し、不可視部分の調査や上空からの面的な調査等、点検、診断、補修等の効率化・高度化を図ることにより、維持管理コストの抑制に留意しつつ、コスト面も含め、持続可能なインフラメンテナンスを計画的に実施する。また、ICT化をダム管理全体に展開し、施設操作のバックアップ・二重化に向けた遠隔操作等やICT技術を活用したロックフィルダム堤体のリアルタイム挙動把握等、既存の点検等技術とICT等新技術を融合させるなど、コスト面も含め、持続可能で高度なダム管理を推進し、出水規模の増大等の年々増す外力に対応する。 ⑤ 事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合には、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図	地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要する水路等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 ③ 電気・機械設備の更なるライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化及び確実な機能維持を図るため、設備点検の結果及び技術の進捗等を踏まえ、適切に機能保全計画の見直しを実施する。 ④ ICT等新技術を活用し、不可視部分の調査や上空からの面的な調査等、点検、診断、補修等の効率化・高度化を図ることにより、維持管理コストの抑制に留意しつつ、コスト面も含め、持続可能なインフラメンテナンスを計画的に実施する。また、持続可能で高度なダム管理を推進するためにICT化をダム管理全体に展開し、施設操作のバックアップ・二重化に向けた遠隔操作やICT技術を活用したロックフィルダム堤体のリアルタイム挙動把握など、既存の技術とICT等新技術の融合について検討を行う。 ⑤ 事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合には、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図	また、矢木沢ダムでは、国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所、発電事業者と連携を図り、融雪水による貯留を担保に、事前に発電にて放流を行って未利用エネルギーを活用する取組を行った。特に顕著な取組実績として、令和6年6月22日から同月23日までの出水後には、令和6年度から管理受託を開始した国土交通省の横山ダムと徳山ダムが連携して発電に資する水位運用高度化操作を実施することで、横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の再生可能エネルギーを創出した。 早明浦ダム再生事業については、令和5年4月に主要な工事（増設洪水吐き工事、増設放流設備工事、上流仮締切工事）を契約し、放流設備3門増設等の工事に着手している。また、寺内ダム再生事業については、令和5年度から事業に着手し、利水容量77万m³を洪水調節容量に容量振替を行う手続きを進めているとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、現在ゲートの製作に着手している。旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については、令和5年度から事業に着手し、開閉装置や護岸耐震対策の設計に着手している。利根川河口堰大規模耐震対策事業については、令和6年度から事業に着手し、ゲート設備の耐震工事に係る契約手続きに向けた検討を進めるとともに、堰下流護床工の洗掘箇所に対して、応急対策として袋詰玉石を設置する工事に着手するなど、既存ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を着実に推進した。 ダム貯水池の堆砂に礫・砂のほかシルト・粘土成分が多く含まれるダムの堆砂対策手法について、下久保ダムをモデルに検討を行った。砂礫については「排砂バイパス」を設置して掃流により排出し、シルト・粘土成分については堤体に「新設放流設備」を設置して密度流により排出する施設の改築を伴う抜本的な堆砂対策手法の検討を進めた。 淀川水系では、流域全体を俯瞰し利水・治水安全度を向上にかかる検討を行った。桂川（保津峡）及び名張川の一部区間で流下能力が不足していることに着目し、当該区間の治水安全度を向上させるため、利水安全度を低下させない条件のもと、日吉ダム及び青蓮寺ダムの改造を行って治水能力を強化する容量振替手法を検討した。 (3)他機関施設の管理受託の的確な実施 国土交通省、県、土地改良区、電力会社等から25件の業務を施設管理に附帯する業務として受託し、的確に実施するとともに、委託に基づき実施する発電に係る業務を19の管理施設において的確に実施した。 令和6年度は、新たにダムの管理受託を開始した国土交通省の横山ダムについて、「横山ダムの管理に関する協定書」及び「横山ダムの管理に関する細目協定書」に基づき、的確な洪水調節操作、利水補給等を実施した。特に、令和6年6月22日から同月23日までの出水後には、徳山ダムと横山ダムが緊密に連携して発電に資する水位運用高度化操作を実施することで、横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の再生可能エネルギーを創出するなど、連続する2ダムの連携により、効率的かつ効果的な運用を実施した。	ロックフィルダム6施設について、GNSSセンサを用いた堤体挙動のリアルタイム計測を実施できる体制を整備し、ダム管理業務の効率化・高度化を図っている。その他、監視カメラと動体検知AIシステムを用いた河川巡視省力化については、実証試験を行っている草木ダムにおいて、目視と概ね同等の動体検知が行えることを確認したことから、河川巡視区間の複数地点に監視カメラを増設するとともに、誤検知等の課題解決に向けて、プログラム改造の検討を行うなどの取組を行った。 ・ 筑後大堰は令和5年までに耐震性能照査を行い耐震性能不足が明らかとなった。令和6年度は耐震性能が不足している施設のうち管理橋の耐震対策検討を行うとともに施工計画を検討した。 ・ 思川開発事業における事業費50億円増及び工期延期（2年延期、令和8年度概成）に伴う事業実施計画の変更（第7回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。 ・ 早明浦ダム再生事業における事業費100億円増に伴う事業実施計画の変更（第1回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。 ・ 木曾川水系連絡導水路における事業費1,380億円増及び工期延期に伴う事業実施計画の変更（第2回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。 ・ 香川用水施設及び両筑平野用水施設に関する施設管理規程の変更に当たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣から認可を得た。 ・ 寺内ダムほか3施設に関する施設管理規程の変更に当たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調
--	--	--	--	---	---

		る。 ⑥ 水資源開発施設等を適切に管理・運用するためには、権利関係を含め用地を適切に保全する必要があり、関係機関と連携し、地上権の更新等の着実な実施を図る。 (2) 機構施設の機能確保・向上、既存施設の有効活用 ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度に基づき、施設の運用を含めた事業の効果等の分析・評価を適切に実施する。 また、ダム等の長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を推進し、必要と判断される事業については、関係機関と調整を進め、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 (3) 他機関施設の管理受託の的確な実施 施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務について、的確な実施を図る。 また、機構法第12条第1項第2号ハに規定する施設の管理について、的確に実施する。	る。 ⑥ 地上権の再設定等の着実な実施を図るため、関係機関との情報交換、協力体制の維持を図りつつ、関係事務所で地上権の再設定計画を策定するとともに、再設定契約を進める。 (2) 機構施設の機能確保・向上、既存施設の有効活用 ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度に基づき、施設の運用を含めた事業の効果等の分析・評価を9施設で適切に実施する。 また、ダム等の長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を推進し、必要と判断される事業については、関係機関と調整を進め、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 (3) 他機関施設の管理受託の的確な実施 施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務について、的確な実施を図る。 また、機構法12条第1項第2号ハに規定する施設の管理を受託した場合には、的確な管理を行う。		え、主務大臣から認可を受けた。 ・ 地上権再設定を効率的に推進することを目的として、関係する14事務所で地上権再設定計画を策定し、本社によるヒアリングを行うとともに、地上権再設定推進連絡会議において課題の対応方針や効果的な施策の検討等を行った。 これらの取組と併せて、土地改良区等の関係機関と情報交換及び協力体制の維持を図りつつ連携し、諸課題の対応策について、関係機関等に相談を行いながら地上権再設定契約の推進を図った。 加えて、房総導水路で地上権再設定協議が整わず存続期間の満了が迫っている案件について、土地収用手続きを活用すべく、国土交通省土地収用管理室に事前相談を行うとともに、申請予定事業の登録を行い、総括ヒアリングで案件の概要を説明した。 これらの取組により、房総導水路、成田用水、埼玉合口二期、愛知用水、木曽川用水及び三重用水の6事業において地上権再設定契約を進捗させた。 ・ ダム等の管理に係るフォローアップ制度に基づき、9施設について施設等の運用も含めた事業の効果等の分析・評価を適切に行い、「定期報告書」を作成し、公表した。 ・ カーボンニュートラルに向けた発電に資する既存ダムの活用に関する取組（ダムの高度化運用）として11ダムで高度化運用の試行要領を策定し、5ダムで既存の弾力的管理試験の枠組みを利用することにて高度化運用を実施できる体制を整備し、12ダムで延べ25回の高度化運用を実施することで、再生可能エネルギーの取組を推進した。 また、矢木沢ダムでは、国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所、発電事業者と連携を図り、融雪水による貯留を担保に、事前に発電にて放流を行って未利用エネルギーを活用する取組を行った。特に顕著な取組実績として、令和6年6月22日から同月23日までの出水後には、令和6年度から管理受託を開始した国土交通省の横山ダムと	
--	--	---	--	--	---	--

					徳山ダムが連携して発電に資する水位運用高度化操作を実施することで、横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の再生可能エネルギーを創出した。 ・ 早明浦ダム再生事業については、令和5年4月に主要な工事（増設洪水吐き工事、増設放流設備工事、上流仮締切工事）を契約し、放流設備3門増設等の工事に着手している。また、寺内ダム再生事業については、令和5年度から事業に着手し、利水容量77万m³を洪水調節容量に容量振替を行う手続きを進めているとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、現在ゲートの製作に着手している。旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については、令和5年度から事業に着手し、開閉装置や護岸耐震対策の設計に着手している。利根川河口堰大規模耐震対策事業については、令和6年度から事業に着手し、ゲート設備の耐震工事に係る契約手続きに向けた検討を進めるとともに、堰下流護床工の洗掘箇所に対して、応急対策として袋詰玉石を設置する工事に着手するなど、既存ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を着実に推進した。 ・ ダム貯水池の堆砂に礫・砂のほかシルト・粘土成分が多く含まれるダムの堆砂対策手法について、下久保ダムをモデルに検討を行った。砂礫については「排砂バイパス」を設置して掃流により排出し、シルト・粘土成分については堤体に「新設放流設備」を設置して密度流により排出する施設の改築を伴う抜本的な堆砂対策手法の検討を進めた。 ・ 淀川水系では、流域全体を俯瞰し利水・治水安全度を向上にかかる検討を行った。桂川（保津峡）及び名張川の一部区間で流下能力が不足していることに着目し、当該区間の治水安全度を向上させるため、利水安全度を低下させない条件のもと、日吉ダム及び青蓮寺ダムの改造を行って治水能力を強化する容量振替手法を検討した。 ・ 国土交通省、県、土地改良区、電力会社等から25件の業務を施設管理	
--	--	--	--	--	---	--

						に附帯する業務として受託し、的確に実施するとともに、委託に基づき実施する発電に係る業務を19の管理施設において的確に実施した。 - 令和6年度は、新たにダム管理受託を開始した国土交通省の横山ダムについて、「横山ダムの管理に関する協定書」及び「横山ダムの管理に関する細目協定書」に基づき、的確な洪水調節操作、利水補給等を実施した。特に、令和6年6月22日から同月23日までの出水後には、徳山ダムと横山ダムが緊密に連携して発電に資する水位運用高度化操作を実施することで、横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の再生可能エネルギーを創出するなど、連続する2ダムの連携により、効率的かつ効果的な運用を実施した。 - これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を上回る成果が得られたと考え、A評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－5	インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第2項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期 間実績（見込 み）値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
	我が国事業者の参入 を目指して機構が行っ た海外調査等の件数	—	18件	13件	7 件	6 件				予算額（千円）	45,658,521	49,762,309	50,756,028	
										決算額（千円）	43,976,813	47,460,264	48,221,676	
										経常費用（千円）	114,032,433	117,229,840	118,047,095	
										経常利益（千円）	△428,948	△204,644	△198,775	
										行政コスト （千円）	114,021,919	118,631,635	118,585,332	
										従事人員数	852	884	865	

〈指標〉我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数

（注1）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注2）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注3）従事人員数は、1月1日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	海外インフラ展開法第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年8月30日）に従い、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進めるため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与すること。 その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用しつつ、戦略的に海外の水資源案件の調査等に取り組むこと。 また、インフラシステムの海外展開にあたっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決・SDGsの達成への貢献に取り組むこと。	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年8月30日国土交通大臣告示）に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、我が国事業者の参入を目指して海外調査等（ニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等）を実施し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与することで、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進め、官民一体となって海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進を目指す。 その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用し、戦略的に実施するよう留意する。 また、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決、SDGsの達成へ貢献できるよう取り組む。	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年8月30日国土交通大臣告示）に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、我が国事業者の参入を目指して海外調査等（ニーズ調査等）を実施し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与することで、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進め、官民一体となって海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に努める。 その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用し、戦略的に実施するよう留意する。 また、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決、SDGsの達成へ貢献できるよう取り組む。	<定量目標> — <指標> ・我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数 18件 <評価の視点> 国土交通大臣が定める基本的な方針に従い、海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に努めたか。 実施に当たっては戦略的に実施するよう留意しつつ、カーボンニュートラル等実現の観点を踏まえて取り組んだか。	<主要な業務実績> インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施 令和6年度における「我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数」は、 - 我が国事業者の参入を目指した海外調査の実施に関するもの 6件 【内訳】 - 令和6年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件 - 令和6年度 トルコ共和国等における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務 1件 - ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援に関するもの 2件 の6件である（過年度から継続している調査を含む。）。 機構は、活性化協議会の事務局機関として全体会議を2回開催したほか、活性化協議会の全体会議を通じ、選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、案件候補に係る流域や施設に係る課題や対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行うとともに、概略の対応策案について検討し、相手国の関係機関等へ提案した（現地調査を計3回、外国政府機関等との協議（WEB会議を含む）を計19回実施。）。これらと併せて、本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、本邦の団体等を対象とする意見交換会等についても26回実施した。 また、民間コンサルタントとの協力体制を構築した上で、トルコ国の政府関係機関等へのヒアリング、現地調査等を行い、同国の水資源分野におけるインフラ事業に関する情報を収集し、本邦技術を活用したプロジェクトとして有望な案件の絞り込みを実施したほか、同分野におけるトルコ企業と本邦企業によるトルコ国内での協業やアフリカ諸国との第三国	<評定と根拠> 評定：B - 令和6年度における「我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数」は、以下の通りであった。 - 我が国事業者の参入を目指した海外調査の実施に関するもの 6件 【内訳】 - 令和6年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件 - 令和6年度 トルコ共和国等における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務 1件 - ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援に関するもの 2件 の6件である（過年度から継続している調査を含む。）。 機構は、活性化協議会の事務局機関として全体会議を2回開催したほか、活性化協議会の全体会議を通じ、選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、案件候補に係る流域や施設に係る課題や対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行うとともに、概略の対応策案について検討し、相手国の関係機関等へ提案した（現地調査を計3回、外国政府機関等との協議（WEB会議を含む）を計19回実施。）。これらと併せて、本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、本邦の団体等を対象とする意見交換会等についても26回実施した。 また、民間コンサルタントとの協力体制を構築した上で、トルコ国の政府関係機関等へのヒアリング、現地調査等を行い、同国の水資源分野におけるインフラ事業に関する情報を収集し、本邦技術を活用したプロジェクトとして有望な案件の絞り込みを実施したほか、同分野におけるトルコ企業と本邦企業によるトルコ国内での協業やアフリカ諸国との第三国	評定

					連携の可能性について調査し、これらを推進するための方策を取りまとめた。 併せて、機構が有する水資源開発施設の建設及び運用・維持管理に関するノウハウ、利害関係者との調整に関する経験及び水資源分野における管理組織や法制度に関する知識並びに民間コンサルタントが有する設計ノウハウを融合し、JVを組成等することにより、JICAが委託する新規のODA業務を2件実施し、水資源分野の川上段階における案件形成を支援した。 機構自らが実施主体として、農林水産省補助事業「アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策事業（後発途上国型）」を、令和5年度から4カ年間の事業計画で進めている。これは、機構の有する水管理の技術を活かした内容であり、「質の高いインフラ整備」の海外展開に貢献する取組である。令和6年度においては、前年度より引き続いていた実証計画（案）の作成を進め、対象国の政府関係機関との協議、合意を経て、計画として確定させた。また、同内容を含むミニッツ（協議議事録）の署名を取り交わした。併せて、本邦製品を導入した現地整備を終え、年度後半から現地での実証調査に着手した。水田メタン発生削減のための国際ワークショップ」に参加し、同課題解決に貢献する本事業の取組を紹介するとともに、関係機関との情報交換・意見交換を行うなど、社会課題の解決に対し貢献できるよう進めている。 なお、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラル実現、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決及びSDGsの達成への貢献が期待されるダム再生事業の展開に取り組んだ。 これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。		
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2－1	ダム等建設業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第1項1号及び第19条の2
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設の新築やダム再生の取組等を行うことにより、用水の安定供給や洪水被害の防止・軽減等を可能とすることが極めて重要であるため。） 困難度：「高」 （① 複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、目的の異なる広域のかつ複数の利水者や水源地域等の調整を行い、的確に事業進捗を図る必要があるため。 ② ダム等施設の新築やダムの機能を確保しながら整備を行うダム再生の取組については、高度な技術力を要するため。）		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度				R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
思川開発事業進捗率（実績値）	－	71.2%	82.0%	85.9%	97.5%				予算額（千円）	35,839,981	32,185,275	47,175,743	
木曽川水系連絡導水路事業進捗率（実績値）	－	－	－	－	2.6%				決算額（千円）	34,468,302	30,098,853	35,706,215	
川上ダム建設事業進捗率（実績値）	令和4年度に事業を完了させる。	85.9%	100.0%	－	－				経常費用（千円）	770,819	806,044	516,108	
筑後川水系ダム群連携事業進捗率（実績値）	－	－	－	7.2%	8.4%				経常利益（千円）	－	－	－	
利根川河口堰大規模地震対策事業進捗率（実績値）	－	－	－	－	2.2%				行政コスト（千円）	770,819	806,044	516,108	
藤原・奈良俣ダム再編ダム再生(奈良俣ダム関係)事業進捗率（実績値）	令和4年度に事業を完了させる。	37.9%	100.0%	－	－				従事人員数	218	170	221	
早明浦ダム再生事業進捗率(実績値)	－	6.4%	11.1%	18.1%	32.2%								
旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業（実績値）	－	－	－	3.0%	5.8%								
寺内ダム再生事業（実績値）	－	－	－	3.0%	40.9%								

〈定量目標〉・藤原・奈良俣ダム再編ダム再生（奈良俣ダム関係）：令和4年度に事業を完了させる。

・川上ダム建設事業：令和4年度に事業を完了させる。

・第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、同計画に定める工期内に完了させる。

〈指標〉・思川開発事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和3年度実績71.1%）（令和8年度までに工事完成）

- ・早明浦ダム再生事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和３年度見込実績5.1％）（令和10年度までに事業完了）
- ・第５期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、その進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行率）。

（注１）ダム等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注２）従事人員数は、１月１日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		中期目標を踏まえて、計画的で的確な施設の整備を行う。 このうち、藤原・奈良俣再編ダム再生事業（奈良俣ダム関係）及び川上ダム建設事業については令和4年度に事業を完了させる。（定量目標） また、思川開発事業については令和8年度までに工事を完成させ、利根川河口堰大規模地震対策事業については令和20年度まで、木曽川水系連絡導水路事業については令和18年度まで、早明浦ダム再生事業については令和10年度まで、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については令和13年度まで、筑後川水系ダム群連携事業については令和19年度まで、寺内ダム再生事業については令和11年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。 なお、新たに事業実施計画が認可された事業については速やかに事業に着手し、その進捗を図る。		<定量目標> - 藤原・奈良俣ダム再編ダム再生事業（奈良俣ダム関係）令和4年度に事業を完了させる。 - 川上ダム建設事業令和4年度に事業を完了させる。 <指標> - 思川開発事業進捗率 - 早明浦ダム再生事業進捗率 - 利根川河口堰大規模地震対策事業進捗率 - 筑後川水系ダム群連携事業進捗率 - 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業進捗率 - 寺内ダム再生事業進捗率 <評価の視点> ダム等の新築・改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。 既設ダムの有効活用に向けた取組を推進しているか。 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を要請された場合に向けた準備等を進めたか。	<主要な業務実績> (1) 計画的で的確な施設の整備 各ダム建設事業については、学識経験者等からなる委員会等において、コスト縮減や工程管理の観点から専門的知見に基づく助言等を得て、着実な事業進捗を図った。 - 思川開発事業は、導水路工事、送水路工事、付替道路工事、管理設備工事等を継続して実施した。ダム本体工事は、令和6年5月に南摩ダム堤体上流面の表面遮水壁（メインスラブ）のコンクリート打設が完了、令和6年9月に基礎処理が完了するなど工事を進捗させ、令和6年11月8日から試験湛水を開始した。（事業進捗率：97.5%）。 - 木曽川水系連絡導水路事業は、継続的な調査を必要とする環境調査等を実施し、事業を進捗させた。（事業進捗率：2.6%）。 - 早明浦ダム再生事業は、令和5年4月に主要な工事（増設洪水吐き工事、増設放流設備工事、上流仮締切工事）を契約し、放流設備3門増設等の工事に着手して、事業を進捗させた。（事業進捗率：32.2%）。 - 丹生ダムでは、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事として、現県道の原形復旧等を行った。 - 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業は、令和5年8月に護岸に係る詳細設計業務を契約し、耐震対策工法検討を進めるなど、事業を進捗させた（事業進捗率：5.8%）。 - 筑後川水系ダム群連携事業は、令和6年4月に詳細設計業務を契約し、導水施設の検討を進めるなど、事業を進捗させた（事業進捗率：8.4%）。 - 寺内ダム再生事業は、令和6年11月にゲート設備改造工事（詳細設計付）を契約し、同工事の詳細設計に着手するなど、事業を進捗させた（事業進捗率：40.9%）。 - 利根川河口堰大規模地震対策事業は、令和5年4月に詳細設計業務を契約し、土木構造物の耐震補強に関する検討を進めるなど、事業を進捗させた（事業進捗率：2.2%）。 思川開発事業については事業評価（治水、利水）を実施し、国土交通省から「継続」とする対応方針が決定された。 早明浦ダム再生事業については、事業評価（治水）を実施し、国土交通省から「継続」とする対応方針が決定された。 木曽川水系連絡導水路事業については、事業評価（治水・利水）を実施し、それぞれ国土交通省及び経済産業省から「継続」とする対応方針が決定された。 木曽川水系連絡導水路事業については、「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（原案）」を作成し「令和6年度第1回中部地方整備局事業評価監視委員会」での審議の結果、「事業を継続する」とする機構の対応方針案が妥当であると判断され、「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書」として国土交通省に提出した。その後国土交通省において開催された「社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会（第18回）」での審議を踏まえ、国土交通省により「継続」とする対応方針が決定された。 事業費の縮減を図るため、計画（調査）・設計・施工・維持管理の各段階を通して検討し、最適な仕様に見直すとともにCIMを活用した各段階のシームレス化に取り組んだ。 思川開発事業では、南摩ダムの設計・施工に当たって、専門家らで構成するCFRD技術検討会を開催し、経済性も含めより一層の合理化を図っており、CFRD建設技術を確立しその進捗・発展を図るため、委員からの指導・助言を得て、設計・施工の最適化に取り組んだ。また、導水路トンネルの施工に当たっては、専門家らで構成する思川開発事業導水路トンネル施工技術検討	<評定と根拠> 評定：B - 各ダム建設事業については、学識経験者等からなる委員会等において、コスト縮減や工程管理の観点から専門的知見に基づく助言等を得て、着実な事業進捗を図った。 - 思川開発事業は、導水路工事、送水路工事、付替道路工事、管理設備工事等を継続して実施した。ダム本体工事は、令和6年5月に南摩ダム堤体上流面の表面遮水壁（メインスラブ）のコンクリート打設が完了、令和6年9月に基礎処理が完了するなど工事を進捗させ、令和6年11月8日から試験湛水を開始した。（事業進捗率：97.5%）。 - 木曽川水系連絡導水路事業は、継続的な調査を必要とする環境調査等を実施し、事業を進捗させた。（事業進捗率：2.6%）。 - 早明浦ダム再生事業は、令和5年4月に主要な工事（増設洪水吐き工事、増設放流設備工事、上流仮締切工事）を契約し、放流設備3門増設等の工事に着手して、事業を進捗させた。（事業進捗率：32.2%）。 - 丹生ダムでは、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事として、現県道の原形復旧等を行った。 - 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業は、令和5年8月に護岸に係る詳細設計業務を契約し、耐震対策工法検討を進めるなど、事業を進捗させた（事業進捗率：5.8%）。 - 筑後川水系ダム群連携事業は、令和6年4月に詳細設計業務を契約し、導水施設の検討を進めるなど、事業を進捗させた（事業進捗率：8.4%）。 - 寺内ダム再生事業は、令和6年11月にゲート設備改造工事（詳細設計付）を契約し、同工事の詳細設計に着手するなど、事業を	評定
	(1) 計画的で的確な施設の整備 ① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業に係る適正な要員配置、新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。 また、事業に附帯する業務についても、的確に実施する	(1) 計画的で的確な施設の整備 別表2「ダム等事業」に掲げる4施設の改築事業及び5施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事等を実施する。 ① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含め	(1) 計画的で的確な施設の整備 別表2「ダム等事業」に掲げる3施設の改築事業及び4施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事等を実施する。 ① ダム等事業については、用地補償を含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及びコスト縮減を図りつ				

	こと。 ② 工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するため、可能な範囲で特定事業先行調整費制度等を活用することにより、事業の計画的かつ的確な実施に努めること。 なお、第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第30条の規定に基づき、第5期中期計画に必要事項を記載し、主務大臣の認可を受けること。	た円滑な業務執行、事業に係る適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、計画的かつ的確に取り組むとともに、第三者の意見を求めるなど、事業費・工程の適正な管理を行う。 また、災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。	つ、第三者の意見を求めるなど、事業費・工程の適正な管理を図り、別表2に掲げる事業のうち、3施設の新築事業（思川開発事業、木曽川水系連絡導水路事業、筑後川水系ダム群連携事業）及び4施設の改築事業（利根川河口堰大規模地震対策事業、早明浦ダム再生事業、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業、寺内ダム再生事業）について、事業を進捗させる。なお、ダム等事業で災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。 また、丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。	会を開催し、専門的な見地から指導・助言を得て、トンネル沿線の地下水利用実態を考慮した施工方法の最適化に取り組んだ。 令和6年度は、地下水利用実態が多い加蘇地区の施工方法についての技術的相談や、大芦川導水路（大芦工区）のマシントルク値上昇を伴う拘束対策の報告を行い、切羽圧力や地下水の観測頻度や、今後の施工にあたっての注意点について助言を得た。 山岳道路工事では、付替林道の路線計画の見直し（ショートカット）を行い、コスト縮減を図ったほか、急峻で狭隘な現場条件での道路築造に新技術情報提供システム（NETIS）を利用して施工性、経済性に優れた工法を採用するなど設計・施工の最適化を図った。また、継続的に施工データの蓄積を図り、今後、管理CIMに建設段階で作成した調査・設計及び施工データを紐付けるため、管理に必要な各種記録データの優先順位付けと取捨選択を実施した。さらに、管理段階におけるダム点検、貯水池周辺環境調査及び事業用地巡視等の初期値として用いる基礎データの収集やダム施設や導水路等の施設内における内線通話やインターネットを用いた映像等の伝送を行うためのWi-Fiによる通信環境整備等、管理CIMの運用環境の整備を進めた。 早明浦ダム再生事業では、施工時において3次元モデルのデータを活用して、増設放流管の立体的な配置、既設ダム堤体や現況地盤との位置関係を確認し、エレベータシャフト等の詳細設計に活用した。増設洪水吐き工事において、4次元モデルを活用し、時系列の施工ステップによる工程や安全性の確認や、再生事業をわかりやすく説明するための広報資料を作成した。 また、増設洪水吐き工事の掘削工において、空中写真測量（UAV）を用いた出来形管理を行った。このほか、放流設備の増設等の設計・施工計画の検討過程において、安全性、確実性、経済性等の観点から指導・助言を得ることを目的に専門家らで構成する早明浦ダム再生事業技術検討会を設立し、施工上の課題解決に向けた検討を行う体制を構築している。 寺内ダム再生事業では、非常用洪水吐きゲート扉体の扉体及び操作橋の材質を二相系ステンレス鋼にすることで、維持管理性能の向上及びライフサイクルコストの縮減を図った。 このほか、建設事業では、各工事において「遠隔臨場」を導入することで、立会に伴う移動時間及び待ち時間の削減、調整時間の削減が可能となり、生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化を図った。 小石原川ダム建設事業において、特定事業先行調整費制度を活用して支弁した資金のうち2,582百万円について計画どおり回収した。また、ダム建設調整費制度を活用し借入れた資金のうち2,857百万円について計画どおり償還した。 思川開発事業（令和8年度完成予定）へ機構法第21条第1項に規定する特定施設に係る交付金の一部に相当する資金を6,000百万円支弁することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するとともに、財政負担の平準化及び計画的かつ的確な事業の実施を図った。 思川開発事業における水源地域の振興及び生活再建対策として、ダム建設に附帯する付替道路工事を実施した。また、丹生ダムにおいては、事業廃止に伴い実施する道路整備を基本協定に基づき滋賀県からの委託を受けて実施した。 事業に附帯する業務として、丹生ダム建設事業廃止に伴う道路整備について、基本協定に基づく関係県からの委託を受けて道路拡幅の工事を的確に実施した。 各建設事業において、工事進捗説明会等を開催し、関係機関、地元住民等に対して、事業の必要性や施工技術について積極的な情報発信に努めた。	進捗させた（事業進捗率：40.9%）。 - 利根川河口堰大規模地震対策事業は、令和5年4月に詳細設計業務を契約し、土木構造物の耐震補強に関する検討を進めるなど、事業を進捗させた（事業進捗率：2.2%）。 - 思川開発事業については事業評価（治水、利水）を実施し、国土交通省から「継続」とする対応方針が決定された。 - 早明浦ダム再生事業については、事業評価（治水）を実施し、国土交通省から「継続」とする対応方針が決定された。 - 木曽川水系連絡導水路事業については、事業評価（治水・利水）を実施し、それぞれ国土交通省及び経済産業省から「継続」とする対応方針が決定された。 - 木曽川水系連絡導水路事業については、「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（原案）」を作成し「令和6年度第1回中部地方整備局事業評価監視委員会」での審議の結果、「事業を継続する」とする機構の対応方針案が妥当であると判断され、「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書」として国土交通省に提出した。その後国土交通省において開催された「社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会（第18回）」での審議を踏まえ、国土交通省により「継続」とする対応方針が決定された。 - 事業費の縮減を図るため、計画（調査）・設計・施工・維持管理の各段階を通して検討し、最適な仕様に見直すとともにCIMを活用した各段階のシームレス化に取り組んだ。 - 思川開発事業では、南摩ダムの設計・施工に当たって、専門家らで構成するCFRD技術検討会を開催し、経済性も含めより一層の合理化を図っており、CFRD建設技術を確立しその進捗・発展を図るため、委員からの指導・助言を得て、設計・施工の最適化に取り組んだ。また、導水路トンネルの施工に当たっては、専門家らで構成する思川開発事業導水路トンネル施工技術検討会を開催し、専門的な見地
--	---	---	--	---	--

	支弁した資金の回収を完了する。 ④ ダム等事業に直接関係する住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施する。 ⑤ 事業に附帯する業務についても、的確な実施を図る。 ⑥ 事業の必要性や施工技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的に情報発信を行う。 (2) ダム再生の取組「ダム再生ビジョン」を踏まえ、「3-1 水資源開発施設等の管理業務」の取組とあわせ、ダムの長寿命化や放流能力を強化する等高機能化のための施設改良、維持管理における効率化・高度化等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。 (3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）の実施に向けた準備等を進めること。また、都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を	整費制度においては、機構法第21条第1項に規定する特定施設に係る国の交付金の一部に相当する資金を支弁する。 ④ 思川開発事業において、水源地域の振興及び生活再建対策として行っているダム建設に附帯する付替道路工事を進捗させる。 また、丹生ダムにおいては、ダム建設事業廃止に伴う道路整備について、基本協定に基づく関係県からの委託を受けて工事を実施する。 ⑤ 事業に附帯する業務についても的確な実施を図る。 ⑥ 事業の必要性や施工技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的に情報発信に努める。 (2) ダム再生の取組 早明浦ダム再生事業、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業、寺内ダム再生事業において、高機能化のための施設改良や維持管理における効率化・高度化等の既設ダム等の有効活用に向けた取組を推進する。 (3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に向けた準備等を進める。また、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切		ど事業を着実に進めた。また、令和6年度には利根川河口堰に着手するなど、着実にダム再生の取組を進展させた。 (3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は生じなかった。なお、特定河川工事の代行要請に備え、全国都道府県ダム担当課長会議や支社局等を通じて都道府県等に情報提供するとともに、要請された場合の準備等を進めた。	から指導・助言を得て、トンネル沿線の地下水利用実態を考慮した施工方法の最適化に取り組んだ。令和6年度は、地下水利用実態が多い加蘇地区の施工方法についての技術的相談や、大芦川導水路（大芦工区）のマシントルク値上昇を伴う拘束対策の報告を行い、切羽圧力や地下水の観測頻度や、今後の施工にあたっての注意点について助言を得た。山岳道路工事では、付替林道の路線計画の見直し（ショートカット）を行い、コスト削減を図ったほか、急峻で狭隘な現場条件での道路築造に新技術情報提供システム（NETIS）を利用して施工性、経済性に優れた工法を採用するなど設計・施工の最適化を図った。また、継続的に施工データの蓄積を図り、今後、管理CIMに建設段階で作成した調査・設計及び施工データを紐付けるため、管理に必要な各種記録データの優先順位付けと取捨選択を実施した。さらに、管理段階におけるダム点検、貯水池周辺環境調査及び事業用地巡視等の初期値として用いる基礎データの収集やダム施設や導水路等の施設内における内線通話やインターネットを用いた映像等の伝送を行うためのWi-Fiによる通信環境整備等、管理CIMの運用環境の整備を進めた。 早明浦ダム再生事業では、施工時において3次元モデルのデータを活用して、増設放流管の立体的な配置、既設ダム堤体や現況地盤との位置関係を確認し、エレベータシャフト等の詳細設計に活用した。増設洪水吐き工事において、4次元モデルを活用し、時系列の施工ステップによる工程や安全性の確認や、再生事業をわかりやすく説明するための広報資料を作成した。また、増設洪水吐き工事の掘削工において、空中写真測量（UAV）を用いた出来形管理を行った。このほか、放流設備の増設等の設計・施工計画の検討過程において、安全性、確実性、経済性等の観点から指導・助言を得ることを目的に専門家らで構成する早明浦ダム再生事業技術検討会を設立し、施工上の課題解決に向
--	---	--	--	--	---

	活用し、特定河川工 事の代行の適切な実 施を図ること。	な実施を図る。	な実施を図る。			けた検討を行う体制を構築している。 寺内ダム再生事業では、非常用洪水吐きゲート扉体の扉体及び操作橋の材質を二相系ステンレス鋼にすることで、維持管理性能の向上及びライフサイクルコストの縮減を図った。 このほか、建設事業では、各工事において「遠隔臨場」を導入することで、立会に伴う移動時間及び待ち時間の削減、調整時間の削減が可能となり、生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化を図った。 - 小石原川ダム建設事業において、特定事業先行調整費制度を活用して支弁した資金のうち2,582百万円について計画どおり回収した。また、ダム建設調整費制度を活用し借入れた資金のうち2,857百万円について計画どおり償還した。 - 思川開発事業（令和8年度完成予定）へ機構法第21条第1項に規定する特定施設に係る交付金の一部に相当する資金を6,000百万円支弁することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するとともに、財政負担の平準化及び計画的かつ的確な事業の実施を図った。 - 思川開発事業における水源地域の振興及び生活再建対策として、ダム建設に附帯する付替道路工事を実施した。また、丹生ダムにおいては、事業廃止に伴い実施する道路整備を基本協定に基づき滋賀県からの委託を受けて実施した。 - 事業に附帯する業務として、丹生ダム建設事業廃止に伴う道路整備について、基本協定に基づく関係県からの委託を受けて道路拡幅の工事を的確に実施した。 - 各建設事業において、工事進捗説明会等を開催し、関係機関、地元住民等に対して、事業の必要性や施工技術について積極的な情報発信を行った。 - 早明浦ダム再生事業では、放流設備3門増設等の工事に着手、旧古野川河口堰等大規模地震対策事業では、開閉装置や護岸耐震対策の設計に着手、寺内ダム再生事業では、利水容量77万m³を洪水調節容量に容量振替を行う手続きを進めているとともに、非常用洪
--	-----------------------------------	---------	---------	--	--	---

						水吐の改造工事を契約し、ゲートの製作に着手するなど事業を着実に進めた。また、令和6年度には利根川河口堰に着手するなど、着実にダム再生の取組を進展させた。 - 都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は生じなかった。なお、特定河川工事の代行要請に備え、全国都道府県ダム担当課長会議や支社局等を通じて都府県等に情報提供するとともに、要請された場合の準備等を進めた。 - これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考え、B評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2－2	用水路等建設業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第1項1号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設等の改築等を行うことで、通水機能の回復、施設の長寿命化と耐震性の確保に努めることにより、用水の安定供給を可能とすることが極めて重要であるため。） 困難度：「高」 （複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるなか、利水者ニーズを適時・適切に把握し、365日24時間、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、用水路等の改築事業を実施する必要があるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度				R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
利根導水路大規模地震対策事業進捗率	令和 5 年度に事業を完了させる。	78.6%	92.1%	事業完了	－				予算額（千円）	17,736,949	15,809,189	14,860,218		
群馬用水施設改築事業進捗率（実績値）	－	－	－	－	2.8%				決算額（千円）	16,536,525	13,786,279	13,799,080		
成田用水施設改築事業進捗率（実績値）	－	14.2%	23.4%	34.8%	51.4%				経常費用（千円）	1,322,289	4,594,808	442,893		
豊川用水二期事業進捗率（実績値）	－	53.4%	63.0%	73.3%	79.4%				経常利益（千円）	－	－	－		
愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率	令和 4 年度に事業を完了させる。	96.0%	事業完了	－	－				行政コスト（千円）	1,322,289	4,594,808	442,893		
木曾川用水濃尾第二施設改築事業進捗率（実績値）	－	－	0.9%	5.4%	10.7%				従事人員数	169	150	163		
吉野下流域用水事業進捗率（実績値）	令和 7 年度に事業を完了させる。	－	－	99.6%	99.7%									
香川用水施設緊急対策事業進捗率（実績値）	令和 6 年度に事業を完了させる。	55.3%	86.8%	94.6%	事業完了									
筑後川下流用水総合対策事業進捗率(実績値)	－	－	－	0.8%	2.6%									
福岡導水施設地震対策事業進捗率（実績値）	－	7.8%	15.7%	24.4%	34.4%									

- 〈定量目標〉・利根導水路大規模地震対策事業：令和５年度に事業を完了させる
- ・愛知用水三好支線水路緊急対策事業：令和４年度に事業を完了させる
 - ・香川用水施設緊急対策事業：令和６年度に事業を完了させる
 - ・第５期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、同計画に定める工期内に完了させる。
- 〈指標〉・成田用水施設改築事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和３年度見込実績12.0％）（令和10年度までに事業完了）
- ・豊川用水二期事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和３年度見込実績50.2％）（令和12年度までに事業完了）
 - ・福岡導水施設地震対策事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和３年度見込実績7.8％）（令和14年度までに事業完了）
 - ・第５期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、その進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行率）。
- （注１）用水路等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- （注２）従事人員数は、１月１日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		中期目標を踏まえて、計画的で的確な施設の整備を行う。 このうち、利根導水路大規模地震対策事業については令和5年度、愛知用水三好支線水路緊急対策事業については令和4年度、香川用水施設緊急対策事業については令和6年度、吉野川下流域用水事業については令和7年度に事業を完了させる。（定量目標） また、群馬用水施設改築事業については令和12年度まで、成田用水施設改築事業については令和10年度まで、豊川用水二期事業については令和12年度まで、木曽川用水濃尾第二施設改築事業については令和18年度まで、筑後川下流用水総合対策事業については令和19年度まで、福岡導水施設地震対策事業については令和14年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。 なお、新たに事業実施計画が認可された事業については速やかに事業に着手し、その進捗を図る。		<定量目標> ・利根導水路大規模地震対策事業進捗率 令和5年度に事業を完了させる。 ・愛知用水三好支線水路緊急対策事業 令和4年度に事業を完了させる。 ・香川用水施設緊急対策事業 令和6年度に事業を完了させる。 ・吉野下流域用水事業 令和7年度に事業を完了させる。 <指標> ・群馬用水施設改築事業進捗率 ・成田用水施設改築事業進捗率 ・豊川用水二期事業進捗率 ・木曽川用水濃尾第二施設改築事業進捗率 ・筑後下流用水総合対策事業進捗率 ・福岡導水施設地震対策事業進捗率 <評価の視点> 水路等の改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。	<主要な業務実績> (1)計画的で的確な施設の整備 適正な事業費及び工程管理を実施するため、各事業とも利水者、関係機関あるいは学識経験者からなる各種委員会等を開催し、その結果を事業費・工程の適正な管理に反映し、施設の長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に進捗させた。 香川用水施設緊急対策事業において、高瀬支線水路の老朽化対策及び耐震対策工事で、管種や立坑位置等の施工計画の見直しにより、工事を1年前倒しで完了することができ、以降の工事着手を1年前倒しすることが可能となり、計画的且つ余裕を持った工期を設定により工事進捗を図った。 これにより、建設業界における人手不足の拡大等、や世界的な半導体不足等が発生する中においても、不測の事態に備えることが可能となったことで、事業工期内に全ての工事を完成させることができた。 これら事業工期の遵守のための取組を行ったことで、定量目標である令和6年度事業完了を達成した。（事業進捗率：令和6年度事業完了） 群馬用水施設改築事業では、事業認可を令和6年6月14日に受け、揚水機場改築工事に着手した（事業進捗率：2.8%）。 成田用水施設改築事業では、幹線水路、揚水機場等の改修工事を継続して実施した（事業進捗率：51.4%）。 豊川用水二期事業では、大野導水併設水路工事、牟呂幹線水路改築工事等を継続して実施した（事業進捗率：79.4%）。 木曽川用水濃尾第二施設改築事業では、支線水路、揚水機場の改修工事を継続して実施した。（事業進捗率：10.7%）。 吉野川下流域用水事業では、取水施設、管理施設整備工事等を継続して実施した（事業進捗率：99.7%）。 筑後川下流用水総合対策事業では、吐出水槽の耐震対策工事及び幹線水路の農地防災対策工事等を継続して実施した（事業進捗率：2.6%）。 福岡導水施設地震対策事業では、思案橋及び2号トンネル併設水路工事を継続して実施した（事業進捗率：34.4%）。 事業費の縮減を図るため、新技術や工法選定等の比較検討を行い、設計・施工の最適化に取り組んだ。筑後川下流用水総合対策事業では、設計段階で耐震補強工法の比較検討を行うことにより、耐震補強を満足したうえで経済的な工法を採用することによりコスト縮減を図った。また、ICTの積極的活用により遠隔臨場による監督業務の効率化、骨伝導無線活用等による安全管理の向上を図った。 東京都水道局からの委託を受け、朝霞水路2号沈砂池等の耐震対策工事を実施したほか、成田国際空港株式会社からの委託を受け、幹線水路等の移設設計を実施する等、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な進捗を図った。 事業実施にあたっては、関係機関と事前調整を行い、利水者ニーズを適時的確に把握し、用水を継続的に供給しつつ工事を実施した。 各事業において、現場見学会、工事説明会を開催するなど、工事の必要性、事業実施状況等について地域住民や関係利水者等に対し積極的に情報発信を行った。	<評定と根拠> 評定：A ・ 適正な事業費及び工程管理を実施するため、各事業とも利水者、関係機関あるいは学識経験者からなる各種委員会等を開催し、その結果を事業費・工程の適正な管理に反映し、施設の長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に進捗させた。 ・ 香川用水施設緊急対策事業において、高瀬支線水路の老朽化対策及び耐震対策工事で、管種や立坑位置等の施工計画の見直しにより、工事を1年前倒しで完了することができ、以降の工事着手を1年前倒しすることが可能となり、計画的且つ余裕を持った工期を設定により工事進捗を図った。 ・ これにより、建設業界における人手不足の拡大等、や世界的な半導体不足等が発生する中においても、不測の事態に備えることが可能となったことで、事業工期内に全ての工事を完成させることができた。 ・ これら事業工期の遵守のための取組を行ったことで、定量目標である令和6年度事業完了を達成した。（事業進捗率：令和6年度事業完了） ・ 群馬用水施設改築事業では、事業認可を令和6年6月14日に受け、揚水機場改築工事に着手した（事業進捗率：2.8%）。 ・ 成田用水施設改築事業では、幹線水路、揚水機場等の改修工事を継続して実施した（事業進捗率：51.4%）。 ・ 豊川用水二期事業では、大野導水併設水路工事、牟呂幹線水路改築工事等を継続して実施した（事業進捗率：79.4%）。 ・ 木曽川用水濃尾第二施設改築事業では、支線水路、揚水機場の改修工事を継続して実施した。（事業進捗率：10.7%）。 ・ 吉野川下流域用水事業では、取水施設、管理施設整備工事等を継続して実施した（事業進捗率：99.7%）。 ・ 筑後川下流用水総合対策事業では、吐出水槽の耐震対策工事及び幹線水路の農地防災対策工事等	評定
	(1) 計画的で的確な施設の整備 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業に係る適正な要員配置、新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。 また、事業に附帯す	(1) 計画的で的確な施設の整備 別表3「用水路等事業」に掲げる10施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。 ① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業に係る適正な要	(1) 計画的で的確な施設の整備 別表3「用水路等事業」に掲げる8施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。 ① 用水路等事業については、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、事業費・工程の適正な管理を行い、				

	る業務についても、的確に実施すること。 なお、第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、通則法第30条の規定に基づき、第5期中期計画に必要事項を記載し、主務大臣の認可を受けること。	員配置及びコスト削減を図りつつ、水路等施設の長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に取り組むとともに、事業費・工程の適正な管理を行う。 また、災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。 ② 事業費の削減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。 ③ 事業に附帯する業務についても、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な実施を図る。 ④ 改築事業の実施に当たっては、利水者ニーズを的確に把握し、通水に支障のない施工方法や調整池等を活用することにより、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、工事を実施する。 ⑤ 改築事業の必要性や改築工事の技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的に情報発信を行う。	別表3に掲げる8事業のうち、香川用水施設緊急対策事業を完了させる（定量目標）とともに、7事業（群馬用水施設改築事業、成田用水施設改築事業、豊川用水二期事業、木曽川用水濃尾第二施設改築事業、吉野川下流域用水事業、筑後川下流用水総合対策事業及び福岡導水施設地震対策事業）について、長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に進捗させる。 また、災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。 ② 事業費の削減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。 ③ 2件の受託事業（朝霞水路2号沈砂池耐震化及び成田用水移設）について、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な実施を図る。 ④ 改築事業の実施に当たっては、利水者ニーズを適時適切に把握し、通水に支障のない施工方法や調整池等を活用することにより、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、工事を実施する。 ⑤ 改築事業の必要性や改築工事の技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的に情報発信を行う。		を継続して実施した（事業進捗率：2.6%）。 - 福岡導水施設地震対策事業では、思案橋及び2号トンネル併設水路工事を継続して実施した（事業進捗率：34.4%）。 - 事業費の削減を図るため、新技術や工法選定等の比較検討を行い、設計・施工の最適化に取り組んだ。筑後川下流用水総合対策事業では、設計段階で耐震補強工法の比較検討を行うことにより、耐震補強を満足したうえで経済的な工法を採用することによりコスト削減を図った。また、ICTの積極的活用により遠隔臨場による監督業務の効率化、骨伝導無線活用等による安全管理の向上を図った。 - 東京都水道局からの委託を受け、朝霞水路2号沈砂池等の耐震対策工事を実施したほか、成田国際空港株式会社からの委託を受け、幹線水路等の移設設計を実施する等、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な進捗を図った。 - 事業実施にあたっては、関係機関と事前調整を行い、利水者ニーズを適時的確に把握し、用水を継続的に供給しつつ工事を実施した。 - 各事業において、現場見学会、工事説明会を開催するなど、工事の必要性、事業実施状況等について地域住民や関係利水者等に対し積極的に情報発信を行った。 - これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、A評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報						
特になし						

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	事業費（注 1） （計画値）	今中期目標期間最終年度値 89,360,780千円	93,084,146千円	—	—	—			
	事業費（注 1） （実績値）	—	—	85,231,775千円	87,479,259千円	95,519,111千円			
	上記縮減率（%）	今中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値（93,084,146千円）から 4 %以上縮減	—	(8.4%)	(6.0%)	(▲2.6%) <3.7%>※			※ 令和 6 年度の事業費は、消費税法の改正に伴う延払基準の特例廃止というやむを得ない特殊要因により、納付消費税額（約58億円）を計上したため、2.6%の増となったが、この特殊要因を除けば3.7%の縮減となる。
	達成度	—	—	—	—	—			
	一般管理費（注 2）（計画値）	今中期目標期間最終年度値 800,687千円	834,049千円	—	—	—			
	一般管理費（注 2）（実績値）	—	—	830,390千円	819,285千円	805,959千円			
	上記削減率（%）	今中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値（834,049千円）から 4 %以上削減	—	(0.4%)	(1.8%)	(3.4%)			
	達成度	—	—	—	—	—			

（注 1）事業費については、新築・改築事業費を除く。
（注 2）一般管理費については、人件費、公租公課、高齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(1) 業務運営の効率化等 ① 要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備及び機動的な組織運営を行うこと。また、災害等発生時のみならず、新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応し、本社・支社局等の機能維持、水資源開発施設等の適切な維持管理や建設事業を継続できる体制を整備すること。 なお、組織体制については、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況等を踏まえて適正な規模となるよう、随時見直しを行うこと。 ② 機構は、中期目標管理型の独立行政法人であり、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための国からの交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金等により運営している。 こうしたことから、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくためには、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行うことにより、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）を比較して4％以上縮減するこ	(1) 業務運営の効率化等 業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務運営を行う。 ① 機動的な組織運営を図るため、毎年度、要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。また、施設の老朽化や新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応していくため、施設管理や建設事業を適切に実施するための組織体制を構築する。 ② 災害発生時の緊急対応等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施していくため、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況等を踏まえ適正な組織体制となるよう、随時見直しを行う。 ③ 国からの運営費交付金によらず、治水事業のための国からの交付金や都市用水及び農業用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金等により運営していることを踏まえ、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくため、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保したうえで、適切な事業監理を行う。また、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）を	(1) 業務運営の効率化等 業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務運営を行う。 ① 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。要員配置計画の作成に当たっては、施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置する。また、施設の老朽化等を踏まえた組織体制の構築を行う。 ② 災害発生時の緊急対応等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施していくため、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況等を踏まえ適正な規模となるよう、随時見直しを行う。 ③ 自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくため、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行うことにより、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4％以上削減する。	<年度計画達成目標> - 事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4％以上縮減する。 - 一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4％以上削減する。 <指標> － <評価の視点> 事業費の縮減、一般管理費の削減も含め、業務の効率的な運営が図られているか。	<主要な業務実績> (1)業務運営の効率化等 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、事業の諸課題対応を機動的に実施できる組織体制の構築等を踏まえ、施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置した。 人材育成、職員間のコミュニケーションが活性化するとともに、共通業務の集約化による業務の効率化・省力化や、防災対応時などで弾力的・機動的な人員配置を行うため、令和7年度から現場組織の再編（大括り化）を実施すべく、令和6年度に4カ所を対象として総合管理所化の試行をした。その中で顕在化した課題等については、本社関係部室長にて構成される総合管理所化コアメンバー会議で共有、分析、検討し、令和7年度からの総合管理所化（31事務所→18総合管理所）のスムーズな移行を進めた。 令和6年度の事業費（新築・改築事業を除く。）については、適切な事業監理を行ったが、消費税法の改正に伴う延払基準の特例廃止というやむを得ない特殊要因により、納付消費税額（約58億円）を計上したため、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して2.6%の増となった。 この特殊要因を除けば第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して3.7%の縮減となり、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに事業費を4％以上縮減する目標に対し、3年目（令和6年度）で3％以上削減しており、目標の水準を達成していると考ええる。 一般管理費については、厳しい財政状況や利水者の負担軽減の観点から、本社・支社局等において、電気・ガス等のエネルギー価格の上昇、その他の物価高騰がある中で、調達の必要性、実施内容及び数量等を精査した執行を行い、令和6年度において第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して3.4%縮減したことから、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4％以上削減する目標に対し、3年目（令和6年度）で3％以上削減しており、目標の水準を達成していると考ええる。 「水資源機構カイゼン活動」を立ち上げ、改善事例のすべてをグループウェアを活用して容易に登録・閲覧できるようにして、業務の効率化に役立ち、横展開可能な取組を全社的に共有した。 また、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局において実施するとともに、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換を34事務所のうち17事務所において実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図った。 事務系情報システムについては、大規模な障害等の発生はなく、適切に運用管理を実施している。特に、人事システムについては、サーバ等機器更新などの整備を適切に実施した。 また、PMOとして、事務系情報システムの適切な整備及び管理の支援のため、各システム改造等の発注案件の仕様書の確認などを実施した。 令和4年9月7日独立行政法人水資源機構情報化利用規程の一部を改正し、機構における情報システムの整備及び管理を支援するため、特命審議役（IT担当）、特命審議役（IT担当）付、技術管理室技術管理課及び経営企画部計画課をPMOと位置づけ体制の整備を行った。 (2)調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、副理事長を総括責任者として、本社契約担当部室を中心に調達等合理化に取り組む推進体制を整備	<評定と根拠> 評定：B - 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、事業の諸課題対応を機動的に実施できる組織体制の構築等を踏まえ、施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置した。 - 人材育成、職員間のコミュニケーションが活性化するとともに、共通業務の集約化による業務の効率化・省力化や、防災対応時などで弾力的・機動的な人員配置を行うため、令和7年度から現場組織の再編（大括り化）を実施すべく、令和6年度に4カ所を対象として総合管理所化の試行をした。その中で顕在化した課題等については、本社関係部室長にて構成される総合管理所化コアメンバー会議で共有、分析、検討し、令和7年度からの総合管理所化（31事務所→18総合管理所）のスムーズな移行を進めた。 - 令和6年度の事業費（新築・改築事業を除く。）については、適切な事業監理を行ったが、消費税法の改正に伴う延払基準の特例廃止というやむを得ない特殊要因により、納付消費税額（約58億円）を計上したため、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して2.6%の増となった。 - この特殊要因を除けば第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して3.7%の縮減となり、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに事業費を4％以上縮減する目標に対し、3年目（令和6年度）で3％以上縮減しており、目標達成に向けた適切な事業監理を行っていると考ええる。 - 一般管理費については、厳しい財政状況や利水者の負担軽減の観点から、本社・支社局等において、電気・ガス等のエネルギー価格の上昇、その他の物価高騰がある中で、調達の必要性、実施内容及び数量等を精査した執行を行い、令和6年度において第4	評定

	と。 さらに、一般管理費（人件費、公租公課、高齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）を比較して4%以上削減すること。 ③ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。 （注1）PJMO：Project Management Office(プロジェクト推進組織) （注2）PMO：Portfolio Management Office（全体管理組織） (2) 調達の合理化 機構の行う契約に	比較して4%以上削減する。 さらに、一般管理費（人件費、公租公課、高齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）を比較して4%以上削減する。 ④ 常日頃から職員の創意工夫を活かした業務改善への取組を促すとともに、役員が職員と密なコミュニケーションを図る。 ⑤ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。 （注1）PJMO：Project Management Office(プロジェクト推進組織) （注2）PMO：Portfolio Management Office（全体管理組織） (2) 調達の合理化 機構の行う契約に	り増減する経費を除く。）については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4%以上削減するように取り組む。 ④ 常日頃から職員の創意工夫を活かした業務改善への取組を促すとともに、機構内での共有と横展開を図り、業務運営の効率化を推進する。また、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換を実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図る。 ⑤ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に基づき、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 (2) 調達の合理化 機構の行う契約に	し、加えて、外部有識者及び監事によって構成される契約監視委員会による監視（点検・見直し）等を活用した。 「令和6年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を令和6年6月に策定・公表するとともに、令和5年度の調達等合理化計画の実施状況について評価・公表した。 また、契約手続については、一般競争入札等を原則としつつも、会計規程等において明確化された事由に該当する場合に限り随意契約によることができることとし、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。 (3) 一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用） 一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図るため、業務システムの高度化・多機能グループウェア整備・情報インフラの強化などの重点DXの取組を実施した。また、個別DXの取組方針に基づき、業務のデジタル化、デジタル環境の整備、デジタル人材の育成等の取組を実施した。	期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して3.4%縮減したことから、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4%以上削減する目標に対し、3年目（令和6年度）で3%以上削減しており、目標の水準を達成していると考ええる。 「水資源機構カイゼン活動」を立ち上げ、改善事例のすべてをグループウェアを活用して容易に登録・閲覧できるようにして、業務の効率化に役立ち、横展開可能な取組を全社的に共有した。 - また、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局において実施するとともに、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換を34事務所のうち17事務所において実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図った。 - 事務系情報システムについては、大規模な障害等の発生はなく、適切に運用管理を実施している。特に、人事システムについては、サーバ等機器更新などの整備を適切に実施した。 - また、PMOとして、事務系情報システムの適切な整備及び管理の支援のため、各システム改造等の発注案件の仕様書の確認などを実施した。 - 令和4年9月7日独立行政法人水資源機構情報化利用規程の一部を改正し、機構における情報システムの整備及び管理を支援するため、特命審議役（IT担当）、特命審議役（IT担当）付、技術管理室技術管理課及び経営企画部計画課をPMOと位置づけ体制の整備を行った。 - 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、副理事長を総括責任者として、本社契約担当部室を中心に調達等合理化に取り組む推進体制を整備し、加えて、外部有識者及び監事によって構成される契約監視委員会による監視（点検・見直し）等を活用した。 「令和6年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を令和6年6月に策定・公表するとともに、令和5年度の調達等合理化計画の実
--	--	---	--	--	--

	については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。 また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができ る事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。 (3) 一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用） 水資源開発施設等の管理業務及び建設業務以外の一般事務業務においても、引き続きICTを積極的に活用するとともに、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化・高度化のためDXを推進すること。 その際、デジタル社会形成基本法等に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」等の政府の計画等に留意すること。	については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。 また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができ る事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。 (3) 一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用） 「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」（以下「DX推進プロジェクト」という。）に基づき、一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図ることにより、国民・利水者への各種サービスの向上及びコスト縮減につなげる。			実施状況について評価・公表した。 また、契約手続については、一般競争入札等を原則としつつも、会計規程等において明確化された事由に該当する場合に限り随意契約によることができ ることとし、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。 - 一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図るため、業務システムの高度化・多機能グループウェア整備・情報インフラの強化などの重点DXの取組を実施した。また、個別DXの取組方針に基づき、業務のデジタル化、デジタル環境の整備、デジタル人材の育成等の取組を実施した。 - これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考え、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報						
特になし。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、不要財産の処分に関する計画、重要財産の譲渡計画、剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	収入予算現額（計画値）	—	—	151,379百万円	159,435百万円	155,888百万円			—
	収入決算額（実績額）	—	129,667百万円	133,145百万円	140,236百万円	135,385百万円			—
	達成度	—	—	—	—	—			—
	支出予算現額（計画値）	—	—	153,791百万円	153,354百万円	177,718百万円			—
	支出決算額（実績額）	—	131,950百万円	135,188百万円	129,561百万円	143,368百万円			—
	達成度	—	—	—	—	—			—
	不要資産処分手続件数 （注2）[計画値]	—	—	—	—	—			年度計画 別表7 関係
	不要資産処分手続件数 （注2）[実績値]	—	—	2 件	1 件	1 件			上段：全体（注3） 下段：年度計画 別表7 関係
	達成度	—	—	—	—				—

（注1）収入予算現額及び支出予算現額は、前年度繰越額と予算額の合計である。

（注2）不要資産処分手続件数は、当該年度に処分手続を行った延べ件数である。

（注3）不要資産処分手続件数（実績値）の上段は、年度計画の別表7に掲上した不要資産以外の不要資産の処分手続件数を含む件数である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第5期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき、第5期中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行うこと。 (1) 安定的かつ効率的な資金調達 機構は、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることから、引き続き、水資源債券の発行に当たっては、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な資金調達に努めること。 (2) 適切な資産管理 保有する資産については、山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることの無いよう留意しつつ保有の必要性について不断の見直しを行うこと。	3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 第5期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき、中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行う。 「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項、事業量等に基づいて中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。 また、財務内容の透明性の確保、説明責任の徹底を図る。 ① 財務内容の透明性の確保と国民へのサービス向上を図るため、引き続き事業種別等により整理したセグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社、支社局及び全事務所においても閲覧できるように備え置くものとする。 ② 国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や都市用水及び農業用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることを踏まえ、市場を通じて業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び各年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ウェブサイトに掲載する等、引き続き業務運営の透明性を確保し、安定的かつ効率的な資金調達に努める。	3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項、事業量等に基づき予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。 また、財務内容の透明性の確保、説明責任の徹底を図る。 ① 財務内容の透明性の確保と国民へのサービス向上を図るため、引き続き事業種別等により整理したセグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社、支社局及び全事務所においても閲覧できるように備え置く。 ② 国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、都市用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることを踏まえ、市場を通じて業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要、令和5年度決算内容及び持続可能な開発目標(SDGs)への貢献等を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともにウェブサイトに掲載する等、引き続き業務運営の透明性を確保し、安定的かつ効率的な資金調達	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 適正な業務運営や資産管理を確保するものであるか。	<主要な業務実績> 3. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 中期目標期間における事業量等に基づいて年度計画の収入支出予算、収支計画及び資金計画を作成し、これに基づいて適正に業務運営を行った。 財務内容の透明性の確保と説明責任の徹底を図るため、セグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるように備え置いた。 水資源債券については、業務運営の透明性を確保するため、債券発行に係る情報等のウェブサイトの適宜更新、機関投資家等への説明会の開催を適切に実施し、機構事業の重要性及び財務状況の信頼性の高さから信用格付がAA+に維持されていることに加え、サステナビリティボンド(SDGs債)として継続発行することで、ESG投資を好感する投資家からの需要もあり、引き続き安定的かつ効率的な資金調達となった。 4. 短期借入金の限度額 事業の進捗状況に応じた交付金・補助金・負担金の受入れを行うとともに、水資源債券の発行等資金繰りを適切に行ったことにより、短期借入を行う必要はなかった。 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 適切な資産管理を推進するため、独立行政法人通則法の規定に基づき保有資産の必要性について不断の見直しを行うため、資産管理等整理推進委員会を開催し、不要財産の処分等の状況について確認を行った。 また、中期計画別表7以外に不要と判断した財産1件について、令和6年度に通則法の認可を受けて、売却手続きを行い処分するなど、適切な資産管理に取り組んだ。 6. 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡等の必要は生じなかった。 7. 剰余金の使途 利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務に活用するため、令和6年度の当期総利益約26億円については、これを積立金として整理し、剰余金の使途について適正に取り組んだ。	<評定と根拠> 評定：B - 中期目標期間における事業量等に基づいて年度計画の収入支出予算、収支計画及び資金計画を作成し、これに基づいて適正に業務運営を行った。 - 財務内容の透明性の確保と説明責任の徹底を図るため、セグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるように備え置いた。 - 水資源債券については、業務運営の透明性を確保するため、債券発行に係る情報等のウェブサイトの適宜更新、機関投資家等への説明会の開催を適切に実施し、機構事業の重要性及び財務状況の信頼性の高さから信用格付がAA+に維持されていることに加え、サステナビリティボンド(SDGs債)として継続発行することで、ESG投資を好感する投資家からの需要もあり、引き続き安定的かつ効率的な資金調達となった。 - 事業の進捗状況に応じた交付金・補助金・負担金の受入れを行うとともに、水資源債券の発行等資金繰りを適切に行ったことにより、短期借入を行う必要はなかった。 - 適切な資産管理を推進するため、独立行政法人通則法の規定に基づき保有資産の必要性について不断の見直しを行うため、資産管理等整理推進委員会を開催し、不要財産の処分等の状況について確認を行った。 - また、中期計画別表7以外に不要と判断した財産1件について、令和6年度に通則法の認可を受けて、売却手続きを行い処分するなど、適切な資産管理に取り組んだ。 5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡等の必要は生じなかった。 - 利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務	評定

		4. 短期借入金の限度額 一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、単年度300億円とする。 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 保有財産については、適切な資産管理に取り組むとともに、その必要性について山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることはないよう留意しつつ、業務を確実に実施するうえで必要か否か検証し、必要がなくなったと認められる場合には、通則法に則り処分手続を行う。 6. 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、通則法に則り処分手続を行う。 7. 剰余金の使途 剰余金の使途は、新築及び改築事業、管理業務等に係る国及び利水者の負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。	に努める。 4. 短期借入金の限度額 一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、300億円とする。 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 保有財産については、適切な資産管理に取り組むとともに、その必要性について山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることはないよう留意しつつ、業務を確実に実施するうえで必要か否かについて検証を実施する。必要がなくなったと認められる場合は、独立行政法人通則法に基づき処分手続きを行う。 6. 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、通則法に基づき処分手続を行う。 7. 剰余金の使途 剰余金の使途は、新築及び改築事業、管理業務等に係る国及び利水者の負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。			に活用するため、令和6年度の当期総利益約26億円については、これを積立金として整理し、剰余金の使途について適正に取り組んだ。 これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考え、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	監事監査の実施 (計画値) (注 1)	—	—	26事務所	26事務所	26事務所			—
	監事監査の実施 (実績値)	—	27事務所	26事務所	26事務所	26事務所			—
	達成度	—	—	100%	100%	100%			—
	特定調達物品等 調達率 (計画値)	R 4 年度：100%	—	100%	100%	100%			—
	特定調達物品等 調達率 (実績値)	—	100%	100%	100%	100%			—
	達成度	—	—	100%	100%	100%			—

(注 1) 監事監査の実施の計画値は、監事監査計画に基づく。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	理事長のリーダーシップの下、「4. 業務運営の効率化に関する事項」及び「5. 財務内容の改善に関する事項」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて機構の業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行うこと。 また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	理事長のリーダーシップの下、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて機構の業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行う。 また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。 具体的には、機構が別途定める内部統制の基本方針に基づき内部統制の充実・強化を図り、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」等の取組と併せ、以下の取組を行う。 (1) 適切なリスク管理 各職員が職務の重要性を認識し、業務の執行を阻害する要因をリスクとして捉え、リスク管理に関する基本規程に基づき適切なリスク管理を行う。	理事長のリーダーシップの下、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて機構の業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行う。 また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。 具体的には、機構が別途定める内部統制の基本方針に基づき内部統制の充実・強化を図り、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」等の取組と併せ、以下の取組を行う。 (1) 適切なリスク管理 ① 災害等によりリスクの現実化が想定される場合の体制の確認や対策の指示、危機管理に関する取組の審議・決定、リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を開催する。 ② 第3期中期目標	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> リスク管理や法令等の遵守等の取組を通じて適切なガバナンスを行ったか。 適切な情報セキュリティ対策を推進したか。	<主要な業務実績> (1)適切なリスク管理 リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を2回開催した。 PDCAサイクルによるリスク管理を推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図るため、本社・支社局及び全事務所において最重要、重要リスク及びその他のリスクについて6ヶ月に1回行うリスクモニタリングにより、リスクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行った。 本社・支社局及び全事務所において、勉強会やリスクの共有等を通じて、更なる浸透を図った。 また、リスク管理手法の見直しを行い、令和7年度からリスクマップを廃止し、リスク管理手法の効率化を図るとともに、リスク管理モニタリングについて一般職員も含めて議論する場を設けることにより、職員全体のリスク管理に関する認識の更なる向上を図った。 (2)コンプライアンスの推進 コンプライアンス推進月間を中心に、本社・支社局及び全事務所での法令遵守等に係る講習会・説明会を延べ502回開催するとともに、顧問弁護士による法令遵守研修を実施した。 また、内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の更なる浸透・定着を図ることを目的として、内部研修を行うとともに、コンプライアンスアンケートを実施し、アンケート結果を解説付きで周知するなど、様々な取組を行った。なお、ハラスメント防止関係については、特に重点的に取り組んだ。 加えて、コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため倫理委員会を2回開催、コンプライアンス事例集の充実を図り機構内LANの掲示板により役職員に周知するとともに、外部専門機関による法令遵守研修のWEB会議システムを活用した配信及び録画データの共有等を本社、支社局及び事務所における研修に活用するなど、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。 (3)業務執行及び組織管理・運営 原則として、毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行った。さらに、役員会での審議・報告の結果について、支社局長等及び本社部室長等に伝達し、機構内の情報共有を図った。 (4)業務成果の向上 中期計画等の進捗状況を令和6年度中に2回確認し、その結果を役員会にて報告した。 水資源機構アセットマネジメントシステム（AMS）について、ISO55001の認証継続のための第三者認証機関による定期サーベイランス審査の結果、所見事項は形式的な内容1項目のみであり、機構が構築したアセットマネジメントシステムが組織的に機能し、また、継続的な改善が行われることが定着していることが確認された。 (5)監事監査の実施 監事監査計画に基づき、本社及び25事務所において監事監査を受けた。なお、令和6年度は、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携が必要となる事象は生じなかった。	<評定と根拠> 評定：B - リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を2回開催した。 PDCAサイクルによるリスク管理を推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図るため、本社・支社局及び全事務所において最重要、重要リスク及びその他のリスクについて6ヶ月に1回行うリスクモニタリングにより、リスクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行った。 本社・支社局及び全事務所において、勉強会やリスクの共有等を通じて、更なる浸透を図った。 また、リスク管理手法の見直しを行い、令和7年度からリスクマップを廃止し、リスク管理手法の効率化を図るとともに、リスク管理モニタリングについて一般職員も含めて議論する場を設けることにより、職員全体のリスク管理に関する認識の更なる向上を図った。 - コンプライアンス推進月間を中心に、本社・支社局及び全事務所での法令遵守等に係る講習会・説明会を延べ502回開催するとともに、顧問弁護士による法令遵守研修を実施した。 また、内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の更なる浸透・定着を図ることを目的として、内部研修を行うとともに、コンプライアンスアンケートを実施し、アンケート結果を解説付きで周知するなど、様々な取組を行った。なお、ハラスメント防止関係については、特に重点的に取り組んだ。 加えて、コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため倫理委員会を2回開催、コンプライアンス事例集の充実を図り機構内LANの掲示板により役職員に周知するとともに、外部専門	評定

		(2) コンプライアンスの推進 適正な業務運営を図るため、コンプライアンスの更なる推進を図る。 ① 毎年度、本社、支社局及び全事務所において法令遵守等に係る講習会・説明会を実施する。また、内部研修においても、コンプライアンスの推進に関するプログラムを実施する。 ② コンプライアンスの取組状況及び倫理に反する事案が生じた場合には、外部有識者及び理事長等から構成される倫理委員会を開催して、当該事案について報告・審議する。 ③ 他組織も含めた有用な取組状況や過去の具体事例を含めたコンプライアンス事例集の充実を図ること等により、本社、支社局及び全事務所におけるコンプライアンス推進責任者の活動を支援する。また、当該事例集の役職員への周知を図る。 (3) 業務執行及び組織管理・運営 原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事	期間から実施しているPDCAサイクルによるリスク管理について、潜在リスクを含むリスク管理手法の継続的な向上を図るとともに、研修等により更なる浸透を目指す。 (2) コンプライアンスの推進 適正な業務運営を図るため、コンプライアンスの更なる推進を図る。 ① コンプライアンス推進月間（11月）を中心に、本社、支社局及び全事務所で法令遵守等に係る講習会・説明会を複数回実施するとともに、本社主導による全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修等を実施する。また、内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の職員への浸透・定着を図るため、コンプライアンスアンケートを実施する。さらに、内部研修においてもコンプライアンスの推進に関するプログラムを実施する。 ② コンプライアンスの取組状況及び倫理に反する事案が生じた場合にあっては当該事案について報告・審議するため、倫理委員会を開催する。 ③ 他組織も含めた有用な取組状況や過去の具体事例を含めたコンプライアンス事例集の充実を図ること等により、本社、支社局及び全事務所におけるコンプライアンス推進責任者の活動を支援する。また、当該事例集の役職員への周知を図る。 (3) 業務執行及び組織管理・運営 原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事	事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書及び令和5年度財務諸表について会計監査人による監査を受けた。 (6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 入札契約制度の競争性・透明性を確保するため、一般競争入札方式を基本とした発注を推進した結果、令和6年度の一般競争入札の割合は、件数ベースで66.1%となった。 契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について年2回報告し点検を受けたほか、事前了承が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室により審査を行った上、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続を実施するなど、随意契約の厳格な適用を図った。 一者応札・一者応募となっている案件については、入札公告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公告案内、地域要件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確保のための早期発注等の取組に加え、一者応札となった案件を分析し、同様の発注に際し要件緩和等を行うなど、一層の競争性の確保を図った結果、令和6年度の一般競争入札における一者応札の割合は、48.4%となった。 入札・契約手続きの一層の適正化を図るため、26事務所において入札・契約手続きの監査を受けるとともに、外部有識者で構成する入札等監視委員会を2回開催し、機構が発注する工事等に係る入札・契約手続き及び補償契約に係る契約事務手続きについて監視・審査を受けた。 (7) 談合防止対策の徹底 新任管理職研修等の内部研修において、入札談合等の防止に係る講義を実施するとともに、全国経理事務担当者会議等において、入札契約情報の厳格な管理の徹底や入札談合防止対策等についての説明を行い、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等による入札談合等に関与する行為の防止対策の徹底を図った。 (8) 情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムによる情報ネットワークの一括監視等を行うとともに、事務従事者を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検及び情報セキュリティ監査等を行うことで情報セキュリティ対策を推進した。 なお、自己点検及びセキュリティ監査の結果により新たな対策が必要となる事項はなかった。 (9) 法人文書管理の徹底・強化 文書整理月間において、主任文書管理者の指導のもと、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切な文書管理を進めている。 また、電子媒体における適切な管理について、全社に周知徹底を図った。 全職員を対象に内閣府作成の公文書管理eラーニング教材を活用した法人文書管理研修の実施等を通じて、法人文書管理の徹底・強化を図った。 (10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表 関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況について、機構ウェブサイトで公表する等、情報の公開等の取組を進めた。 なお、機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職しているなどの関連法人との契約の状況については、1件該当があり、ウェブサイトで公表した。	機関による法令遵守研修のWEB会議システムを活用した配信及び録画データの共有等を本社、支社局及び事務所における研修に活用するなど、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。 ・原則として、毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行った。さらに、役員会での審議・報告の結果について、支社長等及び本社部室長等に伝達し、機構内の情報共有を図った。 ・中期計画等の進捗状況を令和6年度中に2回確認し、その結果を役員会にて報告した。 ・水資源機構アセットマネジメントシステム（AMS）について、ISO55001の認証継続のための第三者認証機関による定期サーベイランス審査の結果、所見事項は形式的な内容1項目のみであり、機構が構築したアセットマネジメントシステムが組織的に機能し、また、継続的な改善が行われることが定着していることが確認された。 ・監事監査計画に基づき、本社及び25事務所において監事監査を受けた。なお、令和6年度は、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携が必要となる事象は生じなかった。 ・事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書及び令和5年度財務諸表について会計監査人による監査を受けた。 ・入札契約制度の競争性・透明性を確保するため、一般競争入札方式を基本とした発注を推進した結果、令和6年度の一般競争入札の割合は、件数ベースで66.1%となった。 契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について年2回報告し点検を受けたほか、事前了承が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室により審査を行った上、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続を実施するなど、随意契約の厳格な適用を図った。 一者応札・一者応募となっている案件について	
--	--	--	---	---	---	--

		項について審議・報告するとともに、必要に応じてその結果を機構内に伝達し、情報を共有する。 (4) 業務成果の向上 中期計画等の進捗状況を年度当たり2回確認するとともに、「独立行政法人水資源機構アセットマネジメントシステム」を活用しつつ、PDCAサイクルの適切な運用を行い継続的な業務改善を図る。 (5) 監事監査の実施 ① 監事監査計画に基づき、本社、支社局及び各事務所において監事監査を受けるとともに、監事が必要と認める場合には、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士との連携等により監事機能の万全な発現を図る。 ② 事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書等について、会計監査人による監査を受ける。 (6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 適正な業務運営を図るため、入札契約制度の競争性・透明性を確保し、監事監査によるチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。 ① 契約手続において、一般競争入札方式を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。 また、随意契約については、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみとし、その厳格な適用を図る。一者応札・一者応募となっている案件については、更なる入札参加資格要件、契約条件等の見直しを行うなど、一層の競争性の確保を図る。 ② 入札・契約手続に	項について審議・報告するとともに、必要に応じてその結果を機構内に伝達し、情報を共有する。 (4) 業務成果の向上 中期計画等の進捗状況を年度当たり2回確認するとともに、水資源機構アセットマネジメントシステム（AMS）の効率的な運営を図りつつ、PDCAサイクルの適切な運用を行い、継続的な業務改善を図る。 (5) 監事監査の実施 ① 監事監査計画に基づき、本社、支社局及び各事務所において監事監査を受けるとともに、監事が必要と認める場合には、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携等により監事機能の万全な発現を図る。 ② 事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書等について会計監査人による監査を受ける。 (6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 適正な業務運営を図るため、入札契約制度の競争性・透明性を確保し、監事監査によるチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。 ① 契約手続において、一般競争入札方式を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。 また、随意契約については、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみとし、その厳格な適用を図る。一者応札・一者応募となっている案件については、更なる入札参加資格要件、契約条件等の見直しを行うなど、一層の競争性の確保を図る。 ② 入札・契約手続に	(11)環境マネジメントシステム（W-EMS）の実施 本社・支社局及び全事務所において、機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム（W-EMS）を適切に運用し、環境保全の取組を着実に実施した。 (12)温室効果ガスの排出抑制 温室効果ガスの排出の削減等の計画に基づき、公用車への電動車の導入や執務室等のLED照明の導入等の取組を進めた。また、省エネ・節電の取組とともに、施設管理用の水力発電設備や太陽光発電設備による再生可能エネルギーを有効活用し、温室効果ガスの排出削減を推進した。 これらにより、令和6年度の温室効果ガス排出量は、74,771t-CO2となり、基準年度より27%削減された。 (13)環境物品等の調達 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、令和6年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達した。 また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達した。 公共工事においては、同基本方針に規定された資材、建築機械の使用等について、判断の基準等を満たしたものを100%調達した。	は、入札公告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公告案内、地域要件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確保のための早期発注等の取組に加え、一者応札となった案件を分析し、同様の発注に際し要件緩和等を行うなど、一層の競争性の確保を図った結果、令和6年度の一般競争入札における一者応札の割合は、48.4%となった。 入札・契約手続きの一層の適正化を図るため、26事務所において入札・契約手続きの監査を受けるとともに、外部有識者で構成する入札等監視委員会を2回開催し、機構が発注する工事等に係る入札・契約手続き及び補償契約に係る契約事務手続きについて監視・審査を受けた。 ・ 新任管理職研修等の内部研修において、入札談合等の防止に係る講義を実施するとともに、全国経理事務担当者会議等において、入札契約情報の厳格な管理の徹底や入札談合防止対策等についての説明を行い、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等による入札談合等に関与する行為の防止対策の徹底を図った。 ・ 情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムによる情報ネットワークの一括監視等を行うとともに、事務従事者を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検及び情報セキュリティ監査等を行うことで情報セキュリティ対策を推進した。 なお、自己点検及びセキュリティ監査の結果により新たな対策が必要となる事項はなかった。 ・ 文書整理月間において、主任文書管理者の指導のもと、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切な文書管理を進めている。 また、電子媒体における適切な管理について、全社に周知徹底を図った。 全職員を対象に内閣府作成の公文書管理eラーニング教材を活用した法人文書管理研修の実施等を通じて、法人文書管理の徹底・強化を図った。	
--	--	--	--	--	--	--

	については、監事監査を受けるとともに、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受けることで、一層の適正化を図る。 ③ 入札契約の結果等については、ウェブサイト等を通じて公表する。 (7) 談合防止対策の徹底 コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等により、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。 (8) 情報セキュリティ対策の推進 サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、引き続き、標的型攻撃メールや新型ウイルス等によるサイバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保するとともに、メール誤送信等による情報漏洩等発生を未然に防止するための対策の徹底や研修等を実施するほか、機構が保有する個人情報の保護も含めた情報セキュリティ対策を推進する。 (9) 法人文書管理の徹底・強化 文書管理体制の強化、電子決裁の運用、定期的な全職員向けの研修の実施等を通じて、法人文書の紛失防止対策を含め、法人文書管理を徹底・強化する。 (10) 関連法人への再就職、契約等の状況の公表 関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況、関連法人との取引等の状況についての情報の公開等の取組を進める。 (11) 環境マネジメン	については、監事監査を受けるとともに、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受けることで、一層の適正化を図る。 ③ 入札契約の結果等については、ウェブサイト等を通じて公表する。 (7) 談合防止対策の徹底 コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等により、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。 (8) 情報セキュリティ対策の推進 ログ監視システムにより機構の情報ネットワーク全体を一括監視するとともに、標的型攻撃メールや新型ウイルス等のサイバー攻撃等に備えた情報セキュリティ対策を推進する。また、情報セキュリティポリシーに基づく自己点検、セキュリティ監査等を踏まえ、必要に応じて新たな対策を検討する。 (9) 法人文書管理の徹底・強化 文書管理体制の強化、電子決裁の運用、定期的な全職員向けの研修の実施等を通じて法人文書の紛失防止対策を含め、法人文書管理を徹底・強化する。 (10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表 関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況、関連法人との取引等の状況についての情報の公開等の取組を進める。 (11) 環境マネジメン		・ 関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況について、機構ウェブサイトで公表する等、情報の公開等の取組を進めた。 なお、機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職しているなどの関連法人との契約の状況については、1件該当があり、ウェブサイトで公表した。 ・ 本社・支社局及び全事務所において、機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム（W-EMS）を適切に運用し、環境保全の取組を着実に実施した。 ・ 温室効果ガスの排出の削減等の計画に基づき、公用車への電動車の導入や執務室等のLED照明の導入等の取組を進めた。また、省エネ・節電の取組とともに、施設管理用の水力発電設備や太陽光発電設備による再生可能エネルギーを有効活用し、温室効果ガスの排出削減を推進した。 ・ これらにより、令和6年度の温室効果ガス排出量は、74,771t-CO2となり、基準年度より27%削減された。 ・ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、令和6年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達した。 また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達した。 ・ 公共工事においては、同基本方針に規定された資材、建築機械の使用等について、判断の基準等を満たしたものを100%調達した。 ・ これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考え、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	
--	---	--	--	--	--

		トシステム（W－EMS）の実施 機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステムにより、環境保全の取組を着実に実施する。 （12）温室効果ガスの排出抑制 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、設備更新時に省エネ設備・機器の導入を行う等の「温室効果ガスの排出抑制等の計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を推進する。 （13）環境物品等の調達 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、毎年度、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、これに沿って環境負荷の少ない物品等を調達する。 また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を100％調達する。ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。	トシステム（W－EMS）の実施 本社、支社局及び全事務所において、機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム（W－EMS）に基づき環境保全の取組を着実に実施する。 （12）温室効果ガスの排出抑制 「温室効果ガスの排出の削減等の計画」に基づき、温室効果ガス排出削減の取組を推進する。 （13）環境物品等の調達 環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達する。 また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を100％調達する。ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。				
4．その他参考情報							
特になし。							

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－2	他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等に加え、既存の点検等技術の継承のための講習会やダムの定期検査等を通じて検査員の養成を行うことや、技術資料や図書データの技術情報データベースへの登録を継続して行うこと等、機構の技術力の維持・向上に取り組むこと。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信すること。	大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等により、機構の技術力の維持・向上に取り組む。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信する。具体的には、以下の取組を行う。 (1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上を図るため、施設の大規模改築、再開発技術及び耐震対策技術の体系的整理を行うとともに、他分野技術も含めた各種新技術の実用化に向けた情報収集及び検討を実施する。 (2) 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上に向け、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化、水路等施設の管理技術の向上のための情報収集及び検討を行う。 ① ダム等施設において、ダムの安全管理を支援するため、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化を行い、情報共有システムを発展させる。	大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等により、機構の技術力の維持・向上に取り組む。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信する。具体的には、以下の取組を行う。 (1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 近年の気候変動を踏まえた治水・利水機能向上のための検討や施設・設備の長寿命化・高機能化の検討、またこれら検討における他分野技術の適用性の検討を通じ、技術力の維持・向上を図る。 (2) 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上に向け、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化、水路等施設の管理技術の向上のための情報収集及び検討を行う。 ① ダム・堰における健全性評価手法の実証実験の結果を基に、ダムを含む大型コンクリート構造物の合理的かつ高度な点検・健全性評価技術の適用に向けて検討を進める。	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 他分野も含めた先進的な技術の活用や研究機関等との連携等を進めているか。 開発した技術については積極的に情報発信しているか。	<主要な業務実績> (1)施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 堰の耐震性能照査について、利根川河口堰、旧吉野川河口堰・今切川河口堰の照査を踏まえて、令和5年度までに筑後大堰の耐震性能照査を実施した。これら特定施設である河口堰の耐震性能照査結果をとりまとめて課題を抽出した。 水路等施設については、施設の長寿命化に向けた課題を踏まえ、機能診断調査に関するICTを活用した新技術の導入等を検討し、自走式ロボットによる不可視箇所の機能診断調査や、水中ドローン等を活用した通水状態での機能診断調査を実施した。また、効率的な調査・評価手法の構築に向けた検討を行うとともに 取組結果について関係者との情報共有を図った。このことにより、技術の維持向上が図られた。 (2)施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 トモグラフィー法（弾性波・表面波）による非破壊調査手法の確立に向け、共同研究を実施している京都大学から助言を得つつ、新宮ダムのゲート門柱、利根川河口堰門柱・堰柱で現地試験を行い、その有効性を実証した。 ロックフィルダムの安全性評価の支援の一環で、ロックフィルダムの浸透に関する挙動の安定性の定量的評価手法について、引き続き、ロックフィルダム管理所の現場に対して、この知見の周知を図りつつ、技術的助言を継続的に行った。 ダムの安全管理を支援するため、令和5年度に実施した9ダムの定期検査における堤体挙動観測データをダム等挙動点検結果データベースに登録し、データベースの更新・充実を図るとともに、安全管理支援に活用した。 水路等施設管理支援システムを水路系事務所全体で運用し、システムの操作性や運用に関する課題等の情報収集を行い、機械設備、電気通信設備の位置情報の地図での検索・表示を含む各種システムの連携を可能とする総合データベースシステムの構築について検討を行った。 (3)用地補償技術の維持・向上 用地管理に必要な用地補償技術の維持・向上を図るため、既存の用地補償業務マニュアルの内容の見直しと編纂を行い、令和6年4月に用地業務の初心者及び未経験者向けの「用地実務必携」を発行し、研修等においてテキストとして活用した。 また、用地補償事例から得られた教訓を収集・整理し、昨今の情勢にあったカリキュラムを作成するなどして、用地担当者研修の内容を充実させた。 外部研修については、国土交通大学校、農林水産省及び（一財）全国建設研修センターが実施する研修を積極的に活用することで、用地補償業務を担う人材の育成及び技術力の維持・向上を図った。 (4)技術力の継承・発展のための取組 管理技術の高度化（施設の長寿命化等の技術の研究・開発を含む）に関するテーマを重点プロジェクトとする「水資源機構技術4ヵ年計画」を策定し、調査・検討を行い、重点プロジェクトの実施に当たっては、技術管理委員会による審議を受けながら、成果の質的向上や効率的な実施に努め、技術力の維持・向上を図った。 令和3年度に日本工営（株）と共同出願した「発明名称：水中仮締切り構造物及びその施工方法」について、特許権を取得した。	<評定と根拠> 評定：A ・ 堰の耐震性能照査について、利根川河口堰、旧吉野川河口堰・今切川河口堰の照査を踏まえて、令和5年度までに筑後大堰の耐震性能照査を実施した。これら特定施設である河口堰の耐震性能照査結果をとりまとめて課題を抽出した。 水路等施設については、施設の長寿命化に向けた課題を踏まえ、機能診断調査に関するICTを活用した新技術の導入等を検討し、自走式ロボットによる不可視箇所の機能診断調査や、水中ドローン等を活用した通水状態での機能診断調査を実施した。また、効率的な調査・評価手法の構築に向けた検討を行うとともに 取組結果について関係者との情報共有を図った。このことにより、技術の維持向上が図られた。 ・ トモグラフィー法（弾性波・表面波）による非破壊調査手法の確立に向け、共同研究を実施している京都大学から助言を得つつ、新宮ダムのゲート門柱、利根川河口堰門柱・堰柱で現地試験を行い、その有効性を実証した。 ロックフィルダムの安全性評価の支援の一環で、ロックフィルダムの浸透に関する挙動の安定性の定量的評価手法について、引き続き、ロックフィルダム管理所の現場に対して、この知見の周知を図りつつ、技術的助言を継続的に行った。 ダムの安全管理を支援するため、令和5年度に実施した9ダムの定期検査における堤体挙動観測データをダム等挙動点検結果データベースに登録し、データベースの更新・充実を図るとともに、安全管理支援に活用した。 水路等施設管理支援システムを水路系事務所全体で運用し、システムの操作性や運用に関する課題等の情報収集を行い、機械設備、電気通信設備の位置情報の地図での検索・表示を含	評定

			ロックフィルダムの変形・浸透に関する挙動の安全性の定量的評価手法のとりまとめ結果を基に、機構内外の機関が管理するロックフィルダムの安全性の評価の支援に向けた取組を行う。 これらの結果をダム維持管理データベースシステムに取り込むとともに、システムの運用、改良を行い、各現場事務所での施設の点検・検査の実施や劣化損傷への課題対応等を支援する他、職員の技術力の維持・向上を図る。		令和4年度にアイシー（株）と共同出願した「発明名称：漏水防止装置」について、特許権を取得した。 令和3年度に鹿島建設（株）、（株）セントラル技研と共同で出願した「発明名称：土質材料の特性把握方法、及び、締固め管理方法」について、特許権を取得した。 また、（株）ヤマイチテクノと共同で発明した「水路施設管理支援システム、水路施設管理支援方法、及びプログラム」について、特許出願を行った。 「特許権等審査会」を開催し、現在出願中の案件について確認を行う等、知的財産の蓄積・保全を図った。
	② 水路等施設において、ICT等の技術を活用した管理支援システムを運用しつつ、引き続き、改良・機能拡充等の検討を行い、管理業務の更なる効率化・高度化を図る。 (3) 用地補償技術の維持・向上 水資源開発施設等の管理及び整備に必要なとなる用地の取得、保全等を的確に実施するため、作成した用地補償業務マニュアルを活用し人材育成を図るとともに、新たなノウハウや実践的な取組等を適時・適切に追加・更新し、用地管理に必要な用地補償技術の維持・向上を図る。 (4) 技術力の継承・発展のための取組 経験豊富な職員が減少していく中で、「1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を的確に実施することが重要であることから、管理・建設・	② 水路等施設において、ICT等の技術を活用した管理支援システムを運用しつつ、引き続き、改良・機能拡充等の検討を行い、管理業務の更なる効率化・高度化を図る。 (3) 用地補償技術の維持・向上 用地管理に必要な用地補償技術の維持・向上を図るため、用地実務必携等のマニュアルを活用するほか、これまでの機構における用地補償事例から得られた教訓を収集・整理し、昨今の情勢にあったカリキュラムを作成して用地補償に係る内部研修を実施するとともに、関連する外部研修への積極的な参加を図る。 (4) 技術力の継承・発展のための取組 経験豊富な職員が減少していく中で、「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を的確に実施することが重要であることから、管理・建設・		(5)他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 機構の技術力の積極的な維持・向上に資するため、土木関係研究所長連絡会における研究機関等との技術情報・意見の交換や、(国研)土木研究所、(国研)防災科学研究所、(国研)農業・食料産業技術総合研究機構農村工学研究部門との技術交流会等により、各研究機関との連携推進及び連携強化を図った。 また、先進的技術の積極的活用を図るべく、(国研)農業・食料産業技術総合研究機構をはじめとする4機関と共同研究契約及び包括連携協定等を締結し、連携推進を図った。	

		一般事務も含めた技術力の継承・発展に取り組む。併せて、以下の取組を行うことにより、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウ、関係機関との高度な協議・調整能力等の継承及びこれまで蓄積した技術情報の有効活用を図る。 ① 管理・建設技術の省力化・高度化、施設の長寿命化等の技術の研究・開発を目的とした「技術4ヵ年計画」を策定し、技術力の維持・向上を図る。 ② 技術開発を通じた発明・発見に当たる事案については、積極的に特許等の取得等による知的財産の蓄積・保全を図る。 ③ 人材育成及び技術情報の共有の観点から、機構内において毎年度「技術研究発表会」を実施するとともに、現場を活用した現地研修会や専門技術等の研修を実施し、職員の技術力向上を図る。 また、環境に対する意識と知識の向上を図るため、研修や環境学習会を開催する。 ④ 機構の有する技術力の活用及び継承に向け、策定済みのマニュアル類に新たな知見や技術を適時追加して情報共有を図るとともに、経験豊富な職員の有する知識やノウハウを、組織として継承し、活用できるよう取り組む。 ⑤ 引き続き、機構が有する知識・経験や技術を集約する技術情報データベースにデータの蓄積を行い、技術の普及及び	一般事務も含めた技術力の継承・発展に取り組む。併せて、以下の取組を行うことにより、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウ、関係機関との高度な協議・調整能力等の継承及びこれまで蓄積した技術情報の有効活用を図る。 ① 管理・建設技術の省力化・高度化、施設の長寿命化等の技術の研究・開発を目的とした「技術4ヵ年計画」に基づき、決定された技術重点プロジェクトに取り組むことにより、技術力の維持・向上を図る。 ② 技術開発を通じた発明・発見に当たる事案については、積極的に特許等の取得等による知的財産の蓄積・保全を図る。 ③ 人材育成及び技術情報の共有の観点から、機構内において「技術研究発表会」を実施するとともに、現場を活用した現地研修会や専門技術の研修等を実施し、職員の技術力向上を図る。 また、環境に対する意識と知識の向上を図るため、研修や環境学習会を開催する。 ④ 機構の有する技術力の活用及び継承に向け、策定済みのマニュアル類に新たな知見や技術を適時追加して情報共有を図るとともに、経験豊富な職員の有する知識やノウハウを、組織として継承し、活用できるよう取り組む。 ⑤ 引き続き、機構が有する知識・経験や技術を集約する技術情報データベースにデータの蓄積を行い、技術の普及及び		また、職員の環境に対する意識と知識の向上を図るため、本社・支社局及び各事務所において環境学習会等を開催した。 - 技術研究発表会を全国3地区のブロックで開催し、その中から選ばれた優秀論文を本社で開催した技術研究発表会で発表した。発表論文19題のうち、「早明浦ダム再生事業上流仮締切設備の設計・施工 新たな挑戦～特許取得と国内初技術採用～」等、7題の論文が表彰された。 - 技術研究発表会で優秀な成績を収めた論文をはじめとして技術に関する49題の論文等を国内外の学会、専門誌等に発表することで、職員の技術力の更なる向上と積極的な情報発信を図った。 - その結果、5題の論文が受賞するとともに、「国内初 大規模ダムとしてコンクリート表面遮水壁型ロックフィルダム（CFRD）への挑戦～南摩ダム～」が令和6年度土木学会賞「技術賞（Iグループ）」を受賞するなど、機構の技術力が外部 機関においても高い評価を受けることが出来た。 - 技術の継承を目的に、最近完成したダムの知見を踏まえた内容になるよう、技術資料である「水を拓く」の編集や「ダム設計指針（案）」の改訂に向けた作業を引き続き行った。 - 加えて、「写真で見るダム施工」の重力式コンクリートダム編に川上ダムの情報を追加、ロックフィルダム編に小石原川ダムの情報を追加し内容を再編集するとともに、デジタルブック化した。 - 機構の有する技術力の活用及び継承に向け、これまでに策定したマニュアル類や検討結果について、水路等施設の機能診断調査に関して自走式ロボットや水中ドローンによる新技術を活用した機能診断調査を行った際に得た知識やノウハウを機構内LANの掲示板に掲示することで組織として継承し、活用できるよう取り組んだ。 - 各事務所から新たに提供された技術資料及び図書データなどを技術情報データベースに登	
--	--	--	---	--	--	--

		継承を図る。 ⑥ 技術研究発表会における優秀な論文を始めとして技術に関する論文等を国内外の学会、専門誌等に発表するとともに、積極的に情報発信を行う。 ⑦ 気候変動等の外力の変化や施設の老朽化等に適切に対応するため、ダム等施設の機能の向上に努めるとともに、それを支える技術の継承・発展のため、これまで機構が培ってきた技術力と経験を繋ぐ人材育成システムの構築を進め、既存技術と新技術を融合させることにより、その能力を更に発展・向上させ、将来に向けてダム管理体制の強化を図る。 (5) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題に対応していくため、大学や研究機関等との連携により、他分野を含めた先進的技術を積極的に採り入れ、機構の技術力の積極的な維持・向上を図る。	継承を図る。 ⑥ 技術研究発表会における優秀な論文をはじめとして技術に関する論文等を国内外の学会、専門誌等に発表するとともに、積極的に情報発信を行う。 ⑦ 気候変動等の外力の変化や施設の老朽化等に適切に対応するため、ダム等施設の機能を更に向上させていくとともに、それを支える技術の継承・発展のため、これまで機構が培ってきた技術力と経験を繋ぐ人材育成システムの構築を進め、既存技術と新技術を融合させることにより、その能力を更に発展・向上させ、将来に向けてダム管理体制の強化を図る。 (5) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 機構の技術力の積極的な維持・向上に資するため、研究機関等との協定に基づく連携推進及び技術情報交換等による連携強化を図ることにより、他分野を含めた先進的技術の積極的活用を進める。			録・蓄積するとともに、これらを技術情報提供システムにて職員に提供することで、技術の普及及び継承を図った。 - 技術継承を目的とした防災操作に関する勉強会、ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作訓練や統合ダム防災支援システム(ダム群連携最適操作支援システム)などの活用により、ダムの防災操作、事前放流、特別防災操作等の高度なダムの操作判断をできる人材を育成し、将来に向けての持続的なダム管理体制の強化を図った。また、特定施設のダムにおいては、高水及び低水管理に係る放流設備操作を総合管理所等から遠隔で行うこととし、「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を策定し、遠隔操作の実装に向けた施設整備等を進めた。 - 機構の技術力の積極的な維持・向上に資するため、土木関係研究所長連絡会における研究機関等との技術情報・意見の交換や、(国研)土木研究所、(国研)防災科学研究所、(国研)農業・食料産業技術総合研究機構農村工学研究部門との技術交流会等により、各研究機関との連携推進及び連携強化を図った。また、先進的技術の積極的活用を図るべく、(国研)農業・食料産業技術総合研究機構をはじめとする4機関と共同研究契約及び包括連携協定等を締結し、連携推進を図った。 - これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を上回る成果が得られたと考え、A評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－3	機構の技術力を活かした支援等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	アスファルト・コンクリート塊 (再資源化率)	R 6 年度：99%以上	100%	100%	100%	100%			—
	コンクリート塊 (再資源化率)	R 6 年度：99%以上	100%	100%	100%	100%			—
	建設発生木材 (再資源化・縮減率)	R 6 年度：97%以上	100%	100%	100%	99%			—
	建設汚泥 (再資源化・縮減率)	R 6 年度：95%以上	100%	100%	98%	100%			—
	建設混合廃棄物 (排出率)	R 6 年度： 排出率3.0%以下	1.3% 99% (注1)	1.1%	0.8%	0.8%			—
	建設廃棄物全体 (再資源化・縮減率)	R 6 年度：98%以上	100%	100%	98%	99%			—
	建設発生土 (建設発生土有効利用率)	R 6 年度：80%以上	93%	100%	100%	95%			—

（注1）再資源化・縮減率

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(1) 機構の技術力を活かした支援 機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。 また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持向上に還元すること。特に、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。併せて、利水・治水に係る取組全体に関して機構が有するノウハウを、分かりやすく取りまとめて地方公共団体等へ提供していくこと。 さらに、調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。	機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行う。併せて、機構が有する経験やノウハウ、DX推進プロジェクトにより得られた知見を分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等へ提供するとともに連携強化を図る。 また、これらの支援を通じて得られた知見を機構の技術力の維持・向上に還元する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 国内の他機関に対する技術支援 機構が培ってきた技術力を活用し、国、地方公共団体等に対し技術支援を行うことを通じて社会に貢献する。 ① 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構が有する知識・経験や技術等を積極的に活用し、適切な実施を図る。 ② 国、地方公共団体等から積算、施工監理業務等の発注者支援業務等について要請があった場合には、機構が培った技術力を活用し、適切に支援を行う。 ③ 利水者や地方公共団体の職員等を対象に、機構の有する技術や機構管理施設を活用した現地見学会、施設管理、水管理やダム防災操作等に関わる研修等を開催する。併せて、機構が有する経験や	機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行う。併せて、機構が有する経験やノウハウ、「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」により得られた知見を分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等へ提供するとともに連携強化を図る。 また、これらの支援を通じて得られた知見を機構の技術力の維持・向上に還元する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 国内の他機関に対する技術支援 機構が培ってきた技術力を活用し、国、地方公共団体等に対し技術支援を行うことを通じて社会に貢献する。 ① 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構が有する知識・経験や技術等を積極的に活用し、適切な実施を図る。 ② 国・地方公共団体等から積算、施工監理業務等の発注者支援業務等について要請があった場合には、機構が培った技術力を活用し、適切に支援を行う。 ③ 利水者や地方公共団体の職員等を対象に、機構の有する技術や機構の管理する施設を活用した現地見学会、施設管理、水管理やダム防災操作等に関わる研修等を開催する。併せて、機構が有する	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 機構の技術力等を活用し国内外の機関等へ技術支援を行っているか。 機構の有する経験や知見をまとめ、提供すると共に連携強化を図ったか。	<主要な業務実績> (1)国内の他機関に対する技術支援 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託し、これまで機構が培ってきた施設の建設・管理等に係る知識・経験や技術等を積極的に活用して適切に実施した。 総合技術センターにおいては、国・地方公共団体等から技術支援業務を3件、ダム本体等工事の積算資料評価業務、施工監理業務等の発注者支援業務を12件受託し、これまで機構が培った知識・経験や技術力等を積極的に活用し、適切に支援等を行った。 利水者や地方公共団体の職員等を対象に、本体工事を実施中の南摩ダム（思川開発）のほか、早明浦再生事業において、現場を活用した現地見学会を延べ180回開催するとともに、水路等管理業務では、施設機能診断調査の機会や施工現場を活用した現地見学会を延べ10回開催した。 東京都水道局との情報交換において、水中ドローンを活用したパイプラインの内面調査の事例など、機構のDXの取組に関する知見の共有及び意見交換によって、機構の技術力を活用した人材育成支援を行った。 (2)国際協力の推進 令和6年5月にインドネシア国バリで開催されたWWF10において、水災害に対するインフラ整備の重要性をテーマとしたセッションを主催し、海外の実務者や研究者との間で議論を深めるとともに、実務レベルでの情報交換、展示会場における機構の事業に係る動画の紹介等を通じて、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信した。 また、WWF10の機会を利用して、NARBOの第7回総会を開催し、これまで蓄積してきた水資源の開発・利用に関するノウハウを共有し、NARBO内での連携強化の必要性について発信するとともに、第4回NARBOウェビナーを開催し、ダムの運用改善や再生事業による水災害リスクの軽減や水力発電の強化について、情報共有を図った。 JICAを通じて、バングラデシュ国に長期専門家1名を派遣しており、派遣先における現状や課題、技術情報を把握・収集するとともに、同国における河川構造物の運用や、維持管理に対する技術的助言などの技術協力を実施し、その成果について、JICAを含む機構内外の関係機関に報告、共有した。 MRC、AfDB等の国際機関の要請に応じて、機構施設における視察の受入れ、機構の有する水資源に関する知識や技術情報を発信、意見交換、情報交換等を実施した。また、JICA等からの要請に応じて、JICA等の実施する研修の部分受入を行い、日本における統合水資源管理をはじめとした水資源の開発・利用に関する取組み、機構事業の概要や役割の説明、施設における実地研修等を通じ、研修員に対して、日本の経験、技術情報の提供や知識の共有等を図った。 (3)機構施設が有する潜在能力の有効活用 25のダム等において処理が必要な流木を集積し、維持管理業務での活用や一般配布等、約5,513空m³の流木を有効利用した。 37のダム等において、除草で発生した大量の刈草等を畑等の敷き草や堆肥として一般配布する取組等により、合計約20,285空m³を有効利用した。 ダム貯水池内の堆砂について、5ダムで下流河川への土砂還元を行ったほか、2ダムで約5,910m³をコンクリート骨材とし	<評定と根拠> 評定：B - 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託し、これまで機構が培ってきた施設の建設・管理等に係る知識・経験や技術等を積極的に活用して適切に実施した。 - 総合技術センターにおいては、国・地方公共団体等から技術支援業務を3件、ダム本体等工事の積算資料評価業務、施工監理業務等の発注者支援業務を12件受託し、これまで機構が培った知識・経験や技術力等を積極的に活用し、適切に支援等を行った。 - 利水者や地方公共団体の職員等を対象に、本体工事を実施中の南摩ダム（思川開発）のほか、早明浦再生事業において、現場を活用した現地見学会を延べ180回開催するとともに、水路等管理業務では、施設機能診断調査の機会や施工現場を活用した現地見学会を延べ10回開催した。 - 東京都水道局との情報交換において、水中ドローンを活用したパイプラインの内面調査の事例など、機構のDXの取組に関する知見の共有及び意見交換によって、機構の技術力を活用した人材育成支援を行った。 - 令和6年5月にインドネシア国バリで開催されたWWF10において、水災害に対するインフラ整備の重要性をテーマとしたセッションを主催し、海外の実務者や研究者との間で議論を深めるとともに、実務レベルでの情報交換、展示会場における機構の事業に係る動画の紹介等を通じて、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信した。 - また、WWF10の機会を利用して、NARBOの第7回総会を開催し、これまで蓄積してきた水資源の開発・利用に関するノウハウを共有し、NARBO内での連携強化の必要性について発信するとともに、第4回NARBOウェビナーを開催し、ダムの運用改善や再生事業による水災害リスクの軽	評定

	ノウハウを分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等に提供することを通じて人材育成支援を行う。 (2) 国際協力の推進 機構が有している国際的なネットワーク(NARBO(アジア河川流域機関ネットワーク))や統合水資源管理を始めとした水資源の開発・利用に関するノウハウの活用、国際会議への出席、海外における現地調査への参画等により、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信するとともに、国内外の機関との関係の維持・構築に取り組むことにより、機構の技術力の維持・向上を図り、もって国際協力を推進する。	ノウハウを分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等に提供することを通じて人材育成支援を行う。 (2) 国際協力の推進 機構が有している国際的なネットワーク(NARBO(アジア河川流域機関ネットワーク))や統合水資源管理を始めとした水資源の開発・利用に関するノウハウの活用、国際会議への出席、海外における現地調査への参画等により、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信するとともに、国内外の機関との関係の維持・構築に取り組むことにより、機構の技術力の維持・向上を図り、もって国際協力を推進する。		て活用した。また、5ダムで施設近郊の国、地方公共団体等と調整して、合計約23,525m³の堆砂土を関係機関の工事等で有効活用した。その他、ダムに堆砂しているシルト・粘土の有効活用を図るため、下久保ダムをフィールドとして、シルト・粘土の浚渫及び有効活用に関する共同研究を群馬大学と連携して進めており、令和6年6月に試験施工を行った。 既存の管理用小水力発電設備を適切に維持、活用し、計19箇所にて約5,190万kWh発電して再生可能エネルギーの有効活用を図った。 既存の管理用太陽光発電設備を適切に維持、活用し、計38箇所にて約127万kWh発電して再生可能エネルギーの有効活用を図った。 水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るため、寺内ダムを対象として、管理用発電の導入に向けての課題等について、関係機関と情報共有を行った。 カーボンニュートラルの実現に向けて令和5年3月に発電に資する既存ダムの活用に関する取組(ダムの高度化運用)が進められることになり、水資源機構では16ダムが試行対象となった。これに新たに2ダムを追加し、対象18ダムのうち、17ダムで高度化運用を実施できる体制を整備し、令和6年度は、12ダム(矢木沢、徳山、高山、青蓮寺、室生、布目、比奈知、川上、一庫、日吉、池田及び富郷ダム)において25回の高度化運用を実施することで再生可能エネルギーの創出を推進した。主な取組実績として、令和6年6月22日から23日の出水後には、令和6年度から管理受託を開始した国土交通省の横山ダムと徳山ダムが連携して発電に資する水位運用高度化操作を実施することで、横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の再生可能エネルギーを創出した。 循環型社会の形成に取り組むため、建設工事により発生する建設副産物の発生抑制、有効利用を図り、建設副産物全7項目で再資源化率等の目標値を達成するとともに、廃プラスチックの分別・リサイクルの促進に努めた。	減や水力発電の強化について、情報共有を図った。 • JICAを通じて、 Bangladesh 国に長期専門家1名を派遣しており、派遣された職員は、派遣先における現状や課題、技術情報を把握・収集するとともに、同国における河川構造物の運用や、維持管理に対する技術的助言などの技術協力を実施し、その成果について、JICAを含む機構内外の関係機関に報告、共有した。 • MRC、AfDB等の国際機関の要請に応じて、機構施設における視察の受入れ、機構の有する水資源に関する知識や技術情報を発信、意見交換、情報交換等を実施した。また、JICA等からの要請に応じて、JICA等の実施する研修の部分受入を行い、日本における統合水資源管理をはじめとした水資源の開発・利用に関する取組み、機構事業の概要や役割の説明、施設における実地研修等を通じ、研修員に対して、日本の経験、技術情報の提供や知識の共有等を図った。 • 25のダム等において処理が必要な流木を集積し、維持管理業務での活用や一般配布等、約5,513空m³の流木を有効利用した。 • 37のダム等において、除草で発生した大量の刈草等を畑等の敷き草や堆肥として一般配布する取組等により、合計約20,285空m³を有効利用した。 ダム貯水池内の堆砂について、5ダムで下流河川への土砂還元を行ったほか、2ダムで約5,910m³をコンクリート骨材として活用した。また、5ダムで施設近郊の国、地方公共団体等と調整して、合計約23,525m³の堆砂土を関係機関の工事等で有効活用した。その他、ダムに堆砂しているシルト・粘土の有効活用を図るため、下久保ダムをフィールドとして、シルト・粘土の浚渫及び有効活用に関する共同研究を群馬大学と連携して進めており、令和6年6月に試験施工を行った。 既存の管理用小水力発電設備を適切に維持、活用し、計19箇所にて約5,190万kWh発電して再生可能エネルギーの有
(2) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 カーボンニュートラル実現の観点も含めて、機構のダムや水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討や取組を推進すること。 その際、機構は、利水と治水を中立的な立場で一元的に管理していることから、今後、気象予測技術の精度向上と併せて、ダムの治水容量と利水容量(発電等)をより柔軟に運用すること等により、事前放流の更なる強化や再生可能エネルギー創出を図るなど、治水及び利水の両面に資するとともに気候変動適応策につながる取組を推進すること。	(3) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 カーボンニュートラル実現の観点も含めて、機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討や取組を推進する。 具体的には、資源の有効活用の観点からバイオマスの回収・利用検討を引き続き進めるとともに、再生可能エネルギーや建設副産物等の有効活用を行う。 ① 貯水池等の流木や施設周辺の刈草等のバイオマスの有効利用や貯水池内の堆砂について有効利用を図る。 ② 水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るとともに、既存の管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備の有効活用を図る。 ③ 治水と利水の両	(3) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 カーボンニュートラル実現の観点も含めて、機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討や取組を推進する。 具体的には、資源の有効活用の観点からバイオマスの回収・利用検討を引き続き進めるとともに、再生可能エネルギーや建設副産物等の有効活用を行う。 ① 貯水池等の流木や施設周辺の刈草等のバイオマスの有効利用や貯水池内の堆砂について有効利用を図る。 ② 水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るとともに、既存の管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備の有効活用を図る。 ③ 治水と利水の両			

		面に資する気候変動適応策として、アンサンプル降雨予測等新たな気象予測技術を活用し、低水操作や高水操作などの柔軟なダム運用により再生可能エネルギー創出を図る。 ④ 循環型社会の形成に取り組むため、建設副産物の再資源化率、再資源化・縮減率、排出率及び建設発生土有効利用率の目標値を定め、建設工事により発生する建設副産物について、発生を抑制するとともに、その有効利用を図る。	面に資する気候変動適応策として、アンサンプル降雨予測等、新たな気象予測技術を活用し、洪水調節等によって貯留した水を洪水後にできる限り発電に利用しながら放流することにより、再生可能エネルギーの創出を図る。 ④ 循環型社会の形成に取り組むため、建設副産物の再資源化率、再資源化・縮減率、排出率及び建設発生土有効利用率の目標値を以下のとおり定め、建設工事により発生する建設副産物について、発生を抑制するとともに、その有効利用を図る。また、目標値を定めた品目のほか、廃プラスチックの分別・リサイクルの促進に努める。		効活用を図った。 既存の管理用太陽光発電設備を適切に維持、活用し、計38箇所にて約127万kWh発電して再生可能エネルギーの有効活用を図った。 水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るため、寺内ダムを対象として、管理用発電の導入に向けての課題等について、関係機関と情報共有を行った。 カーボンニュートラルの実現に向けて令和5年3月に発電に資する既存ダムの活用に関する取組(ダムの高度化運用)が進められることになり、水資源機構では16ダムが試行対象となった。これに新たに2ダムを追加し、対象18ダムのうち、17ダムで高度化運用を実施できる体制を整備し、令和6年度は、12ダム(矢木沢、徳山、高山、青蓮寺、室生、布目、比奈知、川上、一庫、日吉、池田及び富郷ダム)において25回の高度化運用を実施することで再生可能エネルギーの創出を推進した。主な取組実績として、令和6年6月22日から23日の出水後には、令和6年度から管理受託を開始した国土交通省の横山ダムと徳山ダムが連携して発電に資する水位運用高度化操作を実施することで、横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の再生可能エネルギーを創出した。 循環型社会の形成に取り組むため、建設工事により発生する建設副産物の発生抑制、有効利用を図り、建設副産物全7項目で再資源化率等の目標値を達成するとともに、廃プラスチックの分別・リサイクルの促進に努めた。 ・これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、B評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報						
特になし。						

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－4	広報・広聴活動の充実		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組むこと。 その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど、戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努めること。	機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組む。 その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど、戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努める。 具体的には、以下の取組を実施する。なお、その際に新型コロナウイルス感染症対策に十分留意する。 ① 国民のニーズや関心に応えるため、機構が発行する広報誌、ウェブサイト、SNS等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努める。さらに、機構職員一人一人が広報担当者であることを認識し、平常時に機構が果たしている役割や業務等も含めて、「水のプロ集団」として働く姿を通じ機構の認知度の向上を図るため、SNS等の積極的な活用による情報の発信を促進する。 ② 機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙と連携し、機	機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組む。 その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど、戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努める。 具体的には、以下の取組を実施する。 ① 水資源開発施設等や水資源の重要性について、国民の関心を高めるような情報提供を積極的に行うため、機構が発行する広報誌、ウェブサイト及びSNS等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努める。さらに、機構職員一人一人が広報担当者であることを認識し、「水のプロ集団」として働く姿を通じ機構の認知度の向上を図るため、SNS等の積極的な活用による情報の発信を促進する。 ② 機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙と連携し、機	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組んだか。 訴求対象等を踏まえ適切な媒体を活用するなど、戦略的な広報を推進し、その効果の検証に努めたか。	<主要な業務実績> 広報・広聴活動の充実 水資源開発施設等や水資源の重要性について、国民の関心を高めるような情報提供を積極的に行うため、本社、支社局、事務所の各階層において様々な広報の取組を積極的実施するとともに、機構が発行する広報誌、ウェブサイト及びSNS等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努めた。さらに、機構の認知度の向上を図るため、SNS等の積極的な活用による情報の発信を促進した。 機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙に機構の取組の特集記事や広告などの掲載や、気象キャスターや利水者の方々との意見交換会を行うことで、機構業務内容の重要性や必要性について積極的な広報を実施した。 台風や前線による豪雨時には、早い段階から情報を収集・整理し、機構内LANを活用した情報共有を図るとともに、緊急時の広報として機構のウェブサイトを通じ、水源地域の住民や関係地域住民等に正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供した。 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高めるため、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画することで、広報・広聴活動の充実を図った。 DX推進プロジェクトにおいては、淀川水系のダムによる洪水調節容量の貯留水を活用した発電や、ダム貯水池の堆砂除去に係る非接触による積状況を事前把握の技術研究など、水資源機構が長年培ってきた技術力や先進的な取組が高い評価を得たことを積極的に発信し、機構の認知度の向上を図った。 利水者、地方公共団体等を対象とした情報交換において、水路施設のDX推進プロジェクト等において得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かに地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図った。 令和5年度に機構が実施した環境に関する様々な取組をまとめた「令和六年度環境報告書」を作成し、機構ウェブサイトにより公表するとともに、関係機関等に配布して広く情報発信した。 令和5年における管理施設の水質調査データ等の情報を収集・整理した「2023年水質年報」を取りまとめ、機構ウェブサイトにより公表するとともに、水質年報を収載したCDを利水者や関係機関等に配布して広く情報発信した。	<評定と根拠> 評定：B ・水資源開発施設等や水資源の重要性について、国民の関心を高めるような情報提供を積極的に行うため、本社、支社局、事務所の各階層において様々な広報の取組を積極的実施するとともに、機構が発行する広報誌、ウェブサイト及びSNS等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努めた。さらに、機構の認知度の向上を図るため、SNS等の積極的な活用による情報の発信を促進した。 機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙に機構の取組の特集記事や広告などの掲載や、気象キャスターや利水者の方々との意見交換会を行うことで、機構業務内容の重要性や必要性について積極的な広報を実施した。 台風や前線による豪雨時には、早い段階から情報を収集・整理し、機構内LANを活用した情報共有を図るとともに、緊急時の広報として機構のウェブサイトを通じ、水源地域の住民や関係地域住民等に正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供した。 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高めるため、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画することで、広報・広聴活動の充実を図った。 DX推進プロジェクトにおいては、淀川水系のダムによる洪水調節容量の貯留水を活用した発電や、ダム貯水池の堆砂除去に係る非接触による積状況を事前把握の技術研究など、水資源機構が長年培ってきた技術力や先進的な取組が高い評価を得たことを積極的に発信し、機構の認	評定

		構業務内容の重要性や必要性について、積極的な広報を実施する。 ③ 災害発生時等の緊急時においては、水源地域の住民や関係地域住民等に状況が正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供する。 ④ 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高めるため、「水の日」(毎年8月1日)及び「水の週間」(毎年8月1日～7日)を始めとして、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画する。 ⑤ DX推進プロジェクトにおいて得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かな地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図る。 ⑥ 事業活動に伴う環境保全の取組等を取りまとめた環境報告書を毎年度作成し、公表する。 ⑦ 機構施設に係る水質の状況や水質向上に関する機構の取組を取りまとめ、公表する。	構業務内容の重要性や必要性についての記事の掲載を促進するなど積極的な広報を実施する。 ③ 災害発生時等の緊急時においては、水源地域の住民や関係地域住民等に状況が正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供する。 ④ 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高めるため、「水の日」(8月1日)及び「水の週間」(「水の日」を初日とする一週間)を始めとして、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画する。 ⑤ 「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」において得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かな地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図る。 ⑥ 令和5年度における環境保全の取組等を取りまとめた「令和6年度環境報告書」を作成し、公表する。 ⑦ 令和5年における水質の状況と機構の取組等を取りまとめた「2023年水質年報」を作成し、公表する。		知度の向上を図った。 利水者、地方公共団体等を対象とした情報交換において、水路施設のDX推進プロジェクト等において得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かに地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図った。 令和5年度に機構が実施した環境に関する様々な取組をまとめた「令和6年度環境報告書」を作成し、機構ウェブサイトにより公表するとともに、関係機関等に配布して広く情報発信した。 令和5年における管理施設の水質調査データ等の情報を収集・整理した「2023年水質年報」を取りまとめ、機構ウェブサイトにより公表するとともに、水質年報を収載したCDを利水者や関係機関等に配布して広く情報発信した。 ・これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考え、B評定とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報						
特になし。						

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－5	地域への貢献等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	環境モニタリング調査実施（計画値）	—	—	4 事業	4 事業	3 事業			—
	環境モニタリング調査実施（実績値）	—	3 事業	4 事業	4 事業	3 事業			—
	達成度	—	—	100%	100%	100%			—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(1) 環境の保全 業務の実施に当たっては、環境の保全との両立を図ることとし、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指した環境保全対策、良好な景観形成等に取り組むこと。	(1) 環境の保全 水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。 ① 新築・改築事業においては、動植物、生態系、水質、景観等の保全を図るため、自然環境調査及び環境影響予測を実施する。その結果に基づき、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を実施する。 なお、環境保全対策等の実施については、専門家等の指導・助言を踏まえて実施する。 ② 管理業務においては、施設が周辺の自然環境に与える影響の把握が必要な場合等には、自然環境調査を実施し、その結果に応じて必要な環境保全対策を実施する。 また、堆砂対策及び生物の生息・生育環境や景観等の河川環境保全の観点から、河川管理者、地方公共団体、利水者、地域住民等と協議や意見交換を行い、ダム下流河川への堆積土砂還元、フラッシュ放流等の取組を積極的に推進する。 ③ 施設整備に際しては、構造物が周辺の景観と調和するよう、形状、デザイン及び色彩に配慮す	(1) 環境の保全 水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。 ① 新築・改築事業においては、動植物、生態系、水質、景観等の保全を図るため、自然環境調査及び環境影響予測を実施する。その結果に基づき、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を3事業で実施する。 なお、環境保全対策等の実施については、専門家等の指導・助言を踏まえて実施する。 ② 管理業務においては、施設が周辺の自然環境に与える影響の把握が必要な場合等には、自然環境調査を実施するとともに、その結果に応じて必要な環境保全対策を実施する。 また、堆砂対策及び生物の生息・生育環境や景観等の河川環境保全の観点から、関係機関、利水者、地域住民と協議や意見交換を行い、ダム下流河川への堆積土砂還元、フラッシュ放流の取組を積極的に推進する。 ③ 施設整備に際しては、構造物が周辺の景観と調和するよう、形状、デザイン及び色彩に配慮す	<定量目標> － <指標> － <評価の視点> 事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図っているか。 利水者等の関係機関と積極的な情報発信等を行っているか。 関係者と協働して水源地域振興等の取組を進めているか。	<主要な業務実績> (1)環境の保全 新築及び改築事業において、動植物、生態系、水質、景観等の自然環境の保全を図るため、自然環境調査や環境影響予測を実施した。 思川開発、豊川用水二期、早明浦ダム再生の3事業では、専門家の指導・助言を踏まえて事業による影響を回避、低減及び代償するため、必要に応じて環境調査や、環境保全対策を実施するとともにモニタリング調査を実施した。 管理業務においては、21施設において魚道の機能を確保するための魚類遡上調査等の自然環境調査を実施した。 関係機関、利水者、地域住民との協議や意見交換を踏まえ、5ダムでダム下流河川への堆積土砂還元、5ダムでフラッシュ放流、7ダムで弾力的管理試験を実施するなど、取組を積極的に推進した。 木曽川用水総合管理所における施設整備に際して、周辺の地域の景観と調和するよう、外観や色彩等に配慮した。 (2)利水者等の関係機関との連携 機構の経営理念の達成に向けた様々な取組として、管理業務では、令和6年度事業計画及び令和7年度概算要求等の利水者等説明会や23施設で管理運営協議会等を開催し、予算・決算の状況、コスト縮減、負担金支払方法等に関する情報提供等を行うとともに、現地視察や防災業務の取組状況等の情報提供を行うなど、機構の取組に理解を深めていただくことで、関係利水者等との連携強化を図った。 また、利水者等の要望・意見をよりの確に把握するため、172組織を対象にした利水者等アンケートに基づく要望や意見に対してフォローアップを行うなど、サービスの一層の向上を図った。 利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性について、利水者をはじめとする関係機関の理解を促進するため、現場視察、施設説明会及び管理運営協議会にて、建設事業の必要性、施設の役割や維持管理、インフラマネジメントの重要性、施設の利水・治水の効果について説明した。 豊川総合用水土地改良区が設立した豊川用水次世代農業推進協議会に構成員として参加し、同日に開催された設立総会に理事長が出席し、関係機関との連携強化を図った。 (3)水源地域等との連携 ダム等建設事業等を所管する事務所、50のダム等管理施設を所管する事務所において、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報共有を図った。また、国土交通省主催の令和6年度第2回水源地域未来会議が、令和6年11月1日（金）にあさくら3ダム（寺内ダム・江川ダム・小石原川ダム）の位置する福岡県朝倉市において開催され、水資源機構は、福岡県、朝倉市とともに後援として参画し、その実施に貢献した。 水源地域と下流受益地の相互理解促進等のため、奈良俣ダムにおける上下流交流会、愛知用水における植樹祭、日吉ダムにおける地域連携のトークセッションなどの上下流交流会等を実施した。 水源地域の発展に貢献するとともにダム施設の役割等の理解を深めることを目的として、令和6年度に水源地域との連携のため、令和6年度、ダム施設に所在する34の対象市町村に対	<評定と根拠> 評定：B - 新築及び改築事業において、動植物、生態系、水質、景観等の自然環境の保全を図るため、自然環境調査や環境影響予測を実施した。 - 思川開発、豊川用水二期、早明浦ダム再生の3事業では、専門家の指導・助言を踏まえて事業による影響を回避、低減及び代償するため、必要に応じて環境調査や、環境保全対策を実施するとともにモニタリング調査を実施した。 - 管理業務においては、21施設において魚道の機能を確保するための魚類遡上調査等の自然環境調査を実施した。 - 関係機関、利水者、地域住民との協議や意見交換を踏まえ、5ダムでダム下流河川への堆積土砂還元、5ダムでフラッシュ放流、7ダムで弾力的管理試験を実施するなど、取組を積極的に推進した。 - 木曽川用水総合管理所における施設整備に際して、周辺の地域の景観と調和するよう、外観や色彩等に配慮した。 - 機構の経営理念の達成に向けた様々な取組として、管理業務では、令和6年度事業計画及び令和7年度概算要求等の利水者等説明会や23施設で管理運営協議会等を開催し、予算・決算の状況、コスト縮減、負担金支払方法等に関する情報提供等を行うとともに、現地視察や防災業務の取組状況等の情報提供を行うなど、機構の取組に理解を深めていただくことで、関係利水者等との連携強化を図った。 - また、利水者等の要望・意見をよりの確に把握するため、172組織を対象にした利水者等アンケートに基づく要望や意見に対してフォローアップを行うなど、サービスの層の向上を図った。 - 利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性について、利水者をはじめとす	評定

	(2) 利水者等の関係機関、水源地域等との連携 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域のニーズを把握した上で水源地域振興等に関係する地方公共団体、住民等と協働で取り組むこと。 また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等を含めた多様な主体との連携及び協力を行うよう努めること。 ① 適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うこと等により積極的な連携を促進すること。 ② 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地方公共団体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。	る。 (2) 利水者等の関係機関との連携 利水者等の関係機関との緊密な関係の更なる強化のため、積極的な情報発信や意見交換を実施する。 ① 利水者等に対し、機構の経営理念の達成に向けた機構の様々な取組、予算・決算の状況、コスト縮減の取組、負担金支払方法等に関する情報提供を行うとともに、要望等の把握や意見調整を行う。 ② 利水者等の要望・意見を的確に把握するとともに、要望等を踏まえた的確な対応を行うこと等により、利水者等へのサービスの一層の向上を図る。 ③ 利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性に関して、関係機関の理解を促進するための取組を進める。 (3) 水源地域等との連携 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域との対話によりニーズを把握したうえで水源地域振興等を関係者と協働して取り組む。 ① 水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、ダム施設等を核とした上下流交流を実施する。 ② 地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、施設周辺地域の方々と交流の場を設け、情報共有に努める。併せて、地域の観光資源である湖面、湖岸及び湖周辺の利活用を推進す	る。 (2) 利水者等の関係機関との連携 利水者等の関係機関との緊密な関係の更なる強化のため、積極的な情報発信や意見交換を実施する。 ① 利水者等に対し、機構の経営理念の達成に向けた機構の様々な取組、予算・決算の状況、コスト縮減の取組、負担金支払方法等に関する情報提供を行うとともに、要望等の把握や意見調整を行う。 ② 利水者等の要望・意見を的確に把握するとともに、要望等を踏まえた的確な対応を行うこと等により、利水者等へのサービスの一層の向上を図る。 ③ 利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性に関して、関係機関の理解を促進するための取組を進める。 (3) 水源地域等との連携 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域との対話によりニーズを把握したうえで水源地域振興等を関係者と協働して取り組む。 ① 水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、ダム施設等を核として活用した上下流交流を実施する。 ② 地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、本社・支社局と事務局が連携を図り、施設周辺地域の方々と交流の場を設け、情報の共有に努める。併せて、地域の観光資源である	して10月から12月までの期間でダム所在市町村アンケート(アンケートは中期目標期間の最終年度の前年度に実施。前回実施は令和2年度)を行い、とりまとめた。アンケート結果に基づき把握したニーズを踏まえて水源地域振興等を関係者と協働して取り組んでいく。 施設周辺地域の方々との交流や情報の共有を図るとともに、湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進するための取組として、一庫ダムにおける「流木ペインティング大会」等を実施した。 流域内の森林保全活動を通じて、土砂・流木の貯水池への流入抑制や水源涵養の向上に資するため、水源地域ビジョンの活動等により、自治体、NPO等の関係者と連携して植樹等の森林保全活動を推進した。	る関係機関の理解を促進するため、現場視察、施設説明会及び管理運営協議会にて、建設事業の必要性、施設の役割や維持管理、インフラマネジメントの重要性、施設の利水・治水の効果について説明した。 豊川総合用水土地改良区が設立した豊川用水次世代農業推進協議会に構成員として参加し、同日に開催された設立総会に理事長が出席し、関係機関との連携強化を図った。 ダム等建設事業等を所管する事務所、50のダム等管理施設を所管する事務所において、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報共有を図った。また、国土交通省主催の令和6年度第2回水源地域未来会議が、令和6年11月1日(金)にあさくら3ダム(寺内ダム・江川ダム・小石原川ダム)の位置する福岡県朝倉市において開催され、水資源機構は、福岡県、朝倉市とともに後援として参画し、その実施に貢献した。 水源地域と下流受益地の相互理解促進等のため、奈良俣ダムにおける上下流交流会、愛知用水における植樹祭、日吉ダムにおける地域連携のトークセッションなどの上下流交流会等を実施した。 水源地域の発展に貢献するとともにダム施設の役割等の理解を深めることを目的として、令和6年度に水源地域との連携のため、令和6年度、ダム施設に所在する34の対象市町村に対して10月から12月までの期間でダム所在市町村アンケート(アンケートは中期目標期間の最終年度の前年度に実施。前回実施は令和2年度)を行い、とりまとめた。アンケート結果に基づき把握したニーズを踏まえて水源地域振興等を関係者と協働して取り組んでいく。 施設周辺地域の方々との交流や情報の共有を図るとともに、湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進するための取組として、一庫ダムにおける「流木ペインティン
--	--	--	--	---	---

		る。 ③ 流域内の森林保全を通じて、土砂・流木の貯水池流入抑制や水源涵養機能の向上に資する取組を関係者と連携して推進する。	湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進する。 ③ 流域内の森林保全を通じて、土砂・流木の貯水池流入抑制や水源涵養の向上に資する取組を関係者と連携して推進する。			グ大会」等を実施した。 流域内の森林保全活動を通じて、土砂・流木の貯水池への流入抑制や水源涵養の向上に資するため、水源地域ビジョンの活動等により、自治体、NPO等の関係者と連携して植樹等の森林保全活動を推進した。 ・ これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、B評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－6	その他当該中期目標を達成するために必要な事項（施設・設備に関する計画、人事に関する計画、中期目標期間を超える債務負担、積立金の使途、利水者負担金に関する事項）		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(1) 施設・設備に関する計画 機構の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を行うこと。 (2) 人事に関する計画 計画的な人員配置を行うため、本社、支社局及び事務所ごとに作成する要員配置計画に基づき、業務量に応じて適時適切に人員配置を見直し、業務運営の効率化を図ること。その際、働き方改革の観点に留意すること。 安全で良質な水の安定した供給と洪水被害の防止・軽減を図るため、人事制度の適切な運用を行うとともに、業務の効率的・効果的な実施、デジタル技術を活用するための専門人材の確保・育成を実現するための方針を策定し、戦略的に取り組むこと。また、山間・僻地等の地域状況や災害時に昼夜を問わず長時間少人数で業務に当たる厳しい状況を考慮し、業務継続や、職員の士気向上の観点から、職員の勤務環境等の改善に努めること。 機構の給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努め、公表するとともに、通則法の規定に基づき、国家公務員の給与水準を踏まえ、民間企業の給与水準を参	(1) 施設・設備に関する計画 本社、支社局等の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証したうえで、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を次のとおり実施する。「別表8」 (2) 人事に関する計画 ① 本社、支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、計画的な人員配置の見直しを行う。 その際、職員の勤務環境等の改善の観点にも留意する。 ② 効率的な業務遂行のため、繁忙期や緊急時においては、重点的な人員配置を行う。 ③ 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度について、その適切な運用を図る。 ④ 機構の役割を果たすために必要な人材の確保に係る方針を策定し、積極的な採用に係る広報活動に引き続き取り組むとともに、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を適宜行う。また、職員一人一人が活躍できる雇用環境の整備を図る。 ⑤ 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針を策定し、戦略的に人材の確保・育成を図るとともに、技術力の向上、必要な知識の修得、人間関係の構築、職種の垣根を越	(1) 施設・設備に関する計画 本社、支社局等の保有する情報機器等の更新等を次のとおり実施する。「別表8」 (2) 人事に関する計画 ① 本社、支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、計画的な人員配置の見直しを行う。 その際、職員の勤務環境等の改善の観点にも留意する。 ② 効率的な業務遂行のため、繁忙期や緊急時においては、重点的な人員配置を行う。 ③ 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度について、その適切な運用を図る。 ④ 機構の役割を果たすために必要な人材の確保に係る方針を策定し、積極的な採用に係る広報活動に引き続き取り組むとともに、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を適宜行う。また、職員一人一人が活躍できる雇用環境の整備を図る。 ⑤ 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針を策定し、戦略的に人材の確保・育成を図るとともに、技術力の向上、必要な知識の修得、人間関係の構築、職種の垣根を越	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか。	<主要な業務実績> (1)施設・設備に関する計画 本社、支社局等の保有する情報機器等の機能を確実に発揮させるため、必要な更新等を計画的に実施した。 (2)人事に関する計画 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、計画的な人員配置を行った。その際、職員の勤務環境等の改善にも留意した。 効率的な業務遂行のため、事業の進捗を踏まえ、早明浦ダム再生事業、木曽川用水濃尾第二施設改築事業、寺内ダム再生事業、並びに新規事業である利根川河口堰大規模地震対策事業、群馬用水地区事業、筑後川下流用水総合対策事業等に重点的な人員配置を実施した。 人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運用を行った。 機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、令和6年度の採用計画を策定し、募集時期の前倒しや拡大を図る他、オンラインを活用して受験機会の確保、利便性の向上に努めることにより、人材確保を行った。 また、積極的な採用に係る広報活動として、大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義、インターンシップを実施するなど、機構のPRに繋がる活動を積極的に実施した。 給与水準の適正化に取り組んだ結果、令和6年度給与の対国家公務員指数は102.9（対前年比0.3ポイント減）、また、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は109.8(対前年比0.3ポイント減)となった。 また、令和5年度の給与水準の妥当性について検証を行い、検証結果及び取組状況について、機構のウェブサイトにて公表した。 ブリッジ休暇の取得推進やMY定時退庁日の設定等、ワーク・ライフ・バランスを実現するためのそれぞれの目標を掲げ、在宅勤務制度やWEB会議システム等を積極的に活用し、生産性や業務効率の向上を図ることで働き方改革を推進した。 (3)中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び29事務所等で第5期中期目標期間を超える契約を148件行った。	<評定と根拠> 評定：B - 本社、支社局等の保有する情報機器等の機能を確実に発揮させるため、必要な更新等を計画的に実施した。 - 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、計画的な人員配置を行った。その際、職員の勤務環境等の改善にも留意した。 効率的な業務遂行のため、事業の進捗を踏まえ、早明浦ダム再生事業、木曽川用水濃尾第二施設改築事業、寺内ダム再生事業、並びに新規事業である利根川河口堰大規模地震対策事業、群馬用水地区事業、筑後川下流用水総合対策事業等に重点的な人員配置を実施した。 人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運用を行った。 機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、令和6年度の採用計画を策定し、募集時期の前倒しや拡大を図る他、オンラインを活用して受験機会の確保、利便性の向上に努めることにより、人材確保を行った。 また、積極的な採用に係る広報活動として、大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義、インターンシップを実施するなど、機構のPRに繋がる活動を積極的に実施した。 令和2年度から令和6年度末まで適用する一般事業主行動計画に	評定

	考に、業務の特性や機構の業務実績、職員の勤務の特性等を適切に反映するとともに、給与体系の適切な運用を行うこと。	えた取組を推進させるための内部研修等を実施する。 特に、デジタル技術を利活用する専門人材の確保・育成及び機構職員全体のITリテラシーの向上を図る。 また、内部研修を補完し、より高度な専門的知識の修得、スキルの向上を図るため、外部機関が主催する研修に積極的に参加させる。 これらの取組に加えて、ダイバーシティ推進を図るための研修等を行う。	えた取組を推進させるための内部研修等を実施する。 特に、情報処理技術の専門人材の確保・育成に努めるとともに、機構職員全体のITリテラシーの向上を図る。 また、内部研修を補完し、より高度な専門的知識の修得、技術スキルの向上を図るため、外部機関が主催する研修に積極的に参加させる。 これらの取組に加えて、ダイバーシティ推進を図るための研修等を行う。		(4) 積立金の使途 独立行政法人水資源機構法第31条に基づく積立金については、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に活用し、国や利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等に取り組んだ。	基づき、女性活躍・推進を含むダイバーシティの積極的な推進の下、一人一人が活躍できる環境整備に取り組んだ。 人財育成プログラムの見直しを踏まえた研修計画を新たに策定し、特に若年層への研修を強化することでOJTの機能不足を保管すると共に、研修で得た知識が定着するよう研修効果の測定と人財育成室によるフォローも併せて実施した。 「Microsoft 365」の活用方法や情報システムの基本的事項について、メール配信を全職員に向け定期的に行うことで、機構職員全体のITリテラシーの向上を図った。 ダム管理技術、電気通信、施工管理分野等の外部機関が実施する専門研修を積極的に受講させ、内部研修では修得できない分野の高度な専門知識の修得、職員の資質の向上を図った。 また、これらの取り組みに加えて、女性活躍推進を含むダイバーシティ推進を図るための研修も積極的に実施した。 給与水準の適正化に取り組んだ結果、令和6年度給与の対国家公務員指数は102.9（対前年比0.3ポイント減）、また、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は109.8（対前年比0.3ポイント減）となった。 また、令和5年度の給与水準の妥当性について検証を行い、検証結果及び取組状況について、機構のウェブサイトにて公表した。 ブリッジ休暇の取得推進やMY定時退庁日の設定等、ワーク・ライフ・バランスを実現するためのそれぞれの目標を掲げ、在宅勤務制度やWEB会議システム等を積極
	(3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第5期中期目標期間を超える債務負担を検討すること。	⑥ 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 ⑦ 働き方改革を推進し、生産性や業務効率の向上を図ることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に努める。	⑥ 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 ⑦ 働き方改革を推進し、生産性や業務効率の向上を図ることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に努める。		(5) 利水者負担金に関する事項 当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対し、当該年度支払と割賦支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望を踏まえた支払方法により、負担金の納入を受けた。 令和6年度においては、利水者からの繰上償還の要望はなかった。	
	(4) 積立金の使途 将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用する。その中で、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模	⑥ 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 ⑦ 働き方改革を推進し、生産性や業務効率の向上を図ることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に努める。	⑥ 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 ⑦ 働き方改革を推進し、生産性や業務効率の向上を図ることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に努める。			

	(5) 利水者負担金に関する事項 利水者の負担金の支払方法について、利水者の要望も踏まえ適切に対応すること。	災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。 (5) 利水者負担金に関する事項 ① 利水者の負担金の支払方法について、利水者の適切な判断に資するよう、各支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望には可能な限り応じる。 ② 利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、繰上償還を受ける割賦負担金の現在価値額及び経過利息額の合計額を繰上償還額として受ける。ただし、機構の成立前に償還を開始した割賦負担金の繰上償還で機構が認めたものを除く。	災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。 (5) 利水者負担金に関する事項 ① 利水者の負担金の支払方法について、利水者の適切な判断に資するよう、各支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望には可能な限り応じる。 ② 利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、繰上償還を受ける割賦負担金の現在価値額及び経過利息額の合計額を繰上償還額として受ける。			的に活用し、生産性や業務効率の向上を図ることで働き方改革を推進した。 ・ 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び29事務所等で第5期中期目標期間を超える契約を148件行った。 ・ 独立行政法人水資源機構法第31条に基づく積立金については、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に活用し、国や利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等に取り組んだ。 ・ 当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対し、当該年度支払と割賦支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望を踏まえた支払方法により、負担金の納入を受けた。 令和6年度においては、利水者からの繰上償還の要望はなかった。 ・ これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考え、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	
4. その他参考情報							
特になし。							